

資料編

目 次

第1	防災組織に関する資料	1
1-1	由利本荘市防災会議条例	1
1-2	由利本荘市防災会議委員	3
1-3	由利本荘市災害対策本部条例	4
第2	気象情報等の収集及び伝達に関する資料	5
2-1	気象情報等収集ホームページ	5
2-2	雨量観測所	5
2-3	河川水位観測所	6
2-5	国土交通省秋田河川国道事務所・重要水防箇所調書	6
2-6	子吉川タイムライン	8
2-7	ダム水位等観測施設	10
2-8	ダム概要	10
2-9	観測装置等	11
2-10	サイレンの信号等	11
第3	通信に関する資料	15
3-1	由利本荘市防災行政無線局管理運用規程	15
3-2	防災行政無線の概要	18
3-3	防災関係機関の連絡先一覧表	22
3-4	携帯電話不感集落一覧表	25
第4	災害援護・生活物資に関する資料	26
4-1	生活再建支援金支給に係る事務の流れ	26
4-2	税の軽減	26
4-3	由利本荘市罹災証明書等交付要綱	28
4-4	由利本荘市災害り災者に対する見舞金支給要綱	32
4-5	由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例	33
4-6	由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	36
4-7	災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	39
4-8	災害時における応急業務の応援に関する協定	42
4-9	災害時における応急業務等に関する協定	43
4-10	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	44
4-11	由利本荘市とJA秋田しんせいグループの災害協力に関する協定	46
4-12	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	48
4-13	由利本荘市とみちのくコカ・コーラボトリングの災害時における飲料の確保に関する協定	49
4-14	由利本荘市とサントリービバレッジサービスの災害時における飲料の確保に関する協定	50
4-15	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	52
4-16	災害時における電動車両等に関する協定	54
4-17	由利本荘市災害復旧救済措置要綱	56
4-18	由利本荘市農地・農業用施設単独災害復旧事業費補助金交付要綱	58
4-19	由利本荘市農地・農業用施設災害復旧事業実施要綱	59
4-20	由利本荘市林業単独災害復旧事業費補助金交付要綱	61
4-21	由利本荘市漁業用施設単独災害復旧事業費補助金交付要綱	62
第5	救急医療に関する資料	64
5-1	救急告示医療機関	64
5-2	病院名簿	64
5-3	医療機関（一般診療所）	65
5-4	薬局一覧	66

5-5	災害時等緊急医薬品等備蓄店舗.....	67
5-6	救護所設置予定場所.....	68
5-7	血液製剤備蓄医療機関等令和4年4月現在.....	69
5-8	消防本部が保有する救急自動車及び救急救命士.....	69
5-9	災害時における応急医療救護活動に関する協定.....	70
5-10	秋田DMA Tの派遣に関する協定.....	71
5-11	秋田DMA T設置運営要綱.....	73
第6	交通に関する資料.....	76
6-1	市保有車両一覧.....	76
6-2	陸上運送業者等.....	77
6-3	災害時における交通の規制に係る標示.....	78
6-4	災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）.....	79
6-5	災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）.....	82
6-6	防災拠点及び緊急輸送道路.....	85
6-7	ヘリポート設置予定場所.....	87
第7	協定に関する資料.....	89
7-1	自治体関係.....	89
7-2	民間等団体関係.....	90
7-3	自衛隊の災害派遣.....	92
7-4	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱.....	97
7-5	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定.....	101
7-6	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細則.....	103
第8	雪害予防に関する資料.....	106
8-1	特別豪雪地帯指定状況.....	106
8-2	雪害防災体制設置基準.....	106
8-3	由利本荘市地域支え合い事業実施要綱.....	107
8-4	由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例.....	110
8-5	由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例施行規則.....	112
8-6	由利本荘市単身高齢者等雪下ろし経費助成事業実施要綱.....	113
8-7	由利本荘市空家等倒損壊防止作業執行基準.....	114
8-8	由利本荘市道路除雪計画.....	115
第9	災害危険箇所に関する資料.....	124
9-1	土砂災害危険箇所図等について.....	124
9-2	土砂災害危険箇所の種類.....	125
9-3	秋田県の山地災害危険地区.....	128
9-4	土砂災害防止法の概要.....	128
9-5	土砂災害危険箇所.....	130
9-6	雪崩危険箇所.....	132
9-7	重要水防区域.....	138
9-8	ため池.....	139
9-9	海岸重要水防区域.....	152
9-10	防風保安林指定状況.....	152
9-11	農用地等湛水危険箇所.....	152
9-12	災害危険地区に立地する要配慮者利用施設.....	153
第10	消防に関する資料.....	157
10-1	消防機関の配置.....	157
10-2	消防組織図.....	158
10-3	秋田県林野火災空中消火運営実施要領.....	159

10-4	主なる火災史.....	163
第11	危険物等に関する資料.....	166
11-1	危険物規制対象施設数.....	166
11-2	高圧ガス、都市ガス、LPガス.....	166
11-3	火薬類.....	167
11-4	毒物・劇物.....	167
第12	公用負担に関する資料.....	168
12-1	公用負担.....	168
第13	清掃に関する資料.....	173
13-1	ごみ及びし尿処理施設.....	173
第14	避難に関する資料.....	174
14-1	指定緊急避難場所および指定避難所.....	174
14-2	震災時一時避難施設.....	178
14-3	福祉避難所.....	179
14-4	指定福祉避難所.....	179
14-5	鳥海山における避難促進施設.....	180
第15	広報例文.....	180
第16	孤立集落に関する資料.....	187
16-1	孤立想定集落一覧表.....	187
第17	福祉施設に関する資料.....	188
17-1	福祉施設一覧表.....	188
17-2	社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会.....	193
第18	災害履歴.....	194
18-1	子吉川水系の洪水被害・濁水被害.....	194
18-2	既往の一般災害.....	195
18-3	雪害履歴.....	204

第 1 防災組織に関する資料

1-1 由利本荘市防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日
条例第 249 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条 6 項の規定に基づき、由利本荘市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 由利本荘市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 市の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 必要に応じて市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 5 人、5 人、20 人、11 人及び 10 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の由利本荘市防災会議条例第3条第5項第8項の規定により任命される最初の委員に任期は、同条例第7項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

1-2 由利本荘市防災会議委員

区分	機関・職名	備考
会長	由利本荘市長	
1号委員	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所長	
〃	秋田地方気象台 次長	
〃	東北森林管理局 由利森林管理署長	
2号委員	秋田県由利地域振興局長	
3号委員	由利本荘警察署長	
4号委員	由利本荘市副市長	
〃	〃 企業管理者	
〃	〃 危機管理監	
〃	〃 総務部長	
〃	〃 企画振興部長	
〃	〃 市民生活部長	
〃	〃 健康福祉部長	
〃	〃 産業振興部長	
〃	〃 観光文化スポーツ部長	
〃	〃 建設部長	
〃	〃 教育次長	
〃	〃 企業局長	
5号委員	由利本荘市教育長	
6号委員	由利本荘市消防長	
〃	由利本荘市消防団長	
7号委員	東日本電信電話株式会社 秋田支店長	
〃	東日本旅客鉄道株式会社 羽後本荘駅長	
〃	日本通運株式会社 秋田物流センター所長	
〃	東北電力ネットワーク株式会社 秋田支社 本荘電力センター所長	
〃	日本郵便株式会社 本荘郵便局長	
〃	独立行政法人国立病院機構 あきた病院長	
〃	羽後交通株式会社 本荘自動車営業所長	
〃	由利本荘医師会会長	
〃	由利組合総合病院長	
8号委員	秋田県立大学システム科学技術学部 教授	
〃	由利本荘市自主防災活動促進会議 会長	
9号委員	由利本荘市建設業協会会長	
〃	由利本荘市社会福祉協議会会長	
〃	社会福祉法人 中央会 理事長	
〃	由利本荘市婦人団体連絡協議会会長	

1-3 由利本荘市災害対策本部条例

平成17年3月22日

条例第250号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、由利本荘市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 （平成24年9月26日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

第2 気象情報等の収集及び伝達に関する資料

2-1 気象情報等収集ホームページ

	部署	ホームページ名	備考
国	内閣府	防災情報のページ	
	国土交通省（気象庁）	気象庁	
		秋田地方気象台	
	国土交通省	防災情報提供センター	
		川の防災情報	
		秋田の川 水位・雨量情報 あきた道・川情報 STATION	
県	秋田県 （総務部総合防災課） （建設部河川砂防課）	秋田県防災ポータルサイト ・気象情報 ・河川水位情報 ・雨量情報 ・土砂災害危険箇所マップ ・火山関連情報	

2-2 雨量観測所

管轄等	番号	観測局	住所	標高 m	備考
国土交通省 秋田河川国道事務所					
	1	矢島	矢島町元町字新町 168(長泥橋)	60	
	2	本荘	蓼沼 135-4(二十六木橋)	10	
	3	小栗山	小栗山字三又木 50-1(笹森山)	86	
	4	赤田	赤田字坂ノ下 37-2(笹森山)	60	
	5	東由利	東由利老方字横渡 12-5(高薬師山)	125	
	6	山内	山内字中島 8(山内橋)	50	
	7	笹子	鳥海町上笹子字針 87(姥井戸山)	439	
秋田地方気象台					
	1	本荘	埋田字用堰南地内	11	
	2	東由利	東由利老方字後田地内	117	
	3	矢島	矢島町城内字築館地内	46	
	4	笹子	鳥海町上笹子字川合地内	200	
秋田県由利地域振興局					
	1	由利建設	水林 366(由利地域振興局地点)	-	
	2	小栗山	小栗山字森の腰 151-1(新見岫橋)	-	
	3	笹子	鳥海町下笹子字落合 19(川合橋)	-	
	4	川内	鳥海町川内字泥の木台 24-1	-	
	5	老方	東由利老方字下川原 128(良善寺橋)	-	
	6	滝俣	岩城滝俣字谷地 205-2(滝俣橋附近)	-	
	7	猿倉	鳥海町猿倉字上原 6-50		
	8	上川内	鳥海町上川内字堰ノ上 9-1		
	9	直根	鳥海町中直根字馬森 9		
	10	岩谷	岩谷麓字二の台 56		
	11	山内	山内字上ノ台 9-3		

管轄等	番号	観測局	住所	標高 m	備考
	12	町村	町村字中畑 100-2		
	13	赤田	赤田字肥作 2-6		
	14	中俣	中俣字碓り 259-1		
	15	大内ダム	小栗山地先		
※7～14は、秋田県土砂災害システムと連動					

2-3 河川水位観測所

水系名	河川名	管理区分	観測所名	水防団 待機水 位 m	はん濫 注意水 位 m	避難 判断水 位 m	はん濫 危険水 位 m	所在地	
子吉川	笹子川	県	檜ノ木平	1.50	2.00	-	-	鳥海小川字倉隅 9-2(小川橋)	
		国	小川	-	-	-	-	鳥海小川字倉隅 5-1	
	鮎川	県	町村	1.00	1.60	-	-	町村字中畑	
	子吉川	子吉川	県	立石	2.00	3.10	-	-	矢島町城内字築館 47-2(荒沢川橋)
			県	伏見	1.50	2.00	-	-	鳥海町伏見字久保 4-2(伏見橋付近)
			国	矢島	2.90	4.10	-	-	矢島町元町字新町 168(長沼橋付近)
			国	吉沢	-	-	-	-	吉沢字向小山田(吉沢橋付近)
			国	明法	1.50	2.20	4.00	4.70	前郷字西川 16-1(滝沢橋付近)
	国	宮内	-	-	-	-	玉ノ池字茨野(子吉川橋付近)		
	国	二十六木橋	3.30	4.00	5.60	6.00	下大野(二十六木橋下流付近)		
	国	由利橋	2.20	2.80	-	-	鍛冶町(由利橋から上流 20m)		
	畑川	県	高城	-	-	-	-	小栗山地先	
	芋川	芋川	県	見岫	2.00	2.50	-	-	小栗山字見岫(見岫橋)
			県	松本	2.90	3.50	4.30	4.60	松本字谷地下 4-16(松本橋付近)
			県	館前	3.20	4.30	6.20	6.60	内黒瀬字新町 231-1(館前橋付近)
	石沢川	石沢川	県	老方	1.00	1.60	-	-	東由利老方字下河原 128(養田橋)
国			鮎瀬	2.50	3.40	4.20	4.50	鮎瀬字鮎瀬下 3-2(鮎瀬橋付近)	
赤田川	県	御橋	1.00	1.50	-	-	赤田字代官免 48-2(赤田の大仏)		
衣川	衣川	県	荒町	0.80	1.80	-	-	松ヶ崎字築館下河原 8-7	

2-5 国土交通省秋田河川国道事務所・重要水防箇所調書

(1) 対象水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水 位 m	はん濫 注意水 位 m	避難 判断水 位 m	はん濫 危険水 位 m	計画 高水位 m	零点高 m	対象 距離 Km
子吉川	矢島	矢島町 元町 字新町	30.1	2.90	4.10	-	-	-	43.115	25.0 ～ 16.0
	明法	前郷 字西川	16.09	1.50	2.20	4.00	4.70	5.750	6.717	16.0 ～ 右 12.4 左 11.2
	二十六木橋	蓼沼	7.035	3.30	4.00	5.60	6.00	6.395	0.0	右 12.4 左 11.2 ～ 0.0

石沢川	鮎瀬	鮎瀬 字鮎瀬下	1.26	2.50	3.40	4.20	4.50	5.789	4.525	2.6 ～ 0.0
-----	----	------------	------	------	------	------	------	-------	-------	-----------------

(2) 各対象水位観測所の水防警報の発表時期の基準

河川名	観測所名	待機	準備	出動	解除
子吉川	矢島	上流の降雨状況により必要があると認めるとき	水防団待機水位 2.90m を超え、なおはん濫注意水位 4.10m に達すると予想され、準備の必要があると認めるとき	はん濫注意水位 4.10m を超え、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	水防作業の必要がなくなったとき
	明法	降雨状況によって必要があると認めるとき	水防団待機水位 1.50m を超え、なおはん濫注意水位 2.20m に達すると予想され、準備の必要があると認めるとき	はん濫注意水位 2.20m を超え、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	水防作業の必要がなくなったとき
	二十六木橋	降雨状況によって必要があると認めるとき	水防団待機水位 3.30m を超え、なおはん濫注意水位 4.00m に達すると予想され、準備の必要があると認めるとき	はん濫注意水位 4.00m を超え、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	水防作業の必要がなくなったとき
石沢川	鮎瀬	降雨状況によって必要があると認めるとき	水防団待機水位 2.50m を超え、なおはん濫注意水位 3.40m に達すると予想され、準備の必要があると認めるとき	はん濫注意水位 3.40m を超え、なお上昇の見込みがあり出動の必要があると認めるとき	水防作業の必要がなくなったとき

2-7 ダム水位等観測施設

ダム名	観測事項	観測施設			観測回数
		名称	所在地	構造	
鬼ヶ台防災ダム	貯水位及び流出量	鬼ヶ台ダム 水位観測局	中俣字村卸 (鬼ヶ台ダム)	自記、水位計 テレメーター付	毎日 1回 洪水時 10分間に1回 警戒時 30分間に1回
	河川水位	中帳水位観測局	中帳字御所ノ沢	自記、水位計 テレメーター付	
	降水量	中ノ沢雨量観測所	秋田市雄和萱ヶ沢字 土橋	自記、雨量計 テレメーター付	
		鬼ヶ台ダム 雨量観測局	中俣字村卸 (鬼ヶ台ダム)	自記、雨量計 テレメーター付	
小羽広防災ダム	貯水位及び流出量	小羽広ダム 水位観測局	市岩野目沢字道ノ下 (小羽広ダム)	自記、水位計 テレメーター付	毎日 1回 洪水時、警戒時 60分間に1回
	河川水位	加賀沢水位観測局	加賀沢字松山	自記、水位計 テレメーター付	
		長坂水位観測局	長坂字新大霜	自記、水位計 テレメーター付	
	降水量	羽広雨量観測局	羽広字泉索	自記、雨量計 テレメーター付	
		小羽広ダム 雨量観測局	岩野目沢字道ノ下 (小羽広ダム)	自記、雨量計 テレメーター付	

2-8 ダム概要

ダム名	位置	施設の規模及び内容
鬼ヶ台防災ダム	中俣字村卸	堰堤工 流域面積 14.42k m ² 最大流入時放水量 13 m ³ /S 総貯水量 450,000m ³ 満水面積 12.7ha 有効貯水量 430,000 m ³ (1) コンクリート堰堤工 堤長 28.90m 堤高 12.50m 堤長巾 4.0m 堤体積 2,950 m ³ (2) アース堰堤 堤長 67.43m 堤高 12.50m 堤長巾 5.0m 堤体積 19,379 m ³ 施設工 ダム管理室 鉄筋コンクリート平屋建 1棟 (4.5×6.5)
小羽広防災ダム	岩野目沢字道ノ下	堰堤工 流域面積 29.82k m ² 最大流入時放水量 23.7/S 総貯水量 1,791,200m ³ 満水面積 36.5ha 有効貯水量 1,551,200 m ³ (1) コンクリート堰堤工 堤長 81.75m 堤高 20.0m 堤長巾 6.0m 堤体積 10,930 m ³ (2) フィル堰堤 堤長 89.25m 堤高 16.0m 堤長巾 6.0m 堤体積 13,131 m ³ 施設工 ダム管理室 鉄筋コンクリート平屋建 1棟 (10.0×6.0)

2-9 観測装置等

(1) 土砂災害システム雨量局 (県管理)

	観測所名	よみがな	設置箇所	備考
1	猿倉	サルクラ	鳥海町猿倉	雨量データを傍受し、土石流の発生が予測された時には、猿倉と直根で住民に向け警報スピーカーで警告する。
2	上川内	カミカワウチ	鳥海町上川内	
3	直根	ヒタネ	鳥海町中直根	
4	岩谷	イワヤ	岩谷	
5	山内	ヤマウチ	山内	
6	町村	マチムラ	町村	
7	赤田	アカタ	赤田	
8	中俣	ナカマタ	中俣	

(2) 鳥海山火山砂防システム観測局 (県管理)

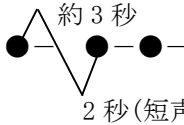
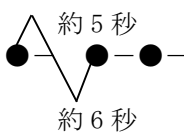
	観測所名	よみがな	設置箇所	観測機器
1	花立牧場	ハナダテ ボクジョウ	矢島町城内	雨量計
2	ひばり荘	ヒバリソウ	にかほ市馬場	雨量計
3	銚立	ホコダテ	にかほ市象潟町小滝	雨量計、積雪計
4	祓川	ハライカワ	矢島町祓川	雨量計、積雪計
5	元滝川	モトダキガワ	にかほ市象潟町本郷	雨量計
6	法体の滝	ホツタイノタキ	鳥海町百宅	雨量計、積雪計、



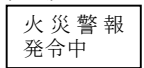


(3) 準用ダム放流警報装置 (東北電力NW)

	スピーカー設置箇所	設置数	観測方法
1	鳥海町大川端	1基	子吉川準用ダム水位の自動観測又はローリングゲート放流制御の際に、スピーカーから放流警報が流れる。
2	鳥海町下大川端	1基	
3	鳥海町長坂	1基	
4	鳥海町伏見	1基	

2-10 サイレンの信号等

(1) 消防信号

	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約800m以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	 約3秒 2秒(短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—●—● (3点)	 約5秒 約6秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●—● ●—● ●—● (2点)		
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	● ● ● ● ● ● (1点)		

	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (1点と2点との斑打)		
山林火災信号	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—● (3点と2点との斑打)	 約10秒 約2秒	
	応援信号 署所団特命応援 出場のとき	同上	同上	
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1点と4点との斑打)	 約30秒 約6秒	掲示板  赤地に白字形状及び大きさは、適宜とする。 吹流し、旗の掲揚
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (1点と2点との斑打)	 約10秒 約3秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演習召集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (1点2個と3点との斑打)	 約15秒 約6秒		
備考	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>			

(2) 水防信号

水防法第20条の規定より、水防信号は次のように区分する。

① 避難信号

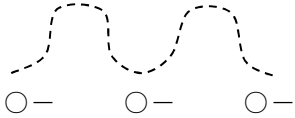
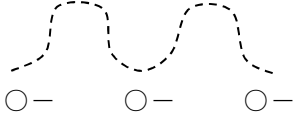
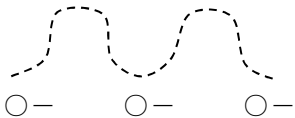
必要と認める区域内の居住者避難のため立退くべきことを知らせるもの

② 出動信号

消防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの

③ 警戒信号

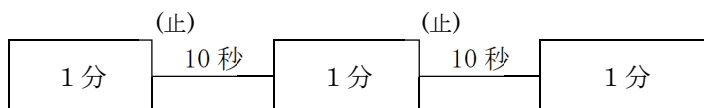
警戒水位に達したことを知らせるもの

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
避難信号	○ ○ ○ ○	<p>約3秒 約2秒</p> 
出動信号	○-○-○ ○-○-○	<p>約5秒 約6秒</p> 
警戒信号	<p>○ ○-○-○-○</p> <p>○ ○-○-○-○</p>	<p>約30秒 約6秒</p> 

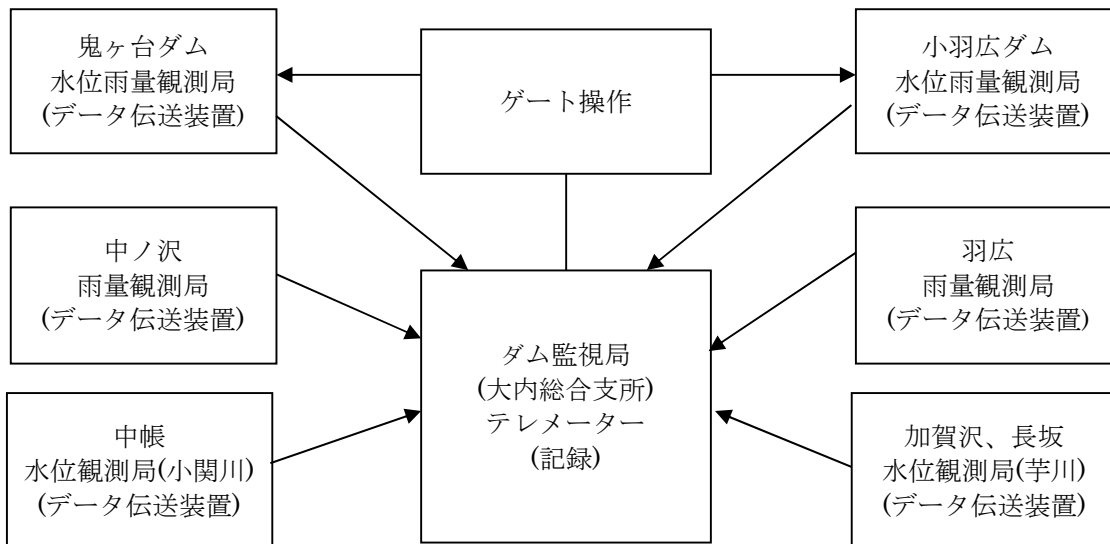
(3) ダムの放流警告サイレン

ダム名	サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
鬼ヶ台防災ダム	監視局サイレン	岩谷町(芋川右岸)	7.5	
	下川大内サイレン	松本(芋川右岸)	3.0	
	鬼ヶ台ダムサイレン	中俣(小関川右岸)	3.0	
小羽広防災ダム	小羽広ダム警戒局	岩野目沢字道ノ下	3.0 自動	67-2786
	ダム監視局(大内総合支所)	岩谷町字日渡	7.5 手動	65-2211
	大内総合支所 下川大内出張所	松本字上川原	3.0 手動	66-2001
	大内総合支所 上川大内出張所	小栗山字小栗山	3.0 手動	67-2301
	高尾警報局	高尾字蒲田	2.0 手動	66-2559
	由利本荘市役所 北内越出張所	北内越平岡	4.0 手動	22-0319

● 警告サイレン吹鳴時間調



● テレメーターシステム系統図



第3 通信に関する資料

3-1 由利本荘市防災行政無線局管理運用規程

平成22年5月25日
訓令第8号

由利本荘市防災行政無線局管理運用規程(平成17年由利本荘市訓令第59号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、非常時における防災業務及び平常時における行政事務を有効かつ適切に行うことを目的として設置する由利本荘市防災行政無線局等の適正な管理、運用及び保全について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系通信 同報通信方式により、親局から屋外拡声子局及び戸別受信機を通じて情報を一斉に伝達する通信系統をいう。
- (3) 同報親局 同報系通信を行うものであって、屋外拡声子局の通信等を制御する固定局をいい、通信運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。
- (4) 移動系通信 中継局を経由して基地局と陸上移動局との間で相互通信を行う通信系統をいう。
- (5) 移動系基地局 陸上移動局との通信を行うための移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 中継局 同報系無線及び移動系無線の通信の中継を行うために設置する無線局をいう。
- (8) 遠隔制御装置 同報系親局及び移動系基地局と有線回線で接続された送受信設備で親局及び基地局の機能を有するものをいう。
- (9) 屋外拡声子局 同報系無線の無線受信設備で拡声装置を有し、屋外に設置するものをいう。
- (10) 戸別受信機 同報系無線の無線受信設備で屋内に設置するものをいう。

(法令の遵守)

第3条 無線局については、法の遵守及び総務省東北総合通信局(以下「通信局」という。)の指導に従い、秩序ある効果的な管理及び運用に努めなければならない。

(管理責任者)

第4条 同報系無線及び移動系無線の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、すべての無線局を統括管理する。

2 管理責任者は、危機管理課長の職をもってこれに充てる。

3 管理責任者は、無線従事者を指揮監督して、適正かつ効率的な運用を確保するとともに、無線従事者の養成に努めるものとする。

(無線従事者)

第5条 無線従事者は、法第40条第1項に規定する資格を有する者の中から、管理責任者が選任し、又は解任するものとする。

2 無線従事者は、無線局の操作及び無線業務日誌の記録業務等に従事するものとする。

(同報系無線の構成)

第6条 同報系無線の構成は、同報親局、遠隔制御装置、屋外拡声子局、中継局及び戸別受信機で構成する。

(同報系通信及びローカル放送の内容)

第7条 同報系通信の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然災害、事故災害等非常事態にかかわるもの。
- (2) 市民の生命、財産等にかかわる緊急かつ重要なもの。
- (3) 市その他官公署の公示事項広報に関わるもの。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理責任者が特に必要と認めたもの。

(ローカル放送)

第8条 屋外拡声子局の放送設備を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、その所管する屋外拡声子局を直接操作し、スピーカーによる拡声放送(以下「ローカル放送」という。)を行うことができる。

- (1) 由利本荘市職員
- (2) 由利本荘市消防職団員
- (3) その他管理責任者が必要と認めた者

(同報系通信の申請)

第9条 同報系通信を使用とする者は、同報系無線利用申請書(別記様式)を同報通信をしようとする日の3日前までに、管理責任者に提出し、許可を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(戸別受信機の貸与)

第10条 戸別受信機は、市長が必要と認める者に無償で貸与するものとする。ただし、戸別受信機の維持管理に要する費用は貸与を受けた者(以下「受信機の利用者」という。)の負担とする。

2 受信機の利用者は、当該戸別受信機を譲渡又は転貸若しくは担保に供してはならない。

3 受信機の利用者は、当該戸別受信機を使用しなくなったときは、速やかに返還しなければならない。

(戸別受信機の貸与の取消し)

第11条 市長は、受信機の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、戸別受信機の貸与を取り消し、又は戸別受信機を返還させることができる。

- (1) 戸別受信機を適切に維持管理できないと認めたとき。
- (2) 戸別受信機を故意に改造又は破損したとき。
- (3) その他通信業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為があったとき。

(害の賠償)

第12条 受信機の利用者は、故意又は過失によって戸別受信機を亡失又は改造若しくは損壊したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りではない。

(移動系無線の構成)

第13条 移動系無線は、移動系基地局、遠隔制御装置、中継局及び陸上移動局で構成する。

(移動系無線の通信内容)

第14条 移動系無線の通信内容は、防災行政の責務を遂行するために必要な内容であるものとし、任務に反するものを内容としてはならない。

(秘密の保持)

第15条 移動系無線に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の統制及び制限)

第16条 管理責任者は、災害の発生その他必要があると認めたときは、同報系通信及び移動系通信並びにローカル放送を制限することができる。

(通信訓練)

第17条 管理責任者は、非常災害発生時に備え、通信機能の確認及び防災無線局の円滑な運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を毎年1回以上行うものとする。

- (1) 通信統制訓練
- (2) 住民への警報及び情報伝達訓練
- (3) 孤立集落からの情報収集及び情報伝達訓練

(乱用の禁止)

第18条 同報系通信及び移動系通信並びにローカル放送は、これを乱用してはならない。

2 通信及び放送は、簡潔かつ明瞭に行わなければならない。

3 1回に行う同報系通信及び移動系通信並びにローカル放送は、緊急時を除き3分以内とするものとする。

(無線局に関わる事務)

第19条 無線局に係る次に掲げる事務は、総務部危機管理課において行う。

- (1) 定期点検及び臨時点検に関する事項

- (2) 備え付け書類の保管に関する事項
- (3) 無線局の申請、各種届出等に関する事項
- (4) 無線従事者の選任等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(その他)

第20条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式(第9条関係)

同報系無線利用申請書

年 月 日

申請者 住所
氏名
連絡先(担当)

通信日時	<input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 年 月 日(曜日) 時 分		
通信目的	<input type="checkbox"/> 訓練 <input type="checkbox"/> その他()		
通信種別	<input type="checkbox"/> 一斉 <input type="checkbox"/> 選別(地区)		
サイレンの使用	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない		
放送内容			
無線管理担当課 処理欄			
受付	年 月 日	受付者	
許可	年 月 日	取扱者	

3-2 防災行政無線の概要

(1) 防災行政無線の状況（令和4年4月現在）

区分	同報系				合計
	親局	遠隔 制御装置	再送信 子局	屋外 拡声子局	
本荘地域	1	1	0	28	30
岩城地域	0	3	2	35	40
西目地域	0	2	0	17	19
矢島地域	0	2	0	11	13
由利地域	0	2	0	12	14
大内地域	0	2	2	9	13
東由利地域	0	2	2	12	16
鳥海地域	0	2	1	15	18
合計	1	16	7	139	163

※ 同報系欄の鳥海地域は、一部有線方式。

(2) 同報系防災行政無線局の設置場所

名称	局番号	設置場所
親局		
由利本荘市本庁舎		由利本荘市尾崎 17
遠隔制御装置		
16 施設	由利本荘市消防本部	由利本荘市美倉町 27-2
	岩城総合支所	〃 岩城内道川字新鶴潟 50
	西目総合支所	〃 西目町沼田字弁天前 40-61
	由利本荘市消防署岩城分署	〃 岩城二古字狐森 66-5
	由利本荘市消防署西目分署	〃 西目町沼田字新道下 2-536
	岩城総合支所亀田出張所	〃 岩城亀田亀田町字田町 41
	矢島総合支所	〃 矢島町矢島町 21-2
	由利本荘市消防署矢島分署	〃 矢島町元町字大川原 127-1
	由利総合支所	〃 前郷字前郷 82
	由利本荘市消防署由利分署	〃 前郷字上川原 11
	大内総合支所	〃 岩谷町字日渡 100
	由利本荘市消防署大内分署	〃 徳沢字才ノ神 102
	東由利総合支所	〃 東由利老方字橋脇 112
	由利本荘市消防署東由利分署	〃 東由利老方字橋脇 112
	鳥海総合支所	〃 鳥海町伏見字赤渋 28-1
	由利本荘市消防署鳥海分署	〃 鳥海町上笹子字石神 92-1
屋外拡声子局		
146 局	岩城総合支所	1 由利本荘市岩城内道川字新鶴潟 50
	雪川	2 〃 勝手字家ノ上 103-8
	新谷	3 〃 勝手字中瀬地内
	前砂沢	4 〃 勝手字石長根 1-15
	川向	5 〃 勝手字横山地内

名称	局番号	設置場所
烏ヶ森	6	〃 勝手字烏ヶ森地内
井戸ノ沢	7	〃 内道川井戸ノ沢 84-94
烏森	8	〃 内道川字烏森地内
川南	9	〃 内道川 48-2
鶴潟	10	〃 二古字横砂子 28-51
川尻 (再送信子局を兼ねる)	11	〃 二古字川尻 124-6
馬道	12	〃 内道川字馬道 85-1
高畑	13	〃 内道川字八幡前
久保	14	〃 道川字久保 2-1
田中	15	〃 道川字田中地内
竹屋	16	〃 君ヶ野字竹屋 43-3
赤平	17	〃 赤平字皮ノ上 162-5
最上町	18	〃 最上町字最上町 103
亀田出張所	19	〃 岩城亀田亀田町字田町 41
愛宕町	20	〃 亀田愛宕町字上小路 2-4
富田	21	〃 富田字板敷 366-1
泉田	22	〃 泉田字小森 12-2
白畑	23	〃 滝俣字白畑 176
家ノ後	24	〃 滝俣字家ノ下地内
宮ノ下	25	〃 滝俣字宮ノ下 126
福ノ俣	26	〃 福俣字西田地内
六呂田	27	〃 六呂田字久保地内
下蛇田	28	〃 下蛇田字湯田地内
上蛇田	29	〃 上蛇田字藪雨地内
檜岡	30	〃 下黒川字檜岡地内
堂ノ下	31	〃 下黒川字堂ノ下地内
割田	32	〃 下黒川字割田地内
宮田	33	〃 下黒川字宮田地内
黒川 (再送)	34	〃 岩城上黒川字竹ノ下 119-2
海岸 1	35	〃 内道川字新鶴潟 121-1
海岸 2	36	〃 内道川字新鶴潟地内
川北	37	〃 岩城内道川字烏森 150-298
由利本荘市役所	40	〃 尾崎 17 番地
石脇	41	〃 石脇字田尻地内
神沢	42	〃 神沢字浜辺地内
川口	43	〃 川口字愛宕町地内
平岡	44	〃 内越字平岡地内
三条	45	〃 三条字三条谷地地内
石沢館	46	〃 館字中島地内
子吉	47	〃 埋田字用堰北地内
田尻 1 南側	48	〃 石脇字田尻無番地
田尻 2 北側	49	〃 石脇字田尻無番地
深沢	50	〃 親川字今泉 48

名称	局番号	設置場所
親川	51	親川字親川地内
芦川	52	芦川字押木48
折林	53	芦川字下モ山180
松ヶ崎	54	松ヶ崎字松ヶ崎町地内
はなれ山	55	松ヶ崎字西離山71-88
浜三川	60	石脇字山ノ神11の内
竜巻	61	石脇字竜巻14-30の内
田尻野	62	石脇字田尻野23-8の内
上ノ山	63	石脇字弁慶川43-1の内
水林	64	井戸尻50-13の内
梵天	65	東梵天303-6の内
蓼沼	66	上大野3-1の内
薬師堂	67	薬師堂字谷地19-1の内
玉ノ池	68	玉ノ池字元屋布85-1
松ヶ崎体育館	69	松ヶ崎字荒町北側181-1の内
にしめ道の駅	70	西目町沼田字新道下1112-2の内
西目	71	西目町沼田字浜山6-193の内
本荘港	72	石脇字田尻無番地
防災公園	73	石脇字田尻野(防災公園内)
西目総合庁舎	75	西目町沼田字弁天前40-61の内
海士剥道下	76	西目町海士剥字海士剥道下72-1
海士剥下	77	西目町海士剥字海士剥下52-21
中高屋2	78	西目町出戸字浜山1-47
中高屋3	79	西目町出戸字浜山地内
土花	80	西目町出戸字土花7
海水浴場2	81	西目町出戸字浜山地内
海水浴場3	82	西目町出戸字浜山地内
西目漁港	83	西目町出戸字浜山地内
出戸1	84	西目町出戸字堀切62
出戸2	85	西目町出戸字堀切117-2
サイレン局	86	西目町沼田字弁天前40-61(庁舎屋上)
沼田	87	西目町沼田字鱈ヶ沢430
潟保	88	西目町西目字中ノ目306-2
中沢	89	西目町西目字中沢292
大内総合支所	90	岩谷町字樋渡100
徳沢	91	徳沢字才ノ神63-2
松本	92	松本字小及位野78
高尾	93	高尾字沢田100-1
葛岡(再送)	94	葛岡字上野110-1
中田代(再送)	95	中田代字板井沢240-20
軽井沢	96	羽広字七ツ鉢1-1
立寄	97	羽広字榎ノ木32-1
小栗山	98	小栗山字小栗山31-1

名称	局番号	設置場所
曲沢	99	滝字曲沢 76-1
滝	100	滝字館ノ下 28-1
由利分署	121	前郷字上川原 11
鮎川	122	東鮎川字岡田 233-7
堰口	123	堰口字山ノ下 4-1
屋敷	124	西沢字上屋敷 23-6
五十土	125	五十土字五大尊脇 234
川西	126	川西字中坪 383
山本	127	山本字前田表 155-10
吉沢	128	吉沢字後田 120-2
由利総合支所	129	前郷字御伊勢下 36-1
黒沢	130	黒沢字南黒沢 63-2
由利曲沢	131	曲沢字堤下 266
前郷	132	前郷字滝沢館 76-4
老方	141	東由利老方字西ノ浜 9-23
船木	142	東由利宿字東合 4-5
大台	143	東由利字大谷地 90
大琴(再送)	144	東由利宿字上ノ台 363-1
高屋	145	東由利宿字大釜 21-7
舟打場	146	東由利田代字大台 15
蔵	147	東由利蔵字蔵 121-1
法内	148	東由利法内字上稲代沢 90
小倉	149	東由利法内字小倉 41-1
館合	150	東由利館合字館野 2-1
高戸屋	151	東由利田代字高戸屋 39-1
田代	152	東由利田代字畑中 29-4
黒淵(再送)	153	東由利黒淵字野中 84
向田	154	東由利黒淵字大台 123-1
矢島総合支所	181	矢島町矢島町 13-3
城内	182	矢島町城内字八森下 535-4
七日町	183	矢島町七日町字棚ノ木田 81
川辺	184	矢島町川辺字艾田 23-6
立石	185	矢島町立石字上野 53
新荘	186	矢島町新荘字下沖田 132
元町	187	矢島町元町字轟木 57-2
荒沢	188	矢島町荒沢字中荒沢 78-2
木在	189	矢島町木在字漆保 237
持子	190	矢島町立石字下田表 251
坂之下	191	矢島町坂之下字中屋敷 62-4
矢島鳥海清掃センター局(再送)	200	鳥海町下川内字上原 13-2
鳥海総合支所	201	鳥海町伏見字赤渋 28-1
平根	202	鳥海町上川内字沖 68-2
直根	203	鳥海町中直根字中山 77-1

名称	局番号	設置場所
猿倉	204	〃 鳥海町猿倉字沖 85-2
鳥海分署	205	〃 鳥海町上笹子字石神 92-1
下笹子	206	〃 鳥海町下笹子字田中 71-4
提鍋	207	〃 鳥海町上川内字提鍋 14
鶴田	208	〃 鳥海町下川内小坂 35-2
小川	209	〃 鳥海町小川字倉隅 16-1
上直根	210	〃 鳥海町上直根字大豆梨 76-2
下直根	211	〃 鳥海町下直根字大谷地 37
野宅	212	〃 鳥海町上笹子字野宅 120-2
赤倉	213	〃 鳥海町上笹子字赤倉 82-2
矢ノ本	214	〃 鳥海町下川内字矢ノ本 9-2
長坂	215	〃 鳥海町上川内字長坂 4-3

モーターサイレン局		
西目総合支所		由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-61
中継局		
三望苑中継局		由利本荘市大浦字鳥屋 72
大長根中継局		〃 岩城富田字大長根 28-3

3-3 防災関係機関の連絡先一覧表

	機関名	課名等	電話番号	FAX 番号	備考
秋田県					
	秋田県総務部	総合防災課	018-860-4563	018-824-1190	
	秋田県建設部	河川砂防課	018-860-2511	0180860-3809	
	〃	道路課	018-860-2483	018-860-3837	
	秋田県農林水産部	農林政策課	018-860-1721	018-860-3842	
	〃	水田総合利用課	018-860-1783	018-860-3898	
	〃	水産漁港課	018-860-1885	018-860-3849	
	秋田県由利地域振興局	総務企画部地域企画課	0184-22-5432	0184-22-6683	
	〃	建設部企画建設課	0184-22-5436	0184-22-5493	
	〃	建設部保全環境課	0184-22-5439	0184-22-5493	
	秋田県警察本部		018-863-1111		
	〃	由利本荘警察署（地域課）	0184-23-4111		
	〃	矢島幹部交番	0184-56-2727		
指定地方行政機関					
	東北森林管理局	企画調整室	018-836-2273	018-836-3281	
	〃	由利森林管理署	0184-22-1076	0184-22-2274	
	東北農政局秋田農政事務所	総務課	018-862-5611	018-863-3281	

	機関名	課名等	電話番号	FAX 番号	備考
	東北運輸局秋田運輸支局	輸送関係	018-863-5813	018-862-9907	
	仙台管区気象台秋田地方気象台	防災業務課	018-864-3955	018-824-5938	
	第2管区海上保安部	秋田海上保安部警備救難課	018-845-1621	018-846-0094	
	秋田労働局	安全衛生課	018-862-6683	018-863-4493	
	〃	本荘労働基準監督署	0184-22-4124	0184-22-7812	
	東北整備局秋田河川国道事務所	防災課	018-864-2294	018-864-5599	
	〃	子吉川出張所	0184-22-6360	0184-22-4166	
	〃	本荘国道維持出張所	0184-22-8558	0184-23-6264	
	〃 鳥海ダム調査事務所		0184-23-5120	0184-23-5451	
自衛隊					
	陸上自衛隊第21普通科連隊	第3課	018-845-0125	018-845-0125	
	航空自衛隊秋田救難隊		018-886-3320	018-886-3320	
	自衛隊秋田地方協力本部	由利本荘地域事務所	0184-22-3479	0184-24-1215	
指定公共機関等					
	日本赤十字社秋田県支部		018-864-2731	018-864-6852	
	〃	秋田赤十字病院	018-829-5000	018-829-5255	
	独立行政法人国立病院機構	あきた病院	0184-73-2002	0184-73-2370	
	N T T 東日本秋田支店	災害対策室	018-836-8781	018-836-8830	
	N T T ドコモ CS 東北秋田支店	ネットワーク担当	018-895-7200	018-888-1400	
	N K H 秋田放送局	コンテンツセンター	018-825-8141	018-831-0585	
	東日本高速道路秋田管理事務所		018-826-1700	018-826-1703	
	日本通運秋田支店	業務課	018-863-3001	018-863-3049	
	〃	羽後本荘支店	0184-23-0202		
	東北電力ネットワーク秋田支社	企画管理部門	018-863-3151	018-823-4945	
	〃	本荘電力センター	0184-22-1205	0184-22-6051	
	J R 東日本秋田支社	安全対策室	018-833-1254	018-833-1254	
	〃	羽後本荘駅	0184-22-5096	0184-24-5101	
	日本貨物鉄道東北支社	秋田営業支店	018-866-5957	018-866-6393	
	郵便事業株式会社秋田支店	総務課	018-823-0911	018-865-5417	
	〃	本荘郵便局	0184-22-0471		
	A B S 秋田放送	報道部	018-826-8520	018-825-2777	
	A K T 秋田テレビ	報道部	018-866-6131	018-888-2252	
	A A B 秋田朝日放送	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115	
	F M 秋田	編成部	018-824-1155	018-824-1194	

	機関名	課名等	電話番号	FAX 番号	備考
	秋田県医師会	事務局	018-833-7401	018-832-1356	
	由利本荘医師会		0184-22-4085	0184-22-0050	
	羽後交通	庶務課	0182-32-4151	0182-32-1656	
	〃	本荘営業所	0184-22-3122		
	由利高原鉄道		0184-56-2736	0184-56-2850	
	秋田LPGガス協会（荘内ガス）		0184-22-1050	0184-22-5043	
防災関係機関					
	由利本荘市総務部	危機管理課	0184-24-6238	0184-23-8191	
	由利本荘市矢島総合支所	市民サービス課	0184-55-4951	0184-55-2025	
	由利本荘市岩城総合支所	市民サービス課	0184-73-2011	0184-73-2131	
	由利本荘市由利総合支所	市民サービス課	0184-53-2112	0184-53-2962	
	由利本荘市大内総合支所	市民サービス課	0184-65-2212	0184-65-2610	
	由利本荘市東由利総合支所	市民サービス課	0184-69-2110	0184-69-2526	
	由利本荘市西目総合支所	市民サービス課	0184-33-4610	0184-33-4189	
	由利本荘市鳥海総合支所	市民サービス課	0184-57-2201	0184-57-2076	
	由利本荘市教育委員会事務局	教育総務課	0184-32-1306	0184-33-3381	
	由利本荘市企業局	管理課	0184-22-4375	0184-22-4364	
	〃	営業課	0184-22-3504	0184-23-5578	
	〃	水道課	0184-22-2326	0184-23-5578	
	〃	下水道課	0184-24-6336	0184-24-6397	
	〃	ガス課	0184-22-0402	0184-22-4364	
	由利本荘市消防本部		0184-22-4282	0184-23-2748	
	由利本荘市消防署		0184-22-0011	0184-23-2748	
	〃	矢島分署	0184-55-2111	0184-56-2119	
	〃	岩城分署	0184-73-2100	0184-73-2410	
	〃	由利分署	0184-53-3119	0184-53-3008	
	〃	大内分署	0184-65-2020	0184-65-2023	
	〃	東由利分署	0184-69-2214	0184-69-2254	
	〃	西目分署	0184-33-2350	0184-33-2389	
	〃	鳥海分署	0184-59-2199	0184-59-2198	
	由利組合総合病院		0184-27-1200		
	本荘第一病院		0184-22-0111		
	佐藤病院		0184-22-6555		
	秋田魁新報社	本荘支局	0184-24-3122	0184-24-3124	
	読売新聞	由利本荘通信部	0184-24-0610	0184-24-0611	

	機関名	課名等	電話番号	FAX 番号	備考
	NPO 法人コメリ災害対策センター		025-371-4112	025-371-4151	
	マックスバリュ東北株式会社		018-847-2771	018-847-1121	
	イオンスーパーセンター本荘店		0184-28-0024	0184-28-0014	
	由利本荘市建設業協会		0184-24-3115	0184-24-3220	

3-4 携帯電話不感集落一覧表

令和4年11月1日現在

地区名	No.	集落名	世帯数	備考
矢島地域	1	軽井沢	1	
大内地域	2	岩野目沢字福沢	2	
合 計			3	

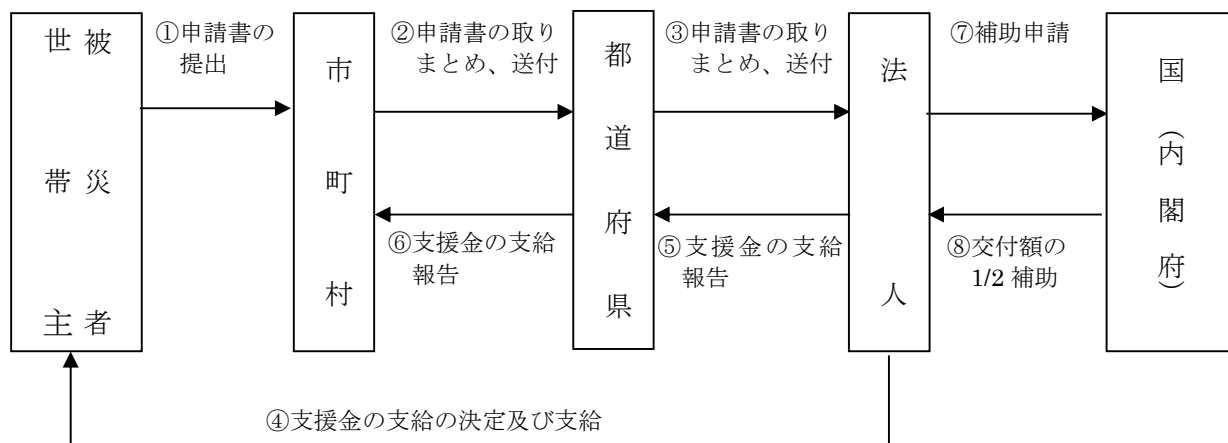
第4 災害援護・生活物資に関する資料

4-1 生活再建支援金支給に係る事務の流れ

◎支援金の申請

- ① 被災者生活再建支援法の適用が決定された場合、支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）は、申請書を作成し、必要書類を添えて、地元市町村（被災時の市町村）に提出。
- ② 市町村は、受け付けた申請書類を取りまとめ、速やかに都道府県に送付。
なお、市町村は、被災者（世帯主等）からの申請書類について、世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付された必要書類を十分確認した上で受付を行う。
- ③ 都道府県は、市町村から送られてきた申請書類を取りまとめ、速やかに支援法人（財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部）に送付。
- ④ 支援法人は、申請書類の内容審査を行い、支給金額を決定し、速やかに支援金支給通知書を交付するとともに支援金を支給。

【参考】支援金支給事務の基本的な流れ



4-2 税の軽減

1 国税

所得税法の雑損控除による方法	<p>災害、盗難又は横領により生活に通常必要な資産に損害を受けた場合次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。</p> <p>1 (損害額－保険金等で補填される金額) －総所得金額等の合計額×10%</p> <p>2 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p>	所得税法第72条1項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法	<p>1 所得税の減免 災害により住宅又は家財について、その時価の2分の1以上の損害（保険金等で補填される金額を除く。）を受けた者で、その年の合計所得金額が1,000万円以下である者に対し、次により減免を行う。</p> <p>合計所得金額が ・500万円以下 所得税額の全額 ・500万円超 750万円以下 所得税額の2分の1 ・750万円超 1,000万円以下 所得税額の4分の1</p>	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条
	<p>2 相続税、贈与税の免除 相続、遺贈又は贈与により取得した財産について申告書の提出期限後に甚大な被害を受けた者に対し、被害があった日以後に納付すべき相続税又は贈与税のうち被害を受けた部分に対する税額を免除する。</p>	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第4条

2 地方税

県税	個人の県民税 (地方税法 第45条)	市町村による個人の市町村民税の減免額の割合と同じ割合で減免する。
	個人の事業税 (条例第62条)	当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の事業税の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。 1 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の10分の3以上であり、かつ、事業の所得金額が1,000万円以下の者 事業の所得金額が ・500万円以下の場合 事業税額の全額 ・500万円超 750万円以下 事業税額の2分の1 ・750万円超1,000万円以下 事業税額の4分の1 2 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が、資産価格総額の10分の3以上であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下の者 合計所得金額が ・400万円以下の場合 事業税額の2分の1 ・400万円超500万円以下 事業税額の4分の1 ※1・2とも、損害額は保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額
	不動産取得税 (県税条例 第79条)	1 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から、3年以内に取得したものに限り減免する。 2 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免する。
	自動車取得税 (県税条例 第115条)	1 災害により滅失又は損壊した自動車(2の適用を受けた自動車を除く。)に代わる自動車を取得する場合、滅失又は損壊した自動車の価額に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から3月以内に取得したものに限り減免する。 2 取得した自動車が、その取得の日から1月以内に災害により滅失又は損壊した場合、その自動車の取得に対し減免する。
	軽油引取税 (地方税法 第144条の30)	軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災等の理由がある場合、相当する額を免除等する。 ※特別徴収義務者が対象
	自動車税 (県税条例 第135条)	当該課税年度の納期限が未到来の場合で、災害により自動車に損害を受け、その修繕に要した費用の額が自動車税の年額を超える場合、次により減免する。 ・修繕費が自動車税の年額の2倍を超える場合 自動車税額の2分の1 ・修繕費が自動車税の年額を超え2倍以下の場合 自動車税額の4分の1 なお、修繕に要した費用の額は、保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額である。
	産業廃棄物税 (産業廃棄物 税条例第12条)	産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災等の理由がある場合、相当する額を免除等する。 ※特別徴収義務者が対象
	市町村民税	地方税法に基づき市町村条例の規定により減免する。 1 個人の市町村民税(地方税法第323条、市税条例第47条) 2 固定資産税(地方税法第367条、市税条例第81条) 3 軽自動車税(地方税法第454条、市税条例第102条) 4 特別土地保有税(地方税法第605条の2、市税条例第131条) 5 都市計画税(地方税法第702条8、市税条例第81条) 6 国民健康保険税等(地方税法第717条、市国民健康保険税条例第30条)

4-3 由利本荘市罹災証明書等交付要綱

平成21年10月21日
改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、水災、風災、地震その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害（以下「罹災物件」という。）の証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請書（様式第1号）に被害状況の写真及び位置図を添えて、市長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 市長は、罹災者又はその他市長が適当と認める者（以下「申請者」という。）から、罹災証明書等交付申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て該当各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 罹災物件を確実な証拠により確認することができる場合 罹災証明書（様式第2号）

(2) 前号の確認ができない場合 罹災届出証明書（様式第3号）

2 市長は、同一罹災物件について、罹災者から再度罹災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(交付の特例)

第4条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第5条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月21日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

罹災証明書等交付申請書

年 月 日

由利本荘市長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 連絡先 _____

下記のとおり罹災したことを証明願います。

罹災原因	年 月 日()の _____ による
罹災場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 由利本荘市
罹災物件	<input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家)
	<input type="checkbox"/> 非住家 (_____)
	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
罹災程度	※浸水があった場合は以下も記入 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 床上浸水(_____ cm)
証明書必要数	部
添付書類	写真および位置図
○本申請に基づく罹災証明書等の交付のため、必要な範囲内で市の住民基本台帳及び固定資産税に係る地方税関係情報を取得、及び利用することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	
○各種支援制度の所管課に対し、罹災証明内容を提供することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	

罹災物件が住家の場合は以下も記入(住家とは現実に居住のために使用している建物のこと)

世帯主住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 由利本荘市					
世帯主氏名	<input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ					
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢
		(世帯主)				

様式第2号(第3条関係)

(整理番号)

罹災証明書

様

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日()の	による
------	-----------	-----

被災住家 [※] の 所在地						
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)					
浸水区分						

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害						
---------	--	--	--	--	--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

由利本荘市長

㊟

様式第3号(第3条関係)

(整理番号)

罹災届出証明書

様

世帯主住所						
世帯主氏名						
世帯構成員	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日()の	による
------	-----------	-----

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

由利本荘市長



4-4 由利本荘市災害り災者に対する見舞金支給要綱

平成17年3月22日

告示第5号

(目的)

第1条 この告示は、火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害(以下これを「災害」という。)により被害を受けたり災者に対し、見舞金の支給を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(支給対象)

第2条 この告示による見舞金の支給対象は、次のとおりとする。

- (1) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- (2) 風水害、地震その他自然災害により住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯(住居と店舗作業場等を併用している場合は、住家とみなす。)
- (3) 火災により住家の全焼又は半焼の被害を受けた世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(見舞金の額)

第3条 前条の規定による見舞金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 死者又は行方不明1件につき 30万円
- (2) 住家に全焼、全壊又は流失の被害を受けた世帯 10万円
- (3) 住家に半焼又は半壊の被害を受けた世帯 5万円
- (4) 住家に床上浸水の被害を受けた世帯 2万円

(支給の制限)

第4条 著しく自己の責めに帰すると認められる失態による災害に対しては、市長の認定により、この要綱を適用しないことができる。

(災害における被害基準)

第5条 災害の基準は、別に定める基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本荘市災害罹災者に対する見舞金支給要綱(平成2年本荘市要綱)、災害見舞についての内規(平成11年矢島町内規第1号)、岩城町罹災救助に関する条例(昭和39年岩城町条例第27号)、岩城町罹災救助に関する条例施行規則(平成4年岩城町規則第7号)、災害罹災者に対する見舞金給付要綱(昭和47年由利町要綱)、大内町災害罹災者見舞金給付要綱(昭和58年大内町要綱第1号)、東由利町災害り災者に対する見舞金給付要綱(平成11年東由利町要綱)又は鳥海町災害り災者に対する見舞金給付要綱(昭和62年鳥海町要綱第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

4-5 由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月22日
条例第130号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）
 - 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
 - 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）
 - 第5章 補則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認めるものに支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条の規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格の概ね3分の1以上である損害(以下「家財の損

- | | |
|--------------------------|-------|
| 害」という。)及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- | | |
|--------------------------|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 | 350万円 |
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すのに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは、「350万円」と、「170万円」とあるのは、「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。
- (利率)
- 第14条 災害救護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
- (償還等)
- 第15条 災害救護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年本荘市条例第27号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和43年矢島町条例第34号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年岩城町条例第29号)、由利町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年由利町条例第21号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年大内町条例第20号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東由利町条例第20号)、災害弔慰金の支給及び援護資金の貸付に関する条例(平成3年西目町条例第29号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年鳥海町条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成25年6月17日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

4-6 由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年3月22日

規則第56号

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
 - 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
 - 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条-第17条）
 - 第5章 補則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第130号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れ申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付を受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込者には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過するまでに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金の貸付をしない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、該当借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅延なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した。違約金支払免除申請書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金の支払免除した期間及び支払いを免除した金額を記載した違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証明する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名及び住所の変更等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を氏名等変更届（様式第16号）により市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和53年本荘市規則第10号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年矢島町規則第10号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年岩城町規則第10号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大内町規則第9号）、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（平成3年西目町規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年鳥海町規則第22号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

【様式第1号】～【様式第16号】 省略

4-7 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

（目的）

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行ない、その自立更生を助長することを目的とする。

（対象）

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第3条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 二 前条第1項第3号及び4号
 - （一）自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円
 - （二）借家で現に居住している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

（市町村長の報告）

第4条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

- 第5条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。
- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
 - 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
5. この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
6. この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

様式第1号

災害見舞金給付適用報告書

市町村名：

災害発生の日時		年 月 日 () 時 分			災害の種類								
災害発生の場所													
り災の状況													
番号	災害り災世帯主氏名	年令	職	業	住	所	電話番号	家族数	被災の程度	死者・行方不明氏名	年令	災害り災世帯との続柄	状況
	見舞金給付者氏名	年令	職	業	見舞金給付者の現居住地及び当該居住地の世帯主名		電話番号	災害り災世帯主との続柄	死者・行方不明者との続柄	備考			
									(親等)				
									(親等)				
									(親等)				
									(親等)				
									(親等)				

注) 「被災の程度」には、死者、行方不明者、障害、全壊、流出、半壊及び床上浸水の別と、自家、借家の別を記入すること。

4-8 災害時における応急業務の応援に関する協定

被災住宅等の危険度判定ほか ― (由利本荘市建築士事務所協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の円滑かつ迅速な実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 災害発生時等に甲は、乙に対し応急対策業務の応援を要請するものとする。

2 乙は、要請があった場合は、特別の理由がない限り応援するものとする。

(業務内容)

第3条 甲が乙に要請する応急対策業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災住家等の応急危険度判定業務
- (2) 被災住家等の被害認定調査業務
- (3) 被災住家等の応急対策工法検討業務
- (4) その他特に必要な業務

(実施手順)

第4条 甲と乙は、次の手順において応急対策業務を実施するものとする。

- (1) 甲は、乙に、乙に加盟する者のなかから応急対策業務ができる者（以下「応援業務候補者」という。）の紹介を要請する。
- (2) 乙は、甲に応急対策業務の実施箇所ごとに、応援業務候補者の紹介を行う。
- (3) 甲は、乙の紹介に基づき応急対策業務を実施する者（以下「応援業務実施者」という。）を決定し、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知する。
- (4) 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応急対策業務を行う。
- (5) 応援業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲及び乙に提出する。

(費用負担)

第5条 第3条に掲げる応急対策業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。また、その代金は、災害発生時等による混乱が沈静化した後、乙の代金請求に基づき、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報交換を行うものとする。

(災害補償)

第7条 応急対策業務に従事したものが負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(他の協定の適用)

第10条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する者との間において応急対策業務に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

以上、本協定の証として、本協定書を2通作成し、甲・乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成25年11月25日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

乙 秋田県由利本荘市石脇字尾花沢54番133
由利本荘市建築士事務所協会

会長 工藤 次郎

4-9 災害時における応急業務等に関する協定

公共土木施設等の応急対応業務等 — (由利本荘市建設業協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、由利本荘市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、由利本荘市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、甲が所管する公共土木施設等の応急対策業務等の実施について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、大雨その他自然現象及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものをいう。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づく、協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機・資機材等の調達
- (4) 応急復旧(対策)工事の実施
- (5) その他特に必要と認めた業務

(協力要請の手続き)

第4条 第3条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請(以下「協力要請」という。)は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては建設部長、乙にあつては事務局長とする。

- 3 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(協力業務に関する費用の負担)

第6条 第3条第1号に掲げる協力業務の実施に要する費用は無償とする。

- 2 第3条第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる協力業務の実施に要した費用は、甲が負担する。

(情報の交換等)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から相互の連絡体制及び協力業務等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、平成20年6月19日から平成21年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(協定細目)

第9条 この協定書に基づく業務に関し必要な事項については、協定細目に定める。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 6月 19日

甲 由利本荘市尾崎17
由利本荘市
由利本荘市長 柳 田 弘

乙 由利本荘市古雪町25番地
由利本荘市建設業協会
会 長 大 沼 武 且

4-10 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

応急生活物資の供給 — マックスバリュ東北(株) イオンスーパーセンター(株)
NPO 法人コメリ災害対策センター

(目的)

第1条 この協定書は、由利本荘市域で地震等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資(以下「応急生活物資」という。)の供給その他災害応急活動(以下「災害応急活動」という。)に係る協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害が発生した場合の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、

乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力を要請できる事項)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の店舗、及びその他関係機関において保有する応急生活物資を供給するものとする。
 - (2) 乙は、甲が指示する場所等に応急生活物資を運搬するものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
 - (3) 由利本荘市域にある乙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の定めのない事項について、相互に協力を要請することができ、協議の上対応するものとする。

(応急生活物資)

第4条 前条第1項第1号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる品目のうちから、被災の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 第3条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合において、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては由利本荘市総務部総務課長、乙にあつてはマックスバリュ東北株式会社総務部長とする。
- 3 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費（乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 災害応急活動に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があつたときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から相互の連絡体制及び物資の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成19年4月12日から平成20年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。ただし、乙が由利本荘市域の店舗を閉店した場合、並びに第4条に規定する物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年4月12日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 柳田 弘

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター

代表取締役社長 岡崎 双一

乙 岩手県盛岡市菜園1丁目11番地5
イオンスーパーセンター株式会社

代表取締役社長 岡崎 双一

乙 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
マックスバリュ東北株式会社

代表取締役社長 反田 悦生

4-1-1 由利本荘市とJA秋田しんせいグループの災害協力に関する協定

食料品及び応急生活物資等の供給ほか — (秋田しんせい農業共同組合)
(株)ジェイエイ秋田しんせいサービス)
(株)ジェイエイゆり葬祭センター)

(目的)

第1条 本協定は、由利本荘市内で発生した地震や風水害その他の災害(以下「災害」という。)において、甲、乙が相互に協力し市民の安全安心を確保するため災害対応を円滑に遂行し、また平常時においても防災意識向上のための活動を連携・協力していくことを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲、乙とが災害時及び平常時に連携・協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 乙の可能な範囲での食料品及び応急生活物資等の供給
- (2) 乙が所有・管理する施設のインフラ及び人的資源等の活用による援護並びに復旧支援
- (3) 乙が持つ情報ネットワークを活用した情報提供
- (4) 災害時緊急融資制度の検討や、金融移動店舗の出動などの金融支援
- (5) 甲と連携した防災PR活動、防災意識の啓発活動

2 甲及び乙は、前項の定めのない事項について、相互に協力を要請することができ、協議の上、対応

するものとする。

(災害情報等の連絡体制の整備)

第3条 災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

(1) この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

	連絡責任者	連絡先電話番号
甲	由利本荘市総務部危機管理課長	電話 24-6238
乙	秋田しんせい農業協同組合 企画管理部長	電話 27-1661
	(株)ジェイエイ秋田しんせいサービス 企画管理部長	電話 27-2771
	(株)ジェイエイゆり葬祭センター センター長	電話 27-1718

(2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年度初め及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(費用負担)

第4条 乙が供給した物資の対価及び、乙が行った運搬等の費用については、甲が負担する。その価格は災害時直前における適正な価格とする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第6条 本協定で定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

平成25年 8月30日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

乙 秋田県由利本荘市荒町字峙台1番地1
秋田しんせい農業共同組合

代表理事組合長 畠山 勝一

秋田県由利本荘市埋田字小館81番地16
株式会社ジェイエイ秋田しんせいサービス

代表取締役 鈴木 久

秋田県由利本荘市一番堰200番地1
株式会社ジェイエイゆり葬祭センター

代表取締役 畠山 勝一

4-12 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定

防災備蓄品の避難所への配送ほか — (ヤマト運輸(株)秋田主管支店)

(目的)

第1条 本協定は地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援の協力要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。乙は甲の要請に基づき可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- (3) 甲が管理する支援物資拠点の運営等
- (4) 第1号又は第2号配送において乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

(支援要請の手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して文書をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話をもって要請し事後速やかに文書を提出するものとする。

(連絡体制の整備)

第4条 災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

- (1) この協定に関する連絡責任者は、甲においては由利本荘市総務部危機管理課長とし、乙においては、ヤマト運輸株式会社秋田主管支店長とする。
- (2) 本協定を円滑に遂行するため、毎年度初め及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(費用負担)

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。またその代金は、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう平素から必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(免除)

第7条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結日より平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から内容の変更または協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし以降も同様とする。

平成25年7月11日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

乙 秋田県秋田市御所野湯本二丁目1番1号
ヤマト運輸株式会社
秋田主管支店

主幹支店長 末次 龍一

4-13 由利本荘市とみちのくコカ・コーラボトリングの災害時における飲料の確保に関する協定

(みちのくコカ・コーラボトリング株式会社)

(趣旨)

第1条 この協定は、由利本荘市において地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、由利本荘市（以下「甲」という。）がみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）に飲料の確保について協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の規定は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づく災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

(要請の手続き)

第3条 災害時において、甲は乙に飲料の確保について協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、別紙様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により行うことができるものとする。

- (1) 協力を要請する品名
- (2) 協力を要請する数量
- (3) 納入希望日時
- (4) 納入希望場所
- (5) その他必要事項

(飲料の調達)

第4条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認・調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

(飲料の搬送)

第5条 飲料の搬送は第3条の規定に基づく甲の要請により乙が行う。この際に、乙は、搬送先から別紙様式2の受領書を受け取るものとする。

(費用の負担)

第6条 乙がこの協定に基づき提供した飲料及びその搬送に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

- (1) この協定に関する連絡責任者は、甲においては由利本荘市総務部危機管理課長、乙においては、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社本荘営業所長とする。
- (2) 連絡体制の強化を図るため、毎年度初め及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は平成27年7月29日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙共に異議の申し出がない場合は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成27年7月29日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

乙 岩手県紫波郡矢巾町大字宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷村 広和

4-14 由利本荘市とサントリービバレッジサービスの災害時における飲料の確保に関する協定

(サントリービバレッジサービス株式会社)

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に飲料の供給についての協力要請に関し、その手続き等について定め円滑に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

(災害時における飲料供給及び要請方法)

第3条 乙は、災害時に甲から飲料の供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

- 2 甲は、前項の乙への要請を「飲料供給要請書」(様式1)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。
- 3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、搬送可能な場所・日時等を「供給可能数量報告書」(様式2)により甲に連絡する。

(飲料供給の範囲及び数量)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。
- (1) ミネラルウォーター
 - (2) その他飲料

(飲料の搬送)

- 第5条 飲料の受取場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受取場所までの飲料の搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ受け取るものとし、その際乙に「飲料受領書」(様式3)を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡体制)

- 第7条 この協定に関する連絡体制は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 この協定書の有効期間は、平成27年8月24日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない場合、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とするものとする。

(協議)

- 第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

平成27年8月24日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

乙 東京都新宿区荒木町13番地4
サントリービバレッジサービス株式会社

代表取締役社長 鎌田 泰彦

4-15 災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定

(秋田県石油商業組合本荘由利支部)

(目的)

第1条 この協定は、市内において大規模な災害の発生等により、由利本荘市内にガソリン等燃料（以下「燃料」という。）が不足した場合（以下「災害時等」という。）において、災害応急活動上必要と認める燃料の供給に係る協力に関し、由利本荘市（以下「甲」という。）と秋田県石油商業組合由利本荘支部（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

(供給への協力要請)

第2条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

(1) 乙の組合員が保有する燃料を供給すること。

(2) 乙の組合員が保有する車両等を使用し、甲の指定する場所に燃料を搬入し、および給油すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、燃料の供給のため必要と認める事項

2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

第3条 甲は、燃料の供給が必要と認めるときは、文書をもって要請するものとする。ただし、事態が緊急し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときには、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、燃料の供給及び供給のあっせんに可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲からの要請に応じて燃料の供給を行ったときは、速やかに報告書を提出するものとする。この場合において、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定の規定による協力の要請に応じて実施した燃料の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者を置くものとする。

2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成27年9月30日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地
秋田県由利本荘市

秋田県由利本荘市長 長谷部 誠

乙 秋田県由利本荘市赤・1-102
秋田県石油商業組合由利本荘支部

支部長 高橋 正志

4-16 災害時における電動車両等に関する協定

秋田三菱自動車販売株式会社
秋田三菱自動車販売株式会社
三菱自動車工業株式会社

由利本荘市（以下「甲」という。）、（以下「乙」という。）及び（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、由利本荘市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。加えて、甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に周知し、その理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは電動車両等に生じた損害については、

その損害の責めに帰すべき事由のあるものが補償責任を負うものとする。

(2)自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1)乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2)原則として、由利本荘市内で使用する。

(3)故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市長 長谷部 誠

乙 秋田県秋田市川元開和町4番17号
秋田三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 佐藤 功

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社 加藤 隆雄

4-17 由利本荘市災害復旧救済措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時の復旧に関して、公的災害復旧事業及び由利本荘市林業災害復旧事業費単独補助金交付要綱(平成17年由利本荘市)に該当しない場合で、更に被害が拡大するおそれがあり、緊急に応急対策が必要と認められるときの救済措置に関し定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 住家

土砂の流出等により、日常生活に支障があると認められるとき。

(2) 非住家

土砂の流出等により、建物が破損し、使用が困難と認められるとき。

(助成対象額)

第3条 助成対象額は、災害原因の土砂の除去等に係る経費で、かつ、領収書等において確認できる額とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条の経費の3分の1以内とし、助成金の限度額を30万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請書(別記様式)

(2) 被害状況及び完了後の写真

(3) 経費の領収書

(4) その他必要と認められる書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

		年	月	日
由利本荘市長				様
	申請者		住所	
		氏名		印
助成金等交付申請書				
年 月 日に発生した、 災害により、被害が拡大するおそれがある ことから、応急対策の復旧事業を実施しましたので、助成くださるよう由利本荘市補助金等の 適正に関する条例第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請いたします。				
記				
1	復旧事業名			
2	助成対象額		円	
3	助成申請額		円	
4	復旧事業等の目的及び内容			
※ 添付書類				
	<input type="checkbox"/>	被害状況及び完了後の写真		
	<input type="checkbox"/>	経費の領収書		
	<input type="checkbox"/>	その他必要と認められる書類		
		()

4-18 由利本荘市農地・農業用施設単独災害復旧事業費補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 22 日
改正 平成 21 年 11 月 10 日
改正 平成 24 年 6 月 15 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 3 月 31 日
改正 平成 29 年 10 月 1 日
改正 令和 4 年 3 月 31 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の維持を図り、その経営の安定に資するため、農地・農業用施設災害復旧事業に対し補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例(平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。)、由利本荘市財務規則(平成17年由利本荘市規則第40号)及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則(平成17年由利本荘市規則第41号)(以下「規則」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、由利本荘市管内の農家及び土地改良区等の農家が組織する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、将来とも利用する農地及び農業用施設に係る災害復旧事業とする。

2 災害とは、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

3 災害復旧事業とは、災害により生じた被害を原形に復旧することをいう。ただし、原型に復旧することが著しく困難又は不適當な場合は、これに変わるべき必要な措置を講ずるものとする。

4 農地とは、耕作の目的に供される土地をいい、農業用施設とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路等をいう。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に必要な経費とし、1箇所当たりの補助対象経費の額は、10万円以上40万円未満とする。ただし、公共性の高い農道橋で、市長が認めるときは、この限りでない。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 維持工事とみなされる費用

(2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(3) 補助対象事業者の人夫賃金

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、農地にあつては補助対象経費の額の1/3以内、農業用施設にあつては補助対象経費の額の1/2以内とし、予算の範囲内で定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の各市町災害復旧事業実施要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4-19 由利本荘市農地・農業用施設災害復旧事業実施要綱

平成17年03月22日

改正 平成20年06月20日

改正 平成24年06月15日

改正 平成25年11月01日

改正 令和03年03月31日

(目的)

第1条 この要綱は、市が事業主体となり農地、農業用施設の災害復旧事業を行い、もって農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次に掲げるものをいう。

- (1) かんがい排水施設
- (2) 農業用道路
- (3) 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

2 この要綱において「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

3 この要綱において「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった農地及び農業用施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが困難又は不適當な場合において、従前の効用を回復させるために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものをいう。

(事務手続)

第3条 市は、災害が発生した場合において、速やかに被害状況の把握に努めるものとする。

2 市は、国庫補助対象の災害復旧事業に該当するか関係機関と協議を行うとともに、受益者等と調整を行い、事業申請する場合災害復旧事業計画を樹立するものとする。

3 市は、災害査定、補助金申請、工事実施及び監督等に関する事務を行うものとする。

(災害復旧事業の負担割合)

第4条 災害復旧事業の受益者負担割合は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第5条 この要綱は、次に掲げる災害復旧事業については適用としない。

- (1) 維持工事とみなされる工事
- (2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の各市町災害復旧事業実施要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
附 則 (平成20年6月20日)
この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
附 則 (平成24年6月15日)
この要綱は、平成24年6月15日から施行する。
附 則 (平成25年11月1日)
この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
附 則 (令和3年3月31日)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)
災害復旧事業の負担割合

工 区 種 分			負 担 割 合			備 考
			国	市	受益者	
復旧事業	測量設計委託料	農地	—	全額	—	補助金額は、千円未満を切り捨てるものとする。
		農業用施設	—	全額	—	
	工事費	農地	50%	国補助残の50%	国補助残の50%	
		農業用施設	65%	国補助残の80%	国補助残の20%	
関連事業	測量設計委託料	農業用施設	—	1/2	1/2	
	工事費	農業用施設	50%	25%	25%	

※補助率増高となった場合は、市と受益者の負担割合に応じて按分するものとする。

4-20 由利本荘市林業単独災害復旧事業費補助金交付要綱

平成 17 年 3 月 22 日
 改正 平成 22 年 4 月 1 日
 改正 平成 25 年 3 月 28 日
 改正 平成 27 年 4 月 1 日
 改正 平成 29 年 3 月 31 日
 改正 令和 4 年 3 月 31 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業の維持を図り、その経営の安定に資するため、林業の災害復旧事業に対し補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助事業対象者は、由利本荘市管内に森林を所有する個人及び団体等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、林業に係る災害復旧事業等とする。

2 災害とは、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

3 災害復旧事業とは、災害により生じた被害を原形に復旧することをいう。ただし、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合は、これに代わるべき必要な措置を講ずるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に必要な経費とする。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 維持工事とみなされる費用

(2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(3) 補助対象事業者の人夫賃金

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の 1/3 とし、予算の範囲内で定めた額とする。ただし、補助金の交付額が 30 万円を超えるときは、30 万円とする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の各市町林業施設災害復旧事業単独補助金交付要綱等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4-2-1 由利本荘市漁業用施設単独災害復旧事業費補助金交付要綱

平成22年9月16日

改正 平成25年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成29年3月31日

改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業の維持を図り、その経営の安定に資するため、漁業用施設の災害復旧事業に対し補助することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、由利本荘市管内の漁家及び漁家が組織する団体等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、漁場の利用又は保全上必要な施設等であつて、将来とも利用する漁業用施設に係る災害復旧事業とする。

2 災害とは、暴風、洪水、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

3 災害復旧事業とは、災害により生じた被害を原形に復旧することをいう。ただし、原型に復旧することが著しく困難又は不適當な場合は、これに変わるべき必要な措置を講ずるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、1箇所当たりの補助対象経費の額は、10万円以上60万円以下とする。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

(1) 維持工事とみなされる費用

(2) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(3) 補助事業者の人夫賃金

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で定めた額とする。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第5 救急医療に関する資料

5-1 救急告示医療機関

病院名	所在地	電話番号	一般病床	救急病床	救急告示
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後 38	27-1200	606	10	H6. 11. 12
佐藤病院	由利本荘市小人町 117- 3	22-6555	137	7	S46. 8. 24
本荘第一病院	由利本荘市岩渕下 110	22-0111	142	6	S63. 10. 18

開設者別(厚生連1、医療法人2)

5-2 病院名簿

秋田県 HP から (秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務チーム)

令和5年4月現在

病院名	住所等	開設年月日	適用(許可病床数)
独立行政法人 国立病院機構 あきた病院	〒018-1393 由利本荘市 岩城内道川字井戸ノ沢 84-40 TEL 0184-73-2002 FAX 0184-73-2370	S22. 4. 1	(一般 334、結核 6、計 340)
由利組合総合病院	〒015-8511 由利本荘市川口字家後 38 TEL 0184-27-1200 FAX 0184-27-1277	H6. 11. 12	救急告示(H6. 11. 12) へき地医療拠点病院(H15. 4. 1) 臨床研修指定(H6. 11. 12) 災害拠点病院(H8. 12. 25) 地域がん診療病院 (H27. 4. 1) (一般 602、感染症 4、計 606)
由利本荘医師会病院	〒015-0885 由利本荘市水林 456- 4 TEL 0184-22-0054 FAX 0184-22-6738	H13. 10. 1	(一般 100、計 100)
菅原病院	〒015-0012 由利本荘市石脇字田尻 33 TEL 0184-22-1604 FAX 0184-24-5929	S58. 9. 1	(精神 200、計 200)
本荘第一病院	〒015-8567 由利本荘市岩渕下 110 TEL 0184-22-0111 FAX 0184-22-0120	H2. 4. 1	救急告示(S63. 10. 18) 臨床研修指定(H15. 10. 30) (一般 142、計 142)
象潟病院	〒018-0153 にかほ市象潟町小滝字麻針堰 16 TEL 0184-44-2341 FAX 0184-44-2433	H4. 2. 1	(精神 136、計 136)
佐藤病院	〒015-8555 由利本荘市小人町 117- 3 TEL 0184-22-6555 FAX 0184-23-2224	S47. 2. 1	救急告示(S46. 8. 24) (一般 137、計 137)

5-3 医療機関（一般診療所）

令和5年4月現在

医療機関名	所在地	電話番号	備考
浅野耳鼻いんこう科医院	表尾崎町 17-4	22-5883	
いとう内科医院	大内三川字三川 9	62-1050	
伊藤医院	中田代字坂井沢 114-7	67-2321	
猪股医院	給人町 6-2	22-4800	
老方診療所	東由利老方字老方 14	69-2866	
大井医院	矢島町七日町棚木田 68	56-2871	
奥山内科医院	花畑町 2丁目 57-2	22-5031	
加賀医院	鳥海町伏見字久保 12-9	57-3456	
風平診療所	岩城内道川馬道 44-7	73-3333	
川上クリニック	桜小路 38-7 斉藤ビル 1階	74-7867	
きくち医院	西目町沼田字新道下 2-71	32-1077	
木村医院	矢島町七日町字七日町 39	56-2005	
小松医院	館字石沢館 6	29-2013	
小松医院	東由利館合字館前 7	69-2531	
こまつ皮フ科クリニック	中梵天 87-1	74-6171	
さけみ小児科クリニック	西梵天 73	28-5101	
佐々木産婦人科医院	給人町 37-1	22-2358	
さとうハートクリニック	石脇字田尻野 6-53	23-8600	
佐藤医院	矢島町七日町字曲り淵 128-1	56-2065	
しぶやこまちクリニック	赤沼下 434-1	24-0030	
清水泌尿器科内科医院	鶴沼 123	22-3100	
鈴木小児科	一番堰 117-17	44-8282	
松ヶ崎診療所	神沢字浜辺 111-1	28-2040	
中央線診療所	岩淵下 39-2	27-2301	
土田整形外科医院	砂子下 53	22-4500	
早川眼科医院	裏尾崎町 4	22-1815	
本荘整形外科	花畑町 2丁目 32-1	28-0288	
梵天内科クリニック	東梵天 171-1	28-0015	
前田眼科	東梵天 192-3	28-5500	
まつだあかちゃんこどもクリニック	東梵天 174-1	22-0009	
みうらアレルギー呼吸器内科クリニック	松街道 36	74-7355	
たにあい糖尿病・在宅クリニック	川口字高花 105-3	74-7240	
わかまつ内科クリニック	東梵天 297-1	22-7521	
渡邊医院	前郷字家岸 79-20	53-3611	
鳥海診療所	鳥海町伏見字久保 8-2	57-2003	
笹子診療所	鳥海町上笹子字塚台 105	59-2321	
鮎川診療所	東鮎川字下山崎 8	53-2246	ふれあい館
大琴診療所	東由利宿字ヤツマ 147	69-2317	
あいば歯科クリニック	西目町沼田字弁天前 40-317	33-4300	
あらまち歯科医院	荒町字改 65-1	23-6487	
いしだ歯科診療所	鳥海町伏見字山添 75-5	57-2211	
歯科いわきクリニック	岩城内道川字新鶴潟 3-8	74-6188	
おおくま歯科クリニック	赤沼下 423-1	23-6633	
大坂歯科医院	石脇字田尻野 22-31	24-4156	
金内歯科医院	岩谷町字日渡 252	65-2323	
金子歯科医院	御門 224-2	24-1550	
工藤歯科医院	裏尾崎町 10-2	22-4515	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
蔵小路歯科クリニック	岩城亀田大町字蔵小路 11	62-5858	
国立病院機構あきた病院	岩城内道川井戸ノ沢 84-40	73-2002	
小松歯科医院	東由利館合字館前 23-2	69-3838	
五味デンタルクリニック	川口字家後 79-1	22-8453	
御門歯科クリニック	本田仲町 72	23-8241	
さいとうデンタルクリニック	東梵天 190-1	74-3110	
斎藤歯科診療所	美倉町 47-1	24-4182	
佐藤医院	矢島町七日町曲り淵 128-1	56-2045	
さはら歯科クリニック	中梵天 100-1	74-4118	
志村歯科医院	花畑町 1-73	22-1787	
しんどう歯科クリニック	砂子下 7-3	28-1123	
鈴木歯科クリニック	石脇山ノ神 11-1115	27-1128	
鈴木歯科診療所	大内三川字白山田 86-1	65-2685	
武田歯科医院	桶屋町 24	22-5208	
東京ホワイト歯科	川口字八幡前 252-1	22-1882	
西目はまなす歯科	西目町沼田字新道下 2-19	33-4055	
藤原歯科医院	大浦字八走 124-1	24-5270	
二古歯科診療所	岩城二古字横砂子 1-6	74-7388	
藤丸歯科クリニック	中堅町 18-1	22-5023	
ほかり歯科医院	矢島町七日町榎木田 1-21	55-4325	
山田歯科医院	中堅町 42	22-0253	
由利組合総合病院	川口家後 38	27-1200	

5-4 薬局一覧

令和5年4月現在

薬局名	住所	電話番号	備考
アイン薬局 由利本荘店	岩渕下 68-2	TEL:0184-28-0233	TEL は昼夜共通
イケダ調剤薬局	岩谷町日渡 147 の 1	TEL:0184-65-2047	TEL は昼夜共通
池田薬局 あら町店	荒町字真城 72	TEL:0184-74-7021	
池田薬局 石脇調剤店	石脇字石脇 45 番地	TEL(昼):0184-24-2478 TEL(夜):080-1651-6717	
池田薬局 岩城店	岩城内道川字馬道 44-17	TEL(昼):0184-74-7656 TEL(夜):070-7424-8797	
池田薬局 開光堂店	裏尾崎町 4-8	TEL(昼):0184-24-2381 TEL(夜):080-1651-6718	
池田薬局 かわぐち店	川口八幡前 261 番地	TEL(昼):0184-23-7071 TEL(夜):080-1651-6715	
池田薬局 たで沼店	一番堰 117-14	TEL(昼):0184-44-8075 TEL(夜):090-5233-3965	
池田薬局 大前店	給人町 7-3	TEL(昼):0184-74-9151 TEL(夜):080-1650-4475	
池田薬局 中央店	岩渕下 108-2	TEL(昼):0184-25-8067 TEL(夜):080-1651-6719	
池田薬局 つるまい店	小人町 223-1	TEL(昼):0184-74-4131 TEL(夜):080-1807-5598	
池田薬局 マカベ調剤店	川口家後 150 番地 1	TEL(昼):0184-22-0611 TEL(夜):090-9038-7984	
池田薬局 わかば店	石脇字田尻野 6-11	TEL(昼):0184-22-3912 TEL(夜):080-1651-6716	
上原調剤薬局	砂子下 49-6	TEL:0184-22-2728	TEL は昼夜共通

薬局名	住所	電話番号	備考
おいかた調剤薬局	東由利老方老方 13-7	TEL:0184-62-4122	TEL は昼夜共通
おおうち今野調剤薬局	大内三川三川 11 番地	TEL(昼):0184-62-1011 TEL(夜):0184-65-2571	
大越調剤薬局 あかぬま店	赤沼下 437	TEL:0184-24-0541	TEL は昼夜共通
大越薬局	本荘 117 番地	TEL:0184-22-3903	TEL は昼夜共通
オレンジ薬局	岩渕下 40-1	TEL:0184-28-1201	TEL は昼夜共通
株式会社長谷川薬局	西目町沼田弁天前 40-150	TEL(昼):0184-33-3055 TEL(夜):0184-33-3112	
クオール薬局石脇店	石脇字田尻 3-129	TEL(昼):0184-27-2589 TEL(夜):080-8020-4239	
池田薬局 コアラ調剤店	西梵天 75 番地 4	TEL(昼):0184-28-5055 TEL(夜):090-4557-8046	
参保堂薬局	大鋸町 63-2	TEL:0184-23-3349	TEL は昼夜共通
サン薬局	花畑町 4 丁目 32 番地	TEL:0184-23-7338	TEL は昼夜共通
池田薬局 すみれ調剤店	中田代板井沢 112-8	TEL(昼):0184-62-3077 TEL(夜):080-1812-1362	
西目調剤薬局	西目町沼田新道下 2-90	TEL(昼):0184-33-4880 TEL(夜):0184-33-3375	
日本調剤 本荘北薬局	川口高花 106-4	TEL(昼):0184-27-1120 TEL(夜):070-2817-3629	
日本調剤 本荘南薬局	小人町 115-3	TEL(昼):0184-28-0170 TEL(夜):080-1167-5230	
日本調剤 本荘薬局	岩渕下 98-2	TEL(昼):0184-28-1212 TEL(夜):090-2527-2794	
ハート薬局	表尾崎町 18-4	TEL(昼):0184-28-1881	
ハト薬局	矢島町七日町七日町 44-2	TEL:0184-56-2140	TEL は昼夜共通
ひかり薬局	中梵天 87-5	TEL(昼):0184-74-3936 TEL(夜):070-4753-7423	
ファミリー薬局	東梵天 173 番地 1	TEL(昼):0184-28-0800	
ふしみ薬局	鳥海町伏見久保 13-6	TEL(昼):0184-27-6222 TEL(夜):080-6055-7064	
本荘駅前調剤薬局	花畑町 2 丁目 32-3	TEL(昼):0184-28-4550 TEL(夜):080-8201-7079	
本荘ひがし調剤薬局	東梵天 297-8	TEL(昼):0184-74-4161 TEL(夜):090-9539-2362	
ぼんてん調剤薬局	東梵天 192-4	TEL:0184-44-8398	TEL は昼夜共通
前郷調剤薬局	前郷家岸 81-1	TEL(昼):0184-53-2827	
松ヶ崎調剤薬局	神沢浜辺 86 番	TEL:0184-27-3233	TEL は昼夜共通
マリーナ調剤薬局	石脇字田尻野 6-50	TEL(昼):0184-28-5522	
まるさん薬局	矢島町七日町下山寺 105-1	TEL(昼):0184-27-5501	
みちかわ薬局	岩城内道川井戸ノ沢 22 番地 1 号	TEL:0184-62-6722	TEL は昼夜共通
やしま調剤薬局	矢島町七日町曲り渕 123-1	TEL:0184-27-5005	TEL は昼夜共通
由利調剤薬局	川口家後 151 番地 1	TEL:0184-22-8090	TEL は昼夜共通

5-5 災害時等緊急医薬品等備蓄店舗

令和5年4月現在

地区	名称	所在地	電話番号
本荘	株式会社バイタルネット本荘支店	川口字堂ノ腰 126-6	0184-23-3371
	東邦薬品株式会社本荘営業所	川口字家後 20-3	0184-23-6411

5-6 救護所設置予定場所

令和5年4月現在

地域	施設名	所在地	電話番号	備考
本庄	鶴舞小学校	水林	24-1422	
	尾崎小学校	桜小路1	24-1236	
	新山小学校	石脇字山/神11	22-1420	
	子吉小学校	薬師堂字堂/下93-2	24-2990	
	小友小学校	館前字後田20	22-4017	
	本庄南中学校	水林無番地	22-7153	
	本庄北中学校	石脇字山/神11-304	22-0321	
	本庄東中学校	薬師堂字境橋	27-2311	
	南内越コミュニティセンター	川口字愛宕町192	22-0316	
矢島	日新館	矢島町七日町字羽坂64-1	56-2203	
	矢島保健センター	矢島町七日町字羽坂64-1	56-2949	
	老人福祉センター寿康苑	矢島町七日町字羽坂173	56-2940	
	矢島小学校	矢島町城内字八森6	56-2069	
	矢島中学校	矢島町七日町字助の淵1-4	56-2062	
岩城	岩城会館	岩城内道川字新鶴潟50	73-2886	
	岩城総合体育館	岩城内道川字新鶴潟50	73-2811	
	自然休養村センター	岩城内道川字川向47-1	73-2146	
	就業改善センター(高城センター)	岩城亀田亀田町字亀田町41	72-2001	
	亀田体育館	岩城亀田亀田町字亀田町96	72-2044	
由利	善隣館	前郷字御伊勢下24-1	53-2336	
	B&G由利海洋センター	前郷字御伊勢下39-2	53-3166	
	由利中学校	前郷字根堀台39	53-2526	
	由利小学校	前郷字金神110	32-8171	
大内	農村環境改善センター	岩谷町字日渡100	65-2210	
	岩谷小学校	岩谷町字十二柳2	65-2220	
	大内小学校	松本字小及位野78	66-2010	
	大内中学校	中館字堤台6	65-2105	
東由利	東由利健康増進センター	東由利老方字台山40	69-3909	
	総合開発センター「有鄰館」	東由利老方字台山36	69-2417	
	屋内運動広場「げんき館」	東由利館合字代山83	69-2136	
	黒淵地区多目的研修集会施設「八塩館」	東由利黒淵字野中83-5	69-3606	
	高齢者活動生活支援足湯施設「住吉館」	東由利田代字住吉48-1	69-3508	
	館合地区多目的研修集会施設「玉米館」	東由利館合字向田79-4	69-2855	

地域	施設名	所在地	電話番号	備考
	コミュニティセンター「老方館」	東由利老方字五升畑 13	69-2022	
	蔵地区多目的研修集会施設「大蔵館」	東由利蔵字蔵 103-1	69-2864	
	東由利克雪管理センター	東由利法内字上苗代沢 36	69-3500	
	宿地区多目的研修集会施設「高瀬館」	東由利宿字上/台 363-2	69-3603	
	袖山地区多目的研修集会施設「袖山館」	東由利田代字滝/下 5-1	69-3602	
	松柴地区 研修集会施設	東由利館合字松沢 2-1		
	祝沢地区 研修集会施設	東由利老方字島/越 3		
	黒沢地区 研修集会施設	東由利宿字黒沢 63		
	杉森地区 研修集会施設	東由利杉森字田/頭 15		
西目	西目小学校	西目町沼田字新屋下 37-1	33-2305	
	西目中学校	西目町出戸字浜山 6-1	33-2304	
	西目公民館「シーガル」	西目町沼田字新道下 2-533	33-2315	
	西目保健センター	西目町沼田字新道下 2-683	33-3983	
	かしわ温泉	西目町西目字釜ヶ沢 96-5	33-2259	
鳥海	鳥海学習センター	鳥海町栗沢字上田野 4		
	鳥海中学校	鳥海町上川内字西野 108	57-2309	
	小川農村環境改善センター	鳥海町小川字倉隅 16-1		
	笹子学習センター	鳥海町上笹子字境台 65		

5-7 血液製剤備蓄医療機関等

令和5年4月現在

医療機関名等	所在地	電話番号	備考
秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反 233-186	018-865-5541	代表
		018-865-5542	災害時優先電話 (総務課)
		018-824-7745	災害時優先電話 (献血推進課)
		018-865-5549	災害時優先電話 (供給課)

5-8 消防本部が保有する救急自動車及び救急救命士

令和4年4月1日現在

緊急指令 装置数(基)	救急自動車数(台)			救急 救命士数(人)	備考
	高規格	普通型	計		
1	9	0	9	50	

5-9 災害時における応急医療救護活動に関する協定

(一般社団法人 由利本荘医師会)

(趣旨等)

- 第1条 この協定書は、由利本荘市内で地震等の災害及び多数の傷病者が発生した大規模事故等（以下「災害等」という。）の場合における甲と乙との応急医療救護活動に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令又は平成8年5月31日付けで秋田県と秋田県医師会との間で締結した災害医療救護活動に関する協定書が適用される災害については、当該関係法令等の定めるところによるものとする。

(協力を要請できる措置)

- 第2条 甲は、災害等が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる措置について協力を要請することができるものとする。
- (1) 乙の会員および乙の会員が帯同する看護師等（以下「医療従事者等」という。）が、甲の設置する救護所又は避難所その他応急医療救護が必要とされる場所（以下、「救護所等」という。）において、傷病者のトリアージ、応急処置の実施等の必要な医療の提供その他応急医療救護活動（以下「応急医療救護活動」という。）に従事すること。
- (2) 乙の会員の所有する応急医療救護活動に必要な医薬品等医療資器材を提供すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、応急医療救護活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

- 第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急医療救護活動要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。
- 2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をする時間的余裕がないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請することができるものとする。
- 3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対して応急医療救護活動要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の協力要請を受ける前に第2条第1項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告する。この場合において、その取扱いについては、甲乙協議の上、判断するものとし、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

(応急医療救護活動の実施)

- 第4条 医療従事者等は、自らの健康および安全が確認できる範囲において、応急医療救護活動を実施するものとする。
- 2 医療従事者等は、現地における甲の職員と連携を密にし、応急医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙の会員は、応急医療救護活動を実施する上で必要な医薬品、食料品等の準備および救護所等への移動については、可能な範囲において自らこれを行うものとし、甲は必要な支援に努めるよう配慮するものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、第3条の規定による協力要請に応じ応急医療救護活動を実施するときは、速やかに応急医療救護活動出動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとし、当該応急医療救護活動が終了したときは、応急医療救護活動終了報告書（様式第3号）により甲に報告しなければならない。

(医療費等)

第6条 応急医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における患者（被災者）の医療費および助産費は、原則無料とする。
- (2) 医療機関に転送収容された場合の医療費および助産費は、医療保険を適用することとする。

(費用弁償等)

第7条 応急医療救護活動に係る次の費用については、災害救助法および災害救助法施行規則（昭和39年秋田県規則第38号）の規定を準用する。

- (1) 医療従事者等の日当
- (2) 医療従事者等が使用した薬剤、治療材料および破損した医療器具の修繕等に係る費用
- (3) 前2号のほか、この協定の実施のために要した費用

(負傷等の補償)

第8条 医療従事者等が、応急医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法および同法施行規則細則の規定を準用し、甲が補償する。

(紛争の処理)

第9条 この協定に基づき実施した応急医療救護活動に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理および解決に当るものとする。

- 2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年間、引き続きその効力を有するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

5-10 秋田DMATの派遣に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害の急性期等に、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場へ出動し、迅速な救命措置を行うことにより、重篤な救急患者の救命率向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

(指定病院の指定等)

第2条 甲は、乙を秋田DMAT設置運営要綱（以下、「要綱」という。）に定める秋田DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

- 2 甲は、乙が指定病院の指定要件を欠くこととなった場合等特別の事情が生じた場合には、乙と協議のうえ、指定病院の指定を取り消すことができる。

(出動要請等)

第3条 甲は、要綱に定める基準に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMATの出動又は待機を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにDMATを出動させるものとする。
- 3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、要綱に定める出動基準に照らし必要があると認められたときは、乙の判断によりDMATを出動させることができる。
- 4 乙は、前項の規定によりDMATを出動させた場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が出動させたDMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

(DMATの業務)

第4条 乙が派遣するDMATは、災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

- 2 DMATの業務は、次のとおりとする。
 - (1) 災害現場での医療情報の収集及び伝達
 - (2) 災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等
 - (3) 広域医療搬送拠点等での医療活動
 - (4) 他の医療施設に対する医療支援
 - (5) その他災害現場での医療救護活動に必要な措置

(指揮系統等)

第5条 DMATは、被災した市町村等の災害対策本部等のもとで活動することを基本とする。

- 2 DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動した場合には、被災都道府県のDMAT受入に係る体制の中で活動する。

(身分)

第6条 乙が派遣するDMATの隊員は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

(輸送)

第7条 乙が派遣するDMATの輸送は、原則として乙が行うものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院、災害支援病院及び災害協力医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が派遣したDMATが救命活動を実施した場合に要する次の費用については、甲が負担するものとする。

- (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - (2) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費
 - (3) DMATの隊員が救命活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金等
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(災害救助法が適用された場合の実費弁償)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣したDMATが、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条（救助）及び第24条（救助業務従事の命令）の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、法に定めるところによる。

(待機に係る費用)

第11条 DMAT 派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な細目については、甲が乙と協議のうえ別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

※ 協定は、秋田県知事と下記医療機関がそれぞれ締結している

協定の相手方	協定締結年月日	協定の相手方	協定締結年月日
平鹿総合病院	平成22年 5月12日	能代厚生医療センター	平成23年 1月14日
秋田厚生医療センター	平成22年 5月17日	大曲厚生医療センター	平成23年 3月11日
雄勝中央病院	平成22年 5月17日	市立秋田総合病院	平成23年10月21日
日本赤十字社秋田県支部	平成22年 5月18日	大館市立総合病院	平成24年 6月22日
秋田県立脳血管研究センター	平成22年 5月31日	北秋田市民病院	平成25年11月18日
由利組合総合病院	平成22年 6月23日	市立角館総合病院	平成26年 1月 7日
秋田大学医学部附属病院	平成22年11月25日	かづの厚生病院	平成26年 1月21日

5-1-1 秋田DMAT設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震などの自然災害や大規模な事故等において、災害の急性期（発災後概ね48時間以内）に救命処置等を行う災害派遣医療チーム「秋田DMAT (Disaster Medical Assistance Team)」(以下「秋田DMAT」という。)の設置並びに編成及び運営に関し、必要な事項を定める。

(指定病院)

第2条 知事は、次の要件を満たす秋田県内の医療機関のうち、秋田DMATの設置並びに編成及び運営に関し、協力を申し出た医療機関を秋田DMAT指定病院(以下、「指定病院」という。)として指定する。

- (1) 医療機関としてDMAT派遣を行う意志をもつこと
- (2) 秋田DMATの活動に必要な人員、装備を持つこと
- (3) 災害拠点病院又は災害先遣病院であることが望ましい。

2 知事は、指定病院と秋田DMATの派遣に関する協定を締結する。

(編成)

第3条 秋田DMATは、指定病院の職員をもって編成する。

- 2 秋田DMATは、医師を中心とした看護師、業務調整員等からなるチームとし、その編成は5名を基本とする。
- 3 前項の秋田DMATのチーム隊員は、厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者とする。
- 4 指定病院の長は、当該医療機関に勤務する秋田DMATチーム隊員について、別添1により知事に報告するものとする。

(リーダー及び統括)

第4条 リーダー及び統括は、次のとおりとする。

- (1) 秋田 DMAT の各チームにリーダーをおく。リーダーは各指定病院の長が選任する。
 - (2) リーダーはチームの医療活動を統括する。
 - (3) 秋田 DMAT に統括を1名おく。統括は、厚生労働省が実施する「統括 DMAT 研修」を修了し、厚生労働省に登録された者の中から、知事が選任する。
- 2 統括は、複数の DMAT が派遣要請されるような大規模災害等の現場において、各リーダー及び現地の DMAT 現地対策本部等との連携を図り、秋田 DMAT の医療活動全体を統括する。
- 3 統括は、DMAT の出動要請及び他都道府県への派遣要請等の判断にあたって、知事へ必要な助言をする。

(待機基準)

第5条 知事は、災害等の発生により秋田 DMAT の派遣が必要となる可能性があるときは、指定病院の長に対し待機を要請するものとする。

- 2 指定病院の長は、前項の待機要請を受けたときは、秋田 DMAT を待機させるものとする。ただし、病院運営に多大な支障が生じるおそれがある場合は、待機させないことができる。
- 3 指定病院の長は、次の各号に該当するときは、知事からの要請の有無にかかわらず、秋田 DMAT を待機させることができる。
 - (1) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 県内で発生した災害又は事故により、20名以上の傷病者が発生する見込まれる場合
 - (3) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - (4) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (5) 津波警報(大津波)が発表された場合
 - (6) 東海地震注意報が発表された場合。
 - (7) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

(出動基準)

第6条 秋田 DMAT の出動基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) 県内で発生した災害又は事故により、20名以上の傷病者が発生した場合
- (3) 他の都道府県で発生した災害又は事故により、当該都道府県又は厚生労働省から秋田 DMAT の派遣要請がなされた場合
- (4) 秋田 DMAT が出動し対応することが効果的であると認められる場合

(出動)

第7条 知事は、前条の出動基準に照らし、秋田 DMAT の出動が必要と認められるときは、指定病院の長に対して秋田 DMAT の出動を要請するものとする。

- 2 指定病院の長は、知事から出動要請を受けたときは、秋田 DMAT を出動させるものとする。ただし、病院運営に多大な支障が生じるおそれがある場合は、出動させないことができる。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事から出動要請を受ける前に秋田 DMAT を出動させた場合は、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 前項の規定により知事が承認した秋田 DMAT の派遣は、知事の要請に基づく派遣とみなす。
- 5 現場での活動が終了した後、出動した秋田 DMAT は、指定病院の長を通じて、医療救護活動の実施状況等を別添2により知事に報告する。

(活動内容)

第8条 秋田 DMAT の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域医療搬送拠点等での医療活動

- (4) 他の医療施設に対する医療支援
- (5) その他災害現場での医療救護活動に必要な措置

(活動支援)

第9条 知事は、秋田 DMAT の出動を要請したときは、参集場所の連絡等の DMAT 活動に必要な事項について、秋田 DMAT 及びその他関係機関との調整を行うものとする。

(装備機材)

第10条 秋田 DMAT が現場に携行する医療資器材、ユニフォーム等の装備品は、指定病院が整備する。
2 装備機材の内容については、別添3を標準とする。

(研修等)

第11条 指定病院の長は、DMAT の技術の向上等を図るため、DMAT 隊員の研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第12条 知事の要請に基づき、指定病院の長が出動させた秋田 DMAT が救命活動を実施した場合に要する費用については、県が負担する。

(補償)

第13条 秋田 DMAT の医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険に加入する。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

(日本赤十字社秋田県支部との協働)

第15条 日本赤十字社秋田県支部が設置する病院の救護班は、本要綱による秋田 DMAT と協働して活動するものとする。
2 前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社秋田県支部が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は平成22年5月6日から施行する。

第6 交通に関する資料

6-1 市保有車両一覧

※一部リースを含む

区分		普通貨物	小型貨物	自家用乗合	普通乗用	小型乗用	公共応急作業	道路パトカー	特殊	大型特殊	軽貨物	軽乗用	小型特殊	合計	備考
本庁	総務部	0	3	3	6	3	0	0	2	0	12	15	0	44	
	企画調整部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	5	
	市民生活部	2	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	
	健康福祉部	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	15	0	20	
	産業振興部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	
	観光文化スポーツ部	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
	建設部	0	2	0	3	2	0	3	13	0	1	2	0	26	
	議会事務局 農業委員会事務局	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	教育委員会	8	1	30	6	2	0	0	0	1	14	2	0	64	
	計	14	8	33	18	9	0	3	15	1	33	39	0	173	
矢島総合支所		2	3	2	3	2	0	0	2	17	11	2	2	46	
岩城総合支所		0	4	4	2	5	0	0	1	11	4	1	3	35	
由利総合支所		2	2	2	2	4	0	1	3	11	8	5	4	44	
大内総合支所		3	0	5	1	6	0	0	2	8	2	4	3	34	
東由利総合支所		3	1	2	3	0	0	0	1	15	6	3	0	34	
西目総合支所		0	0	2	0	8	0	0	2	6	3	4	0	25	
鳥海総合支所		4	1	3	11	0	0	0	2	20	4	4	0	49	
総合支所計		14	11	20	22	25	0	1	13	88	38	23	12	267	
全 計		28	19	53	40	34	0	4	28	89	71	62	12	440	

6-2 陸上運送業者等

会社名	所在地	電話番号	備考
東日本旅客鉄道(株)秋田支店羽後本荘駅	西梵天 85-1	0184-22-0221	
日本通運(株)羽後本荘物流センター	中梵天 106	0184-23-0202	
羽後交通(株)本荘営業所	肴町 45	0184-24-2440	
由利高原鉄道(株)	矢島町田中字羽坂 21-2	0184-56-2376	
本荘タクシー(株)	後町 1-1	0184-24-5555	
(有)ハートワン交通	石脇字田中 88-3	0184-23-3333	
光タクシー(株)	砂子下 48-1	0184-22-1111	
岩城タクシー(株)	松ヶ崎高野 318-3	0184-28-2301	
東交通(株)	東由利老方字老方 23	0184-69-2517	
(株)鳥海観光タクシー	矢島町元町字新所 31-1	0184-56-2020	

会社名	所在地	電話番号	備考
(株)丸五急送	石脇山ノ神 11	0184-23-3553	
日本通運(株)秋田物流センター本荘係	中梵天 106	0184-22-0800	
ヤマト運輸秋田本荘センター	出戸町字赤沼下道 51	0570-200-000	
佐川急便(株)本荘営業所	西目町海士剥字御月森 1-523	0184-33-3434	
(株)鳥海リース	内黒瀬小深沢 108-57	0184-22-0198	
(有)大滝	浜三川湯ノ台 24	0184-22-5566	
(株)アクティオトランスポート秋田	東梵天 6	0184-23-7651	
(株)サトウ重機運輸	土谷字前田 1-14	0184-28-5577	
(有)トランスポート大友	前郷家岸上堤 94	0184-53-2161	
本荘運輸倉庫(株)	花畑 2-22	0184-22-1432	
本荘運送(株)	赤冗 1	0184-23-1904	
(有)本荘浜砂利店	西目海士剥海士剥下 52-11	0184-33-2432	
(有)矢島運送	矢島荒沢上荒沢 44-2	0184-56-2411	
山科運輸(株)	矢島元町間木 86	0184-56-2001	
近物レックス(株)本荘営業所	石脇山ノ神 22-1	0184-22-6450	
三八五流通(株)本荘代理店	石脇山ノ神 11	0184-23-0385	
眞田運輸	西梵天 157-201	0184-74-5020	
赤帽さとう軽運送	大鋸町 223-6	0184-23-3693	
由利軽運送	一番堰 124-3	0184-23-0814	
吉田運送	岩城町勝手字鳥ヶ森 25-167	0184-73-2303	

会社名	所在地	電話番号	備考
(有)永信堂葬儀社	水林 318-3	0184-24-2030	
(有)小島造花店	美倉町 17	0184-22-0619	
(株)へいあん秋田本荘支店	給人町 88-3	0184-23-4145	
(株)JA ゆり葬祭センター	一番堰 200-1	0184-27-1718	
こすもす由利本荘ホール	薬師堂字谷地 230-1	0184-28-0016	
本荘典礼会館セレモ	水林 3-6	0184-28-0555	
矢島葬儀社	矢島町元町字大川原 21	0184-55-2912	
百合葬儀	岩谷字川端 102-9	0184-65-2034	

6-3 災害時における交通の規制に係る標示

◎ 災害対策基本法施行規則別記様式第2（第5条関係）



【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

◎ 災害対策基本法施行規則別記様式第3（第6条関係）



【備考】

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6-4 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

1 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

2 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- (2) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (3) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (1) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。
上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、用者の申出により、事前に確認することができる。
- (2) 上記(1)以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

4 確認事務処理

(1) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(2) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(3) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により知事（総合防災課）に報告すること。

5 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。

また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

別紙様式 第1

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 第 号 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 秋田県 公安委員会	
番号欄に表示されている番号		(注) 1 災害災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所 () 局 番		
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙様式 第2

第 号 年 月 日 緊急通行車両等確認証明書 秋田県 公安委員会		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

6-5 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

- 1 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。
- 2 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）
 - (1) 災害対策基本法の規程に基づく車両（緊急通行車両）
 - ア 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。
 - イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
 - オ 施設及び応急の復旧に従事するもの。
 - カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
 - ク 緊急輸送の確保に従事するもの。
 - ケ その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。
 - (2) 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - オ その他災害応急対策に従事する車両
 - (3) 大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両
 - ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
 - イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
 - ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
 - エ 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。
 - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
 - カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
 - キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。
 - ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。
 - (4) 原子力災害対策特別措置法に基づく車両
 - ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
 - イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
 - エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。
 - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。

- カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
- キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。
- ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。

(5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両

- ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。
- イ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。
- エ 輸送及び通信に従事するもの。
- オ 国民の生活の安定に従事するもの。
- カ 被害の復旧に従事するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交通検問所においても行うことができる。

4 確認事務処理

(1) 事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署において行う。

(2) 事前届出車両の確認

- ア 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。
- イ 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。
- ウ 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(3) 事前届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認

- ア 別記様式 6 の緊急通行車両等届出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出させる。
- イ 公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査する。

(4) 確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付する。

別紙様式 第5

第 号		年 月 日	
規制除外車両等確認証明書			
秋田県 公安委員会 ㊟			
番号欄に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出発地	目的地
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番とする。

別紙様式 第6

災 害 地震災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等届出書 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ㊟			
番号欄に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地			
(注) この届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、出発地を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

6-6 防災拠点及び緊急輸送道路

【1次防災拠点】

拠点種類	名称	1次・2次緊急輸送道路	アクセス路
地方公共団体	由利本荘市役所	国道105号 市道由利中央線	

【2次防災拠点】

拠点種類	名称	1次・2次緊急輸送道路	アクセス路
地方公共団体	由利地域振興局	国道7号 国道105号	
警察機関	由利本荘警察署	県道羽後本荘停車場線	市道小園線
消防機関	由利本荘市消防本部	県道羽後本荘停車場線	市道由利橋通線 市道大町銀座通線
消防機関	由利本荘市消防署	県道羽後本荘停車場線	市道由利橋通線 市道大町銀座通線
消防機関	由利本荘市消防署矢島分署	国道108号	
指定地方行政機関等	本荘国道維持出張所	国道7号	
指定地方公共機関等	由利高原鉄道株式会社	県道仁賀保矢島館合線	市道前杉豊町矢越線 市道停車場線
医療機関等	由利組合総合病院	国道105号	
医療機関等	本荘第一病院	国道105号 市道赤沼下御門線	市道由利飛鳥線
医療機関等	佐藤病院	国道105号 市道由利中央線	市道由利中央線
医療機関等	(株)バイタルネット本荘支店	国道105号	
医療機関等	東邦薬品(株)本荘営業所	国道105号	
空港・港湾・駅	秋田県漁業協同組合 南部総括支所本荘西目支所	市道砂子下浜ノ町線	市道大町銀座通線
空港・港湾・駅	羽後本荘駅	県道羽後本荘停車場線 市道赤沼下御門線	市道本荘駅前広場線
道の駅	岩城	国道7号	道の駅岩城進入路 市道狐森川尻線
道の駅	にしめ	国道7号	
道の駅	東由利	国道107号	
道の駅	おおうち	国道105号	道の駅おおうち進入路
道の駅	清水の里・鳥海郷	国道108号	
その他	本荘公園	国道105号 市道由利橋通線	
その他	消防学校防災備蓄倉庫	県道雄和岩城線	市道消防学校線
一次物資集積拠点	由利本荘総合防災公園	国道7号	
—	(松ヶ崎亀田IC)	市道松ヶ崎亀田線 市道松ヶ崎亀田IC1号 2号、3号、4号線	
—	(岩城IC)	内道川川向線	

【3次防災拠点】

拠点種類	名称	1次・2次緊急輸送道路	3次緊急輸送道路
二次物資集積拠点	本荘南中学校	国道105号	市道国体環状線
二次物資集積拠点	本荘東中学校	国道107号	市道中学校通線
二次物資集積拠点	矢島中学校	国道108号	県道仁賀保矢島館合線 市道矢島学校通線
二次物資集積拠点	岩城中学校	国道7号	
二次物資集積拠点	由利中学校	国道108号	県道前郷停車場線 県道西滝沢館線 市道御伊勢下中島線
二次物資集積拠点	由利本荘市総合体育館	国道105号	
二次物資集積拠点	東由利中学校	国道107号	市道台山線 市道中学校線
二次物資集積拠点	西目中学校	国道7号	
二次物資集積拠点	鳥海中学校	国道108号	

※ アクセス路は、拠点までのアクセス路であるが、緊急輸送道路としては選定されていない路線。

6-7 ヘリポート設置予定場所

地域	名称	所在地	施設規模			広さ	備考 (消防水利等)
			大型	中型	小型	幅×長さ (㎡)	
本荘	市営鶴舞球場	切通地内	○			144×127	堤 県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	船岡台ヘリポート	船岡字家口台 108-1	○			81×30	県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	本荘ボートプラザ アクアパル	北裏地 54-1		○		100×50	県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	由利組合総合病院 ヘリポート	川口字家後 38		○		30×30	県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	由利本荘市消防本部 屋上ヘリポート	美倉町 27-2		○		22×22	県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
矢島	矢島ふれあい広場	矢島町七日町字羽板 174	○			83×66	県臨時ヘリポート 県警臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	矢島高等学校「野球場」	矢島町立石字長泥 35	○			120×80	県臨時ヘリポート
	矢島スキー場	矢島町荒沢字長保田 6	○			100×70	ドクターヘリ RP
	矢島ラグビー場	矢島町城内字花立 8-1	○			100×86	ドクターヘリ RP
岩城	旧道川小グラウンド	岩城内道川字鳥森 151		○		110×47	大型車両進入可 プール有
	秋田県消防学校グラウンド	岩城内道川字築館 1-1	○			80×80	大型車両進入可 防火水槽有 県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	サンスポーツランド岩城	岩城内道川字新鶴潟 3-11	○			110×110	大型車両進入可 沼有
	岩城中グラウンド	岩城二古字向村 20-1	○			150×110	大型車両進入可 プール有
	上新谷農村広場	岩城勝手字前砂沢地内		○		65×35	ドクターヘリ RP
	岩城多目的グラウンド (天鷲グラウンド)	岩城亀田亀田町 45	○			100×95	大型車両進入 不可(プール有) ドクターヘリ RP
由利	旧鮎川小グラウンド	町村字鳴瀬台 65-1	○			100×129	
	由利中グラウンド	前郷字根堀台 39	○			102×200	
	旧前郷小グラウンド	前郷字滝沢館 128	○			100×134	
	由利小学校駐車場	前郷字金神 110		○		47×33	ドクターヘリ RP
	緑地公園グラウンド	黒沢字山本 68	○			120×120	県臨時ヘリポート
	西滝沢水辺プラザグラウンド	川西字高野 242-1		○		100×63	ドクターヘリ RP
	青少年旅行村	西沢字南由利原 365	○			120×115	ドクターヘリ RP
	JA カントリーエレベーター 駐車場	森子字鮎瀬 150	○			71×70	
	南由利原運動広場	西沢字南由利原 373	○			100×120	
大内	旧上川大内小グラウンド	小栗山字小栗山 76-2	○			100×120	
	大内小学校駐車場	松本字小及位野 78		○		50×30	ドクターヘリ RP
	岩谷小グラウンド	岩谷町字十二柳 2		○		100×80	
	出羽中グラウンド	中館字堤台 6	○			100×150	
	大内山村広場	小栗山字森ノ腰 53	○			83×80	ドクターヘリ RP
	はーとぼーと大内 ぼぼろっこ広場	岩谷字西越 36	○			100×100	

地域	名称	所在地	施設規模			広さ 幅×長さ (m ²)	備考 (消防水利等)
			大型	中型	小型		
	どまらんど大内	葛岡字葛岡 92		○		60×42	ドクターヘリ RP
	中田代公園	中田代字板井沢 237- 7		○		60×40	ドクターヘリ RP
	滝公園	滝字館ノ下 28		○		60×40	ドクターヘリ RP
	羽広公園	羽広字棚ノ木 32- 1		○		45×50	ドクターヘリ RP
	総合体育館スポーツ公園	岩谷町字西越 62		○		82×80	ドクターヘリ RP
東由利	八塩いこいの森駐車場	東由利田代字沢中 41-6				75×54	大型車両進入可 ダム ドクターヘリ RP
	秋田ルビコングラウンド	東由利館合字上ノ代 1 - 1	○			100×100	大型車両進入可
	旧八塩小グラウンド	東由利館合字館野 10				40×90	大型車両進入可 消火栓
	東由利小グラウンド	東由利法内字宮ノ前 243		○		70×120	大型車両進入可 プール
	旧大琴小学校	東由利宿字上ノ台 73		○		68×100	大型車両進入可 プール ドクターヘリ RP
	東由利中グラウンド	東由利老方字台山 86	○			100×100	大型車両進入可 プール 県臨時ヘリポート
	東由利中駐車場	東由利老方字台山 85				30×30	大型車両進入可 プール
	東由利野球場	東由利老方字台山 4	○			84×80	大型車両進入不可 消火栓 ドクターヘリ RP
	屋内運動広場駐車場	東由利館合字代山 83				50×80	大型車両進入可 消火栓
	黄桜の里駐車場	東由利老方字畑田 28				50×50	大型車両進入可 温泉水
	老方コミセン広場	東由利老方字五升畑 13				50×50	大型車両進入可 防火水槽
	蔵農村公園	東由利蔵字蔵 121- 1		○		80×80	大型車両進入可 防火水槽
	笹山グラウンド	東由利田代字亀嶋		○		80×80	大型車両進入不可
	法内運動広場	東由利法内字上苗代沢 21- 4				30×50	大型車両進入不可 小河川
東由利総合支所駐車場	東由利老方字橋脇 112		○		85×50	大型車両進入可 消火栓 ドクターヘリ RP	
西目	西目高校 サッカーグラウンド	西目町沼田字新道下 2 - 142	○			130×130	プール 県臨時ヘリポート
	西目サッカー場駐車場	西目町出戸字浜山 6 - 1	○			104×94	ドクターヘリ RP
	西目中学校野球場	西目町出戸字浜山 6 - 107	○			85×80	防火用水 ドクターヘリ RP
鳥海	上田野グラウンド	鳥海町栗沢字上野田 26	○			(13361)	プール
	旧直根小グラウンド	鳥海町下直根字大谷地 37	○			103×95	プール ドクターヘリ RP
	旧笹子小グラウンド	鳥海町上笹子字塚台 54- 1	○			(11180)	プール
	鳥海球場	鳥海町上川内字西野 108	○			(13740)	
	鳥海健康広場	鳥海町伏見字折切 38- 3	○			100×90	県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP
	笹子交流広場「つきやま」	鳥海町上笹子字石神 15	○			96×86	県臨時ヘリポート ドクターヘリ RP

第7 協定に関する資料

7-1 自治体関係

締結年月日	相手自治体との関係等	締結先
○災害等緊急時における廃棄物処理相互援助協定		
平成15年4月1日	※本荘由利広域市町村圏組合、 矢島・鳥海清掃一部事務組合 が締結	大曲市外九カ町村清掃事業組合 角館町外三カ町村公衆衛生施設組合 仁賀保地区衛生施設組合 横手平鹿広域市町村圏組合 湯沢雄勝広域市町村圏組合
○災害時における相互援助に関する協定		
平成18年4月26日	秋田県市長会	秋田市・能代市・横手市・大館市・男鹿市・湯沢市・ 大仙市・鹿角市・潟上市・北秋田市・仙北市・ にかほ市
○災害援助協定		
平成19年1月17日	環鳥海サミット	湯沢市・新庄市・酒田市
○災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定		
平成24年1月20日	秋田県及び県内市町村	秋田県・秋田市・能代市・横手市・大館市・男鹿市・ 湯沢市・鹿角市・潟上市・大仙市・北秋田市・にかほ 市・仙北市・小坂町・上小阿仁村・藤里町・三種町・ 八峰町・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村・美郷 町・羽後町・東成瀬村
○高松市・由利本荘市災害時相互援助協定		
平成24年1月26日	友好都市	高松市
○佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定		
平成24年2月8日	友好都市	佐久市
○全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定		
平成24年7月27日	全国ボート場所在市町村協議会	登米市・大潟村・喜多方市・潮来市・戸田市・ 香取市・阿賀町・南砺市・美浜町・富士河口湖町・ 下諏訪町・川辺町・海津市・愛西市・東郷町・ 高浜市・大台町・豊岡市・加古川市・遠賀町・ 菊池市・日田市・薩摩川内市
○災害時相互援助に関する協定		
平成24年10月24日		多賀城市
○親子・兄弟都市災害時相互応援協定		
平成25年1月30日	友好都市	いわき市（親子都市）・延岡市（兄弟都市）
○災害時における相互援助に関する協定		
平成25年5月20日	旧北東北地域連携軸構想推進協議会	大船渡市・花巻市・北上市・遠野市・釜石市・ 奥州市・横手市・湯沢市・大仙市
○香川県丸亀市・由利本荘市災害時相互応援協定		
平成26年2月7日	友好都市	香川県丸亀市

7-2 民間等団体関係

締結年月日	協定業務等	締結先
○災害時における応急生活物資の供給等に関する協定		
平成19年4月12日	応急生活物資の供給	マックスバリュ東北(株) イオンスーパーセンター(株) NPO法人コメリ災害対策センター
○災害時における応急対応業務等に関する協定		
平成20年6月19日	公共土木施設等の応急対応常務等	由利本荘市建設業協会
○災害時の協力に関する協定		
平成21年10月1日	通信設備の復旧	東日本電信電話(株)秋田支店
○災害時の協力に関する協定		
平成22年5月25日	電力設備の復旧	東北電力ネットワーク(株)本荘電力センター
○震災時一時避難援助協定		
平成24年1月23日	大地震に伴う大津波発生時の 緊急避難場所の提供	(株)羽後信用金庫 (株)ホテルアイリス (株)本荘グランドホテル (株)本荘ステーションホテル 合同庁舎(仙台国税局)
○災害時における応急医療救護活動に関する協定		
平成24年6月4日	応急医療救護活動	(社)由利本荘医師会
○災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定		
平成24年8月1日	福祉避難所の設置運営	(社福)中央会 (特医)青嵐会 (医)荘和会 (社福)由利本荘市社会福祉協議会 (社福)大内さつき会 (社福)本荘久寿会 (社福)久盛会・(社福)岩城愛正会 (社福)秋田県社会福祉事業団 本荘由利広域市町村圏組合
○由利本荘市と秋田銀行の災害協力に関する協定		
平成25年6月6日	店舗等インフラ・人的資源等提供 避難先・被災状況の情報提供 施設・用地の提供(物資集積場所) 災害対策資金の融資対応 災害発生後の復旧融資制度の検討	(株)秋田銀行
○大規模山岳遭難発生時における相互協力に関する協定		
平成25年6月7日	大規模山岳遭難発生時の 遭難活動拠点の提供	秋田県由利本荘警察署 (株)フォレストア島海 (株)島海高原ユースパーク あかつき観光サービス(株)
○由利本荘市と北都銀行の災害協力に関する協定		
平成25年6月14日	店舗等インフラ・人的資源等提供 避難先・被災状況の情報提供 施設・用地の提供(物資集積場所) 災害対策資金の融資対応 災害発生後の復旧融資制度の検討	(株)北都銀行
○災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定		

締結年月日	協定業務等	締結先
平成 25 年 7 月 11 日	防災備蓄品の避難所への配送 支援物資拠点から避難所への配送 支援物資拠点の運営等 支援物資の一時保管	ヤマト運輸(株)秋田主管支店
○由利本荘市と J A 秋田 しんせいグループの災害協力に関する協定		
平成 25 年 8 月 30 日	食料品及び応急生活物資等の供給 施設のインフラ及び人的資源等の活用 による援護並びに復旧支援 情報ネットワークを活用した情報提供 災害時緊急融資制度の検討や金融移動 店舗の出動などの金融支援 防災 P R 活動・防災意識啓発活動	秋田しんせい農業協同組合・ (株)ジェイエイ秋田しんせいサービス・ (株)ジェイエイゆり葬祭センター
○災害時における応急対応業務の応援に関する協定		
平成 25 年 11 月 25 日	被災住宅等の応急危険度判定 被災住宅等の被害認定調査 被災住宅等の応急対策工法検討	由利本荘市建築士事務所協会
○災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力 及び道路損傷箇所発見時の対応に関する協定		
平成 25 年 12 月 18 日	被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互協定 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 (株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱い 高齢者等の異変察知時の連絡 道路損傷等の発見時の連絡	日本郵便(株)由利本荘市内郵便局
○子吉川並びに石沢川における画像情報提供及び放送に関する協定		
平成 26 年 3 月 31 日		国土交通省秋田河川国道事務所
○災害時の自治体支援に関する覚書		
平成 27 年 2 月 16 日		国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所
○由利本荘市と羽後信用金庫の災害協力に関する協定書		
平成 27 年 4 月 23 日		羽後信用金庫
○由利本荘市と秋田県 LP ガス協会の災害協力に関する協定		
平成 27 年 4 月 30 日		一般社団法人秋田県 LP ガス協会
○由利本荘市とみちのくコカ・コーラボトリングの災害時における飲料の確保に関する協定		
平成 27 年 7 月 29 日		みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
○由利本荘市とサントリービバレッジサービスの災害時における飲料の確保に関する協定		
平成 27 年 8 月 24 日		サントリービバレッジサービス株式会社
○由利本荘市と秋田県石油商業組合本荘由利支部との災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定		
平成 27 年 9 月 30 日		秋田県石油商業組合本荘由利支部
○災害に係る情報発信等に関する協定		
平成 27 年 10 月 14 日		ヤフー株式会社
○災害時における地図製品等の供給に関する協定		
平成 28 年 4 月 27 日		株式会社ゼンリン秋田営業所
○由利本荘市防災行政無線の緊急事案への活用に関する協定		
平成 28 年 3 月 1 日		由利本荘警察署

締結年月日	協定業務等	締結先
○由利本荘市と秋田県行政書士会の災害時における支援協力に関する協定書		
平成28年11月22日		秋田県行政書士会
○災害時応援協定		
平成29年5月31日		佐藤工業株式会社東北支店
○災害時における電動車両等に関する協定		
令和3年3月19日	電気自動車の貸与	秋田三菱自動車販売株式会社 秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社
○「道の駅東由利」における災害時に関する協定		
令和2年2月28日	情報収集、災害への対応	由利地域振興局
○「道の駅清水の里・鳥海郷」における災害時に関する協定		
令和2年2月28日	情報収集、災害への対応	由利地域振興局
○「道の駅おおうち」における災害時に関する協定		
令和2年2月28日	情報収集、災害への対応	由利地域振興局
○「道の駅」にしめ及び「道の駅」岩城における災害時に関する協定		
令和2年3月6日	情報収集、災害への対応	東北地方整備局 秋田河川国道事務所
○災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定		
令和4年2月4日	避難所の開設及び管理運営	秋田県立ゆり支援学校

7-3 自衛隊の災害派遣

【救助活動の内容（防衛省防災業務計画抜粋）】

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- 1 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
- 2 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3 遭難者等の捜索救助
行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
- 4 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- 5 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- 6 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
- 7 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- 8 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- 9 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- 10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の所管に属する物品の無償貸付又は譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

1 災害派遣要請

(1) 市町村長から知事への派遣要請

様式-1

<p>(あて先) 秋田県知事</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p>
	<p>市町村長</p>
<p>自衛隊の災害派遣要請について（依頼）</p>	
<p>このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。</p>	
<p>1 災害の状況及び派遣要請の理由</p>	
<p>(1) 災害の種類</p>	
<p>(2) 災害発生日時 年 月 日 時 分</p>	
<p>(3) 災害発生場所</p>	
<p>(4) 派遣要請の事由</p>	
<p>2 要請の日時 年 月 日 時 分</p>	
<p>3 派遣を希望とする期間</p>	
<p> 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間</p>	
<p>4 派遣を希望する区域及び活動内容</p>	
<p>(1) 派遣希望区域</p>	
<p>(2) 活動内容</p>	
<p>5 その他参考事項（判明している事項で良い）</p>	
<p>(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況</p>	
<p>(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況</p>	
<p>(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法</p>	
<p> ・ 連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号</p>	
<p> ・ 現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号</p>	
<p>(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）</p>	
<p>（注）要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。</p>	

(2) 知事から指定部隊長に対する派遣要請

様式-2

様	文 書 番 号 年 月 日 知 事
自衛隊の災害派遣について（要請）	
このことについて、自衛隊法第83条の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。	
1 災害の状況及び派遣要請の理由 (1) 災害の種類 (2) 災害発生日時 年 月 日 時 分 (3) 災害発生場所 (4) 派遣要請の事由	
2 要請の日時 年 月 日 時 分	
3 派遣を希望とする期間 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣希望区域 (2) 活動内容	
5 その他参考事項（判明している事項で良い） (1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況 (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況 (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法 ・ 連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号 ・ 現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号 (4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）	
（注）要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。	

2 撤収要請

(1) 市町村長から知事への撤収要請

様式-3

<p>(あて先) 秋田県知事</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について (依頼)</p> <p>秋田県 郡 町の搜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>市町村長</p> <p>年 月 日 分</p>
<p>をもって撤収するようお願いします。</p>	

(2) 知事から指定部隊長に対する撤収要請

様式-4

<p>様</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について (依頼)</p> <p>秋田県 郡 町の搜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>知 事</p> <p>年 月 日 分</p>
<p>をもって撤収するようお願いします。</p>	

3 自衛隊が保有する航空機の諸元及び性能

区分	陸上自衛隊		航空自衛隊 (秋田救難隊)			
	OH-6J 観 測	UH-1J 多用途	CH-47 輸 送	U-125A 搜索機	UH-60J 救助機	
乗員	1 (P) 2 人	2 (P) 11 人	2 (P) 55 人 整備員×1 人	2 (P) 9 人	2 (P) 14 人	
機 体	全幅	8.03m	14.69m	16.26m	15.66m	5.41m
	全長	9.24m	17.44m	30.18m	15.60m	19.76m
	全高	2.71m	3.97m	5.69m	5.36m	3.76m
	ローター直径	8.03m	14.69m	18.29m	—	16.36m
最大全備重量		1,157kg	1,760 kg	22,680 kg	12,700 kg	
最大速度		243km/h	240 km/h	274 km/h	845 km/h	
航続距離		515 km	439 km	474 km	4,450 km	
実用上昇限度		4,389 m	約 5,300 m	2,674 m	13,100 m	
備 考	<p>1 本表の諸元はおおむね実用諸元である。</p> <p>2 ヘリコプターの性能は、気象、地形等の相互関係によって相当の変化がある。</p> <p>3 陸上自衛隊が所有する航空機については、県内所在部隊には装備されていない。</p>					

7-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日 消防救第61号
最終改正 平成21年3月23日 消防応第97号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を

除く。)を準用する。

この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。
この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出しておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

7-5 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、大規模災害発生時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「大規模災害時等」という。）において、被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）の対策が十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第74条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第12条若しくは同法第183条で準用する第12条の規定に基づき、他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時又は政府による事態認定時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

第3条 道県は、大規模災害時等に被災した道県又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある道県（以下「被災道県」という。）が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行うための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

第4条 応援調整道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部又は国民保護対策本部若しくは緊急処理事態対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救出活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
 - エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第6条 被災道県は、別に定める事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ応援の要請を行うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 応援調整道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認められた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

- 2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったも

のとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替又は立替支弁を求めることができるものとする。

(資料の交換)

第9条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画又は国民保護計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月8日

北海道知事	高橋 はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
宮城県知事	村井 嘉浩
秋田県知事	寺田 典城
山形県知事	齋藤 弘
福島県知事	佐藤 雄平
新潟県知事	泉田 裕彦

7-6 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条第2項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局等は、別表1のとおりとする。

(応援調整道県)

第3条 協定第3条に規定する応援調整道県は、別表2のとおりとする。

2 応援調整道県の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県の被害状況の情報の収集及び提供
- (2) 被災道県が必要とする応援の種類等の集約及び応援道県との連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の方法)

第4条 協定第6条に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、電信等又は連絡調整員を通じて行うものとし、後に文書を速やかに応援道県に提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 協定第5条第2号ア及びイに掲げるものの品名、数量等
- (3) 協定第5条第2号ウに掲げる車両、船艇の種類、規格及び台数、ヘリポートの位置等
- (4) 協定第5条第2号エに掲げるものの種類別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第5条 協定第7条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県が応援調整道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示)

第6条 被災道県への応援職員及び協定第4条に規定する連絡調整員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第8条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援の種類)

第9条 協定第5条に規定する応援の種類 of 具体的項目は、道県ごとに作成し、毎年見直しを行うとともに、その内容を相互に交換するものとする。

(防災訓練等)

第10条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第11条 協定第8条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費の額及び諸手当の額を範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第12条 応援道県が、協定第8条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替又は立替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第5条第4号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書(関係書類添付)により連絡担当部局を經由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費負担の協議)

第13条 協定第8条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

(資料の交換)

第14条 協定第9条に定める資料の交換は、毎年度、災害対策基本法第33条に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第9条に規定する応援の種類及びその他必要と認める資料とする。

(協定の見直し)

第15条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

別表1
(略)

別表2

応援調整道県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	山形県	福島県

第8 雪害予防に関する資料

8-1 特別豪雪地帯指定状況

市町村名		指定年月日
由利本荘市 (合併前の由利郡旧・矢島町、鳥海町、東由利町が 特別豪雪地帯。他の地域は豪雪地帯)	旧矢島町	昭和 48. 4. 10
	旧東由利町	昭和 46. 9. 27
	旧鳥海町	昭和 46. 9. 27

8-2 雪害防災体制設置基準

平成 23 年 1 月 13 日設定

1. 防災体制

防災体制	本部長等	備考
豪雪対策本部	本部長 市長	災害対策本部に準ずる
雪害対策部	部長 副市長	災害対策部に準ずる
雪害警戒室	室長 危機管理監	災害警戒室に準ずる

2. 防災体制判断積雪観測所（特別豪雪指定地帯の観測所）

地域	矢島	東由利	鳥海
観測者（場所）	秋田気象台（矢島・築館）	秋田県（東由利・老方）	由利本荘市（川内・伏見）

3. 防災体制設置基準

防災体制	判断内容
豪雪対策本部	<input type="checkbox"/> 防災体制判断積雪観測所等で次の基準を超え、雪害の発生、拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合 積雪基準：150cmに達したとき <input type="checkbox"/> 市内全域で積雪が100cmを超え、雪害の発生、拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合
雪害対策部	<input type="checkbox"/> 防災体制判断積雪観測所等で次の基準を超え、雪害の発生、拡大するおそれがあり、副市長の指示があった場合 積雪基準：120cmに達したとき <input type="checkbox"/> 市内全域で積雪が70cmを超え、雪害の発生、拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合
雪害警戒室	<input type="checkbox"/> 防災体制判断積雪観測所等で次の基準を超え、雪害の発生、拡大するおそれがあり、危機管理監の指示があった場合 積雪基準：70cmに達したとき ※ ただし、警戒室の設置にあたっては、降雪の継続性、突発性など設置日前後の気象状況等を十分検討したうえで判断すること （雪害対策部、豪雪対策本部の設置にあたっては同様とする）

8-3 由利本荘市地域支え合い事業実施要綱

平成30年3月30日

告示第29号

(目的)

第1条 この告示は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、生活支援サービス等を提供することにより、これらの者の自立と生活の質の確保を図り、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

(実施事業)

第2条 次の各号に掲げる事業を実施するものとし、事業内容及び対象者（由利本荘市の住民基本台帳に記録されている者及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第2条第3項に規定する避難住民であって由利本荘市に避難している者に限る。）は、別表のとおりとする。

- (1) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- (2) 軽度生活援助事業
- (3) 外出支援サービス事業
- (4) 訪問理美容サービス事業
- (5) 食の自立支援事業
- (6) 緊急通報体制整備事業
- (7) 高齢者地域支援体制整備・評価事業（心配ごと相談）
- (8) 生活管理指導短期宿泊事業

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は由利本荘市とする。

(事業の委託)

第4条 市長は、この事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、シルバー人材センター、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合、民間のボランティア団体等に委託することができる。

2 前項の規定により事業を委託した場合、当該委託された社会福祉法人等は、定期的に事業の実施状況について市長に報告をしなければならない。

(費用の額等)

第5条 この事業を利用した場合に利用者が負担する費用の額等については、由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例（平成18年由利本荘市条例第5号）及び由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収規則（平成18年由利本荘市規則第4号）において規定する。

(事業費の額等)

第6条 この事業を実施する場合の費用の額は、市長が予算の範囲内で別に定める。

(利用申請手続き等)

第7条 この事業を利用しようとする者は、市長に事業ごとの別に定める利用申請書を提出しなければならない。

2 市長は、申請を受理したときは所要の調査をし、利用の可否を決定し事業ごとの別に定める利用決定（却下）通知書により申請者に通知する。

3 市長は、申請者からの利用を決定した時には速やかに委託事業者に事業ごとの別に定めるサービス提供依頼書を通知する。

(利用変更・取り下げ等)

第8条 利用者が事業の利用を変更・取り下げる時は、市長に事業ごとの別に定める利用変更・取り下げ申請書を提出しなければならない。

2 市長は、申請を受理したときは所要の調査をし、利用の可否を決定し事業ごとの別に定める利用変更（取り下げ）決定（却下）通知書により申請者に通知する。

3 市長は、申請者からの変更・取り下げ利用を決定した時には速やかに委託事業者に事業ごとの別に定めるサービス提供変更（取り下げ）依頼書を通知する。

4 市長は、利用者が別表に該当しないと認めたときは、利用決定を取り消すことができる。

(状況報告)

- 第9条 利用者は要介護認定の申請を行ったときは、判定結果について市長に報告しなければならない。
- 2 利用者の身体状況等に変化が生じたときには、随時市長に報告しなければならない。
- 3 利用者は住所等に変更が生じたときには、随時市長に報告しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、随時対象者の状況を調査し、事業の内容によっては、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条の要介護・要支援認定の判定結果又は、「地域ケア会議」等の意見を参考にし、利用の可否について決定し、必要に応じて利用の調整を図る。

2 市長は、利用にあたって必要と認められる場合には、利用（継続利用も含む。）を申請した者の属する世帯員の市民税課税状況等を調査することができる。

(情報の提供)

第11条 事業の推進にあたっては、地域包括支援センター及び、高齢者の総合相談協力機関として位置づけられている在宅介護支援センターと連携を図り、相互に情報の共有を図らなければならない。ただし、個人情報の取り扱いについては、十分な配慮をしなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、由利本荘市介護予防・地域支え合い事業実施要綱（平成18年由利本荘市告示第30号）の規定になされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年9月30日告示第68号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

事業内容及び対象者

事業名	事業内容	対象者
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類等の衛生管理のための水洗い及び、乾燥消毒等のサービスを行う。 ※利用回数 3回以内/年	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、身体状況或いは精神状況により寝具類の衛生管理が困難な者 ※市民税非課税世帯に属する者
軽度生活援助事業	軽易な日常生活上の援助を行う。 ・除雪 ・家屋内の整理、整頓 ・軽微な家屋の修繕等 ※利用回数 1回/1月(ただし、除雪作業を除く。) ※利用時間数 2時間以内/1回	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する高齢者であって、身体状況或いは精神状況により日常生活上の援助が必要な者 ※ただし、除雪作業は、生活保護法による被保護世帯に属する者は除く
外出支援サービス事業	移送用車両（車椅子仕様車等）により利用者の居宅と医療機関との間を送迎する。 ※利用回数 2回以内/1月（1回の受診に伴う送迎を1回とする。）	おおむね65歳以上の高齢者であって、身体状況或いは精神状況により、一般の公共交通機関を利用することが困難な者

訪問理美容サービス事業	理・美容師が自宅を訪問して理美容のサービスを提供する。	おおむね65歳以上の要介護高齢者等であって、理・美容院へ行くことが困難な者
食の自立支援事業	定期的に居宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行う。	40歳以上65歳未満の単身世帯又はそれに準じる世帯に属する要介護者等であって、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められる者
緊急通報体制整備事業 (ふれあい安心電話設置事業)	自宅に緊急通報装置を設置するとともに、近隣住民の協力員を配置し、高齢者の緊急時に対応できる体制を整備する。	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びそれに準じる世帯に属する高齢者であって、持病等により緊急時の対応が必要な者
高齢者地域支援体制整備・評価事業 (心配ごと相談所開設事業)	高齢者のための相談所を開設し、専門の相談員が様々な相談に応じる。	おおむね65歳以上の高齢者及びその家族
生活管理指導短期宿泊事業	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを利用して、対象者を一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うなどし、身体及び精神の安定を図る。	おおむね65歳以上の高齢者、高齢者のみ世帯及びそれに準じる世帯に属する高齢者であって、日常生活に対する指導、支援が必要な者

8-4 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例

平成18年3月27日
条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約（平成17年由利本荘市告示第24号）の規定により実施する、地域支援事業及び由利本荘市地域支え合い事業（以下「地域支援事業等」という。）の費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域支援事業等の種類)

第2条 費用を徴収する地域支援事業等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活管理指導短期宿泊事業
- (2) 食の自立支援事業
- (3) 軽度生活援助事業
- (4) 緊急通報体制整備事業
- (5) 総合事業家事援助サービス事業
- (6) 総合事業生活機能向上サービス事業

(費用の額等)

第3条 市長は、地域支援事業等を利用した者（以下「利用者」という。）から別表に定める費用を徴収するものとする。

2 利用者は、地域支援事業等を利用した日の属する月の翌月末までに費用を納付するものとする。

(費用の減免)

第4条 市長は、災害その他の事由により必要と認めるときは、その費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日条例第27号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月21日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年11月20日から適用する。

附 則（平成29年3月13日条例第14号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例別表の規定は、平成30年10月分の費用徴収額から適用し、同年9月分の費用徴収額までについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例別表の規定は、令和2年4月分の費用徴収額から適用し、同年3月分の費用徴収額までについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年5月21日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例別表の規定は、令和3年6月分の費用徴収額から適用し、同年5月分の費用徴収額までについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月24日条例第10号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例別表の規定は、令和4年10月分の費用徴収額から適用し、同年9月分の費用徴収額までについては、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

事業区分	費用徴収額			備考	
生活管理指導短期宿泊事業	利用1日につき380円			食費	
	ただし、生活保護法による被保護世帯に属する者は、無料				
	利用1食につき300円				
食の自立支援事業	利用1回(食)につき400円				
	ただし、市民税非課税世帯に属する者は、300円				
軽度生活援助事業	利用作業区分	金額		材料費は除く	
		市民税非課税世帯	市民税課税(均等割のみ)世帯		市民税課税(所得割)世帯
	障子等の張り替え作業(1枚につき)	100円	200円		300円
	上記を除く作業(利用1回1時間以内)	100円	200円		300円
		作業時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに課税区分に応じた金額の半額を加算する。			
	ただし、生活保護法による被保護世帯に属する者は、無料				
緊急通報体制整備事業(ふれあい安心電話を除く緊急通報装置のみ)	1月につき500円			月の途中の利用開始、利用終了の場合は、利用日数に応じた日割り計算とする。	
	ただし、生活保護法による被保護世帯は、無料				
総合事業家事援助サービス事業	利用回数	金額			
	週1回程度	187円/回			
	月4回超の場合	823円/月			
	週2回程度	190円/回			
月8回超の場合	1,644円/月				
総合事業生活機能向上サービス事業	1日利用につき(月2回程度)	203円/回			
	半日利用につき(月2回程度)	142円/回			
	送迎(往復)	90円/回			

8-5 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例施行規則

平成18年3月27日
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例(平成18年由利本荘市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収事務の委託)

第2条 地域支援事業等が社会福祉法人等との委託契約に基づき実施される場合には、地域支援事業等の委託を受けた社会福祉法人等に、徴収事務を委託することができる。

(費用の減免)

第3条 条例第4条の規定に基づき費用の額の減額又は免除を受けようとする者は、由利本荘市地域支援事業等費用減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対する決定をしたときは、由利本荘市地域支援事業等費用減免決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係) 省略

様式第2号(第3条関係) 省略

8-6 由利本荘市単身高齢者等雪下ろし経費助成事業実施要綱

平成17年12月26日

改正 令和 4年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、単身高齢者及び高齢者のみ世帯に属する高齢者（以下「単身高齢者等」という。）に対し、居住用家屋の雪下ろし（以下「雪下ろし」という。）経費を助成することにより、豪雪時であっても住み慣れた住家で安心して生活を送れるように支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「単身高齢者等」とは、本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている、満65歳以上の者のみで構成された世帯に属する者をいう。

(助成の対象者等)

第3条 雪下ろし経費の助成は、市が雪害等に対する対策本部を設置した場合に実施するものとし、次の各号のいずれにも該当する単身高齢者等を対象とする。

(1) 雪下ろしの対象となる家屋に居住し、かつ当該家屋を所有する者。

(2) 雪下ろし経費の負担が困難な低所得者。

なお、この場合低所得者とは、申請日の属する月以前6ヶ月間の収入額の6分の1の金額が、対応する6ヶ月分の生活保護法の規定による最低生活費（要否判定基準）の6分の1の金額に1.2を乗じた金額以下であって、生活保護受給者を除いた者をいう。

(3) 民法の規定による扶養義務者が存在しない者。或いは扶養義務者が存在しても雪下ろし経費の負担が困難であると認められる者。

(助成の対象作業)

第4条 雪下ろし経費の助成対象となる作業は、居住用家屋の雪下ろし及びそれに付随する排雪作業とする。

(助成の申請)

第5条 雪下ろし経費の助成を受けようとする者は、「由利本荘市単身高齢者等雪下ろし経費助成申請書」（様式第1号）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、助成対象者の認定に必要があると認めたときは、前項の書類の他、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成の決定)

第6条 市長は前条の申請があったときは、対象となる家屋の状況及び申請者等の収入の状況等について、所要の調査を行い、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定後において、申請者に「由利本荘市単身高齢者等雪下ろし経費助成決定（却下）通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

(助成額)

第7条 1回あたりの助成額は、15,000円を上限とする。ただし、延べの作業時間が4時間以内で終了した場合は、7,500円を上限とする。

(助成金の支払い等)

第8条 助成対象者は、雪下ろし作業の完了後に「由利本荘市単身高齢者等雪下ろし経費助成事業作業完了報告書」(様式第3号)及び「由利本荘市単身高齢者等雪下ろし経費助成金請求書」(様式第4号)に必要事項を記入の上、市長に提出するものとし、市は請求書を受理してから30日以内に助成金を支払うものとする。

(実施期間)

第9条 助成事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月26日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の日の前日までに、矢島町独居老人等の資金助成要綱(平成14年矢島町要綱)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

8-7 由利本荘市空家等倒損壊防止作業執行基準

(目的)

第1条 この基準は、気象事象により倒損壊のおそれがある空家等(以下「空家等」という。)について、市災害対策本部等の決定により市費で倒損壊防止作業を執行する基準を定める。

(定義)

第2条 この基準において空家等とは、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。

- (1) 所有者(所有者の親族を含む。)が、所在不明である場合又はこれに準ずると認められる場合。
- (2) 倒損壊した場合に隣家や公共施設等、若しくは通行人、自動車等の人命や財産に被害を及ぼすおそれがあると想定される場合。

(経費)

第3条 前条に該当する事案により倒損壊防止作業を執行した場合、執行経費は市費とする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年1月6日から執行する。

8-8 由利本荘市道路除雪計画

(計画抜粋)

1 目的

道路は、市民の日常生活、社会・経済活動を支える最も重要な施設であり、現在、由利本荘市の市道認定路線は3,666路線、距離にして2,117.7kmに達している。

この計画は、冬期間の積雪時における安全な道路交通の確保について、国・県および関係機関と連携を図りながら、効果的な除排雪作業を実施し、もって社会・経済活動の確保と、市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 除雪の基本方針

(1) 迅速かつ的確な除雪体制の確立

1. 由利本荘市8地域の実情に合わせ、緊急時にも対応した柔軟な除雪体制を整える。
2. 気象予測及び道路巡回による情報収集により、的確かつ迅速な出動態勢を整える。
3. 道路状況を把握し、適切な機械配置かつ安全で効率的な除雪作業を行う。

(2) 主要生活道路の安全な交通確保

1. 主要路線の早朝新雪除雪実施を基本とし、必要に応じて適時交通確保に努める。
2. 道路状況を見極め、路面の不陸整正、凍結防止剤散布等の適時実施に努める。
3. 安全な除雪作業実施のため、職員及び除雪作業員の安全意識の向上を図る。

(3) 地域住民、道路利用者との連携強化

1. 地域住民の除雪に対する理解と協力を求め、連帯感を高める。
2. 多様化する地域の実情に配慮し、きめ細やかな除雪に努める。
3. 道路利用者への情報提供を充実させ、冬期における地域間交流と日常生活圏の拡大を目指す。

3 除雪の機構

由利本荘市の除雪体制は11月1日から翌年3月31日までを除雪期間として、道路除雪の円滑かつ適切な実施を図るため次のとおり機構を整えるものである。

(1) 道路除雪対策本部

秋田地方気象台の発表する気象情報や各地域の降雪観測情報を参考とし、道路除雪作業の円滑かつ適切な実施を期するため、除雪対策本部を建設部に設置し、本部長（建設部長）の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。

道路除雪対策本部の機構図は、図一1のとおりとする。

(2) 道路雪害対策本部

異常積雪で市長が特に必要と認めたときは、道路交通確保が十分に行われるよう、道路除雪対策本部を道路雪害対策本部に移行する。本部長は市長とする。

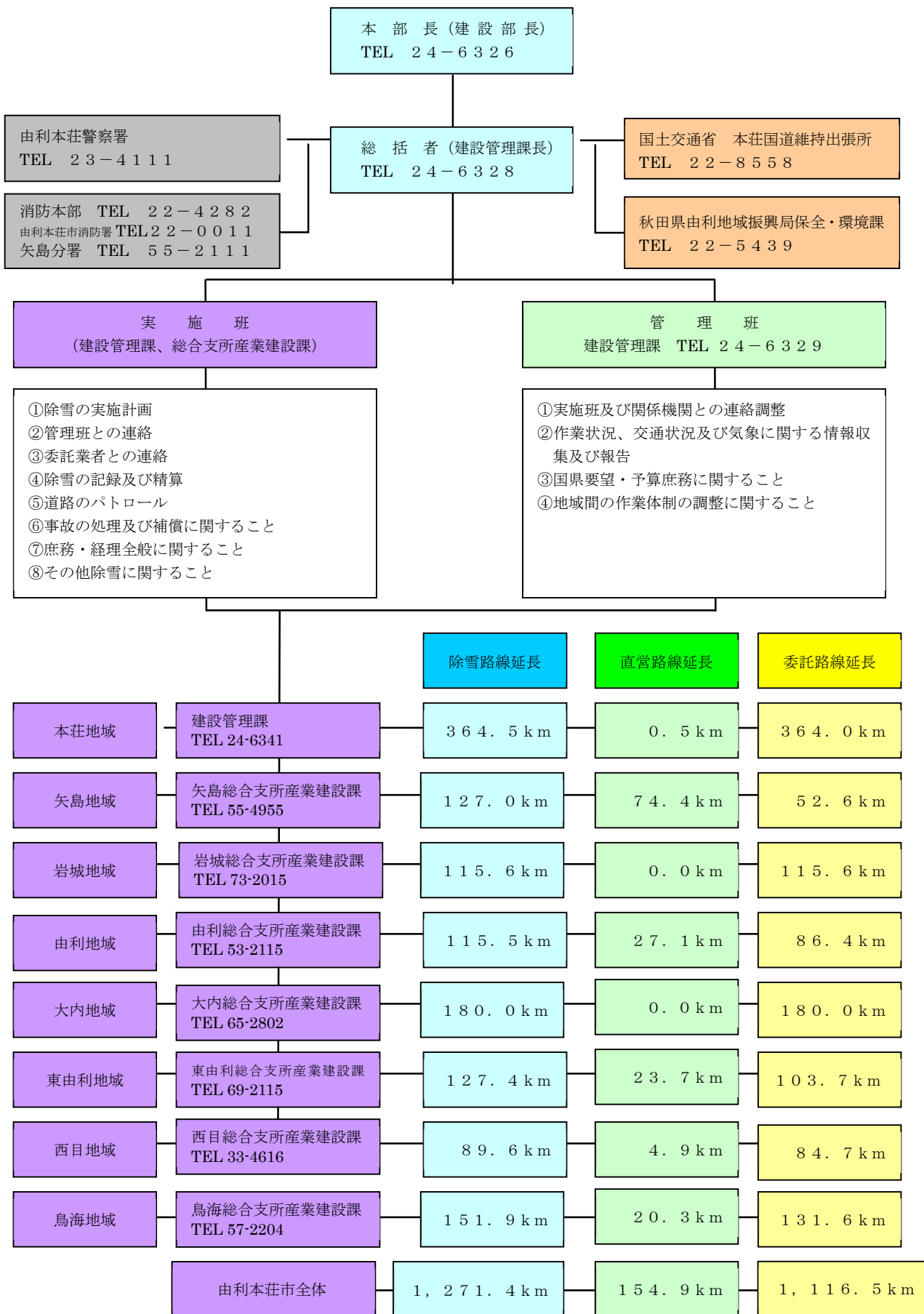
道路雪害対策本部の機構図は、図一2のとおりとする。

(3) 道路除雪作業地域区分

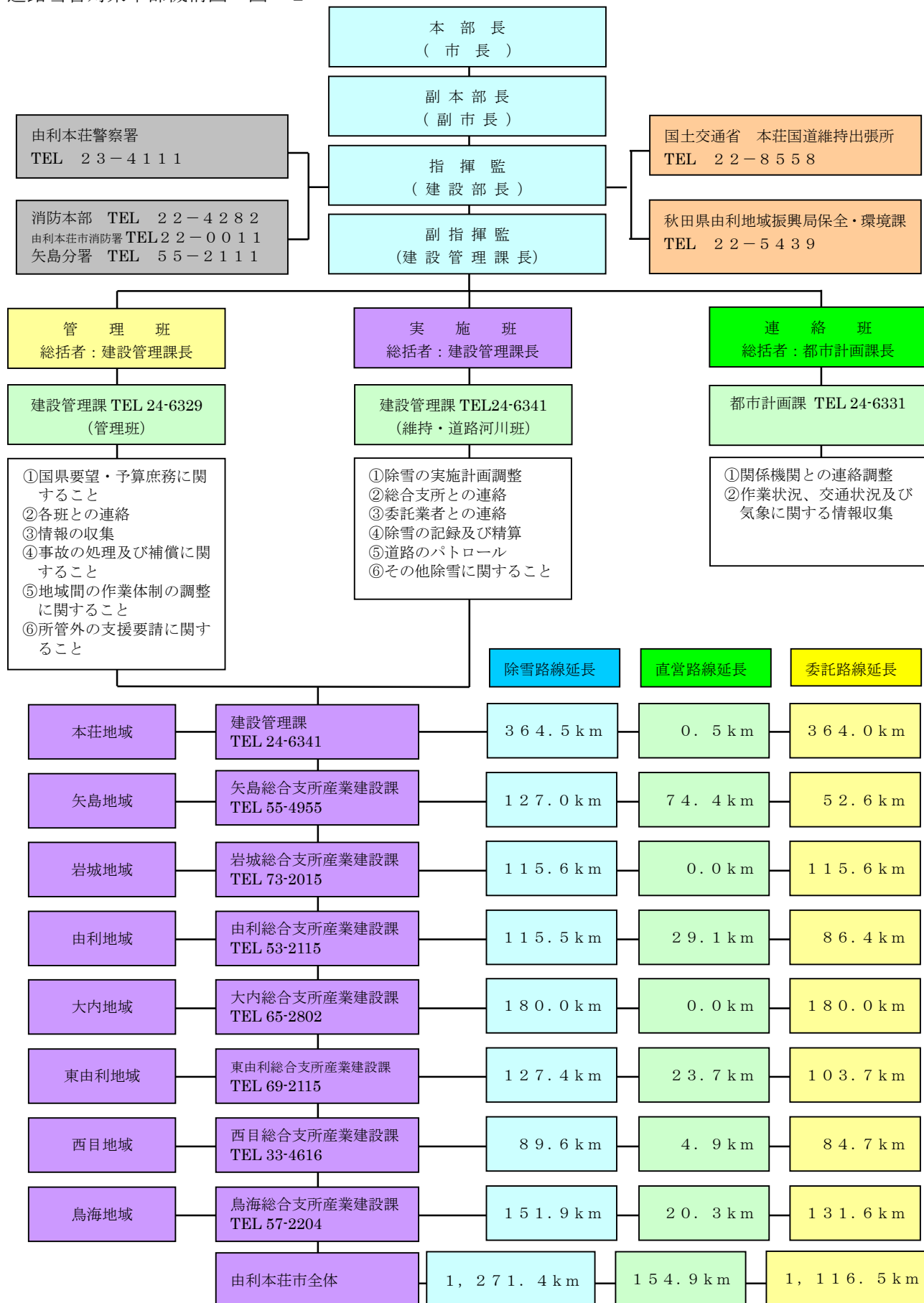
除雪作業実施班は市内8地域に16箇所の除雪機械出動拠点を設け、それぞれの地域を除雪する。

地域名	所管先	連絡先	休日・夜間の連絡先
本 荘 地 域	建設部 建設管理課	24-6341	休日/夜間 24-3321
矢 島 地 域	矢島総合支所産業建設課	55-4955	休日/夜間 55-4955
岩 城 地 域	岩城総合支所産業建設課	73-2015	休日/夜間 73-2011
由 利 地 域	由利総合支所産業建設課	53-2115	休日/夜間 53-2111
大 内 地 域	大内総合支所産業建設課	65-2802	休日/夜間 65-2211
東 由 利 地 域	東由利総合支所産業建設課	69-2115	休日/夜間 69-2110
西 目 地 域	西目総合支所産業建設課	33-4616	休日/夜間 33-2211
鳥 海 地 域	鳥海総合支所産業建設課	57-2204	休日/夜間 57-2201

道路除雪対策本部機構図 図-1

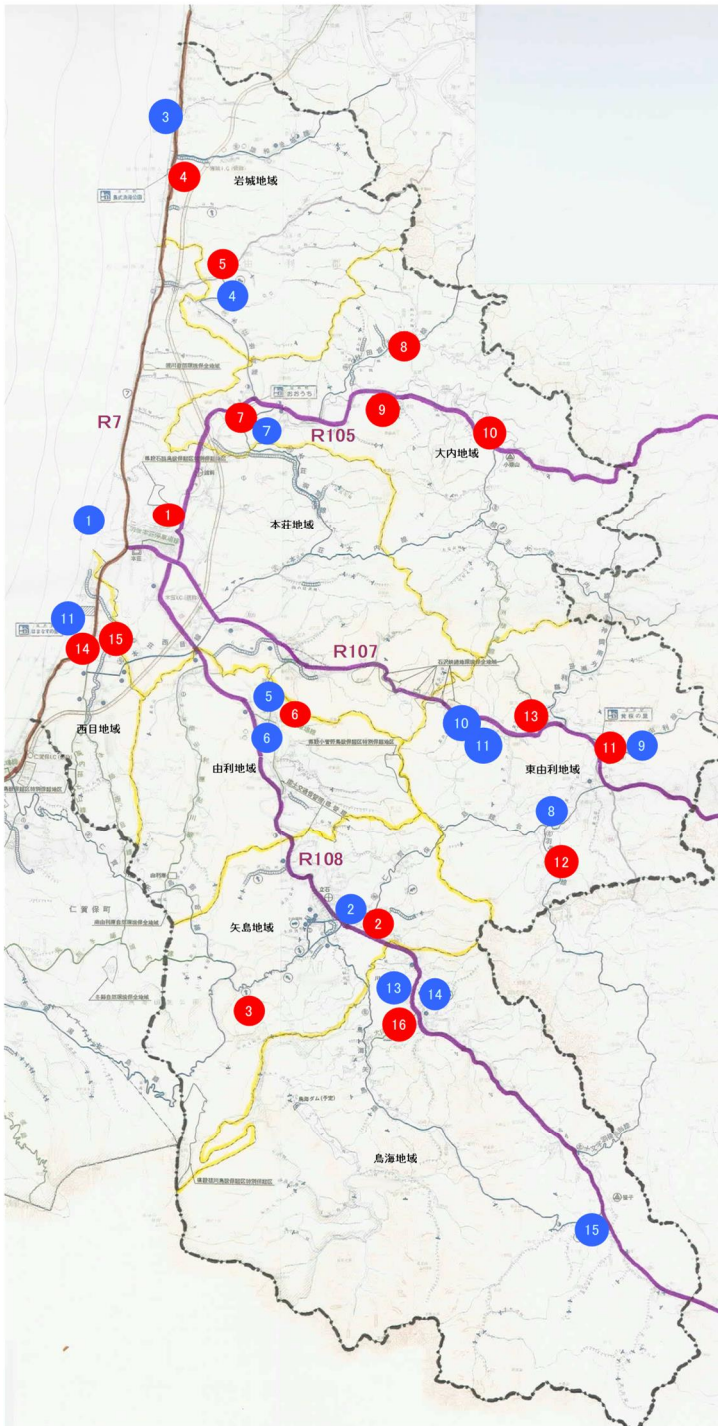


道路雪害対策本部機構図 図-2



除雪出動拠点配置図

由利本荘市 除雪出動拠点配置図



市所有除雪機械出動拠点

No	地域名	出動拠点	車道					歩道		合計
			R	T	G	D	MS	M	HD	
1	本荘	由利本荘市除雪ステーション	1		3	4	1	3	7	19
2	矢島	矢島大雪管理センター	4	2	3	5	1	3		18
3		長保田除雪ステーション	2		1	1				4
4	岩城	岩城総合支所	1			4	1	1	2	9
5		亀田花広場駐車場				3		1		4
6	由利	由利地域除雪格納庫	2	1	1	5	1	2	2	14
7	大内	中館ステーション			1	2		1		4
8		高尾ステーション	1			2				3
9		松本ステーション				1				1
10		中田代ステーション	1			3	1			5
11	東由利	東由利総合支所	1	1		6	1	1		10
12		黒瀬車庫	2	1		1				4
13	西目	横渡車庫	1		1	2				4
14		西目土木機械車庫				6	1			7
15	鳥海	長坂除雪センター	3		1	5	1			10

※

R	ロ 勿除雪車
T	除雪トラック
G	除雪グレーダ
D	除雪ドーザ
MS	凍結防止剤散布車
M	小型除雪車
HD	ハットカット除雪機

指定雪捨て場

No	地域名	名称	備考
1	本荘	レクリエーション広場(本荘マリーナ脇)	
2	矢島	旧矢島グラウンド駐車場	
3	岩城	湊川海水浴場北側駐車場	地域専用
4		天鷲遊園跡地	地域専用
5	由利	由利体育館裏広場	地域専用
6		家畜保冷施設跡地	地域専用
7	大内	大内中学校裏駐車場	地域専用
8		旧町長プール(住吉)跡地	地域専用
9	東由利	東由利総合支所南側駐車場	地域専用
10		西山工業団地裏	地域専用
11		犬平スキー場駐車場(入口右側)	地域専用
12	西目	西目海水浴場	地域専用
13		トレーニングセンター駐車場から子吉川左岸	一般開放無
14	鳥海	上田野グラウンド跡地	地域専用
15		町榎上流から丁川右岸	一般開放無

4 道路除雪実施計画

由利本荘市で除雪対象路線長は1,261.9 kmである。内、市道は1,178.6 kmである。

1,209.08k m²の面積を持つ由利本荘市は、矢島、東由利、鳥海の3地域が特別豪雪地帯に指定されているなど、各地域間で冬期における気象の差異が著しいことから、建設管理課及び各総合支所管理のもとで実施する。

(1) 除雪体制の基準

除雪対策本部は、いつでも除雪を実施できるように体制を整えておく。除雪体制は、次表のとおりとする。

体制区分	降積雪の状況	内 容
準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪の出動確認 ・ 要員の待機
通常体制	除雪出動基準に基づく降積雪がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪出動
警戒準備体制	積雪深が、沿岸で30 cm以上、内陸で70 cm以上ある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最重点、緊急確保路線における除雪作業強化 ・ 情報連絡の強化 ・ 道路雪害対策本部設置の準備
警戒体制	積雪深が、沿岸で50 cm以上、内陸で120 cm以上ある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路雪害対策本部の設置 ・ 総合的な除雪作業の強化 ・ 情報連絡の強化 ・ 借り上げ除雪機械の補強

(2) 除雪出動基準

作業内容による出動基準は、次表のとおりとする。

作業内容	出動基準
新雪除雪	降雪5cm程度でそれ以上になると予想されるとき、又は吹きだまり等道路交通の支障となる場合。 早朝出動した場合は通勤通学路を優先し、遅くとも午前7時までに完了させる。
路面整正	わだちの発生により通行に支障となると予想される場合。
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害などの交通障害が発生した場合、又は発生すると予想される場合。
歩道除雪	積雪5cm程度でそれ以上になると予想されるとき、又は車道除雪の雪が歩道に堆雪し歩行が困難になる場合。
融雪剤散布	路面凍結により通行に支障が出る場合、また支障になると予想される場合。

(3) 除雪作業の注意事項

作業内容	注意事項
①車道除雪	<p>ア 道路の交差点部、踏切付近、トンネルの前後の除雪作業については、段差、わだちが生じないように十分留意する。</p> <p>イ 除雪を実施する際は、規制標識には十分注意する。特に一時停止、指定方向外侵入禁止及び横断歩道等の標識は路側にあるので、破損した場合は速やかに応急の措置をとり、所管の警察署に連絡して措置してもらう。</p> <p>ウ 防雪柵設置道路において、除雪は防雪柵の反対側へ行うようにする。</p> <p>エ 諸工事等を施工している道路では、工事施工者及び所管課と十分な連絡調整をしながら安全な除雪をする。</p> <p>オ 運搬排雪は周辺の状況や気象状況を見極め、必要に応じて適切に実施する。</p> <p>カ 随時パトロールを実施し、出動時間を適切に判断し、正常な路面を確保するように努める。</p> <p>キ 大型ロータリー除雪車出動の際は、二人乗車を基本とし安全作業に努める。</p>
②歩道除雪	<p>ア 歩道除雪については通勤通学路を優先し、機械除雪により冬期歩行者空間を確保する。また横断歩道、バス停には雪の塊りを置かないよう留意する。</p> <p>イ 歩道除雪後に車道除雪された雪が歩道上に堆雪しないよう、車道除雪との十分な連携を図る。</p>
③凍結防止	<p>ア 気象の変化に留意し、凍結防止のため路側の水切りに努める。</p> <p>イ 急カーブ、急坂路、主要交差点及び橋梁部等については、凍結防止剤等の散布により冬期交通の安全に努める。</p>
④運搬排雪	<p>運搬排雪は、通常の拡幅除雪が困難な場合、道路パトロールにより状況を確認し、見通しの悪い交差点や通学路を重点的に実施するものである。</p> <p>運搬排雪を行う場合、受託業者は排雪箇所等の計画を市に報告してから作業を実施する。</p>
⑤その他	各地域の実情に合わせ、きめ細かい安全な作業を行うよう努めること。

(4) 情報連絡体制の整備

秋田地方气象台及びその他の観測機関を利用し、必要な情報を正確に入手できるよう努める。また定点観測による積雪状況の把握と、道路パトロールによる路面状況を把握できる体制を整える。

除雪作業実施中は、作業者間の連絡を密にし、直営、委託を問わず連携の取れたきめ細かい除雪作業を心がけることとする。

(5) 除雪オペレーターの確保と管理

除雪作業に従事する者は必ずその運転機械の操作資格を有しているもので、その確保及び管理は各地域の総合支所で行うものとする。

① 健康管理

除雪作業は早朝や夜間に実施されることが多く、長時間連続の労働となる場合もあるので、オペレーター及び作業従事者は、十分な休養と睡眠を取るなど、日頃から自己の健康管理に十分配慮し、異常を感じた場合は速やかに作業責任者等へ報告すること。

② 除雪機械の維持

操作する除雪機械については常に整備点検に努め、除雪作業に支障をきたさないようにし、操作についても良く習熟し事故の無いよう努めること。

(6) 除雪機械の配置計画

除雪機械の配備にあたっては、地域の実情に合わせた目標を実現できるよう、総合支所ごとに効率的経済的な除雪機械選定、配置を行う。

除雪区分	除雪機械
①車道除雪	ロータリ除雪車 : 堆雪幅に余裕がなく、道路の幅だしが必要な箇所 除雪トラック : 比較的幅員が広い幹線の初期除雪 除雪グレーダ : 比較的幅員が広い幹線の除雪 除雪ドーザ : 幅員の狭い住宅地の除雪
②歩道除雪	歩道除雪は小型除雪車（小型ロータリ）やハンドガイド除雪機を配置する。
③凍結防止剤散布	急カーブ、急坂路、主要交差点及び橋梁部等において、凍結により交通障害が発生する箇所には、凍結防止剤散布車を配置する。

所有機械別台数一覧表（令和4年度）

地域名	ロータリ 除雪車 R	除雪 トラック T	除雪 グレーダ G	除雪 ドーザ D	凍結防止 剤散布車 MS	小型 除雪車 M	ハンドガイド 除雪機 HD	計
本 荘	1	0	3	4	1	3	7	19
矢 島	6	2	4	6	1	3	0	22
岩 城	1	0	0	7	1	2	2	13
由 利	2	1	1	5	1	2	2	14
大 内	2	0	1	8	1	1	0	13
東由利	4	2	1	9	1	1	0	18
西 目	0	0	0	6	1	1	0	8
鳥 海	5	0	4	8	1	1	0	19
計	21	5	14	53	8	14	11	126

(7) 除雪作業の委託計画

由利本荘市の除雪延長1,271.4kmのうち1,116.5kmを業務委託する。これは総除雪路線延長の72.1%にあたる。

冬期交通の確保については、地域企業の協力が必要不可欠なものである。

由利本荘市委託者数と委託延長

全体	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
74者	26者	3者	7者	9者	10者	5者	8者	6者
1,116.5km	364.0km	50.5km	115.6km	86.4km	180.0km	103.7km	84.6km	131.6km

借上除雪機械一覧

全体	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
175台	82台	2台	5台	16台	23台	6台	9台	32台

(8) 雪捨場の確保

各地域では、主にダンプトラック等を使用した運搬排雪のための雪捨場を指定している。各地域の指定雪捨場は次の表のとおりである。

雪捨場の利用に関しては、各総合支所で実情に合わせた指導を行う。

地域名	対象地区	所在地	名称	
本荘	本荘地域	石脇字田尻地内	レクリエーション広場（本荘マリーナ脇）	
矢島	矢島地域	矢島町立石字長泥地内	旧矢島グラウンド駐車場	
岩城	道川地域	内道川字井戸ノ沢地内	道川海水浴場北側駐車場	支所専用
	亀田地域	亀田亀田町字亀田町地内	天鷲遊園跡地	支所専用
由利	前郷	前郷字家岸上堤地内	由利体育館裏広場	支所専用
	西滝沢	川西字神田地内	家畜保冷施設脇広場	支所専用
大内	大内地域	中館字堤台地内	大内中学校裏駐車場	支所専用

地域名	対象地区	所在地	名称	
東由利	田代	田代字住吉地内	旧町民プール（住吉）跡地	支所専用
	老方	老方字橋脇地内	東由利総合支所南側駐車場	支所専用
	宿	宿字湯ノ台地内	太平スキー場駐車場（入口左側）	支所専用
西目	西目地域	西目町出戸字浜山地内	西目海水浴場	支所専用
鳥海	伏見	鳥海町伏見字折切地内	トレーニングセンター駐車場から子吉川左岸	一般開放無
	伏見	鳥海町栗沢字上田野地内	上田野グランドプール跡地	地域専用
	笹子	鳥海町上笹子字畑平地内	町橋上流から丁川右岸	一般開放無

(9) 緊急時の応援体制

由利本荘市の8地域において局所的な大雪などで各地域単独での通常除雪が困難になった場合等緊急時の対応策として、当該地域への作業応援体制の確立を目指し、建設部建設管理課がこの連絡調整を行う。

尚、通常除雪であっても各地域を結ぶ重要路線においては、総合支所間で連絡調整を図り、効率的な除雪作業の実施に努める。

5 地域住民との連携

(1) 地域住民との協力体制

厳しい冬期間の除雪計画を円滑に実施するためには、地域の住民による協力が必要不可欠である。このため、チラシの配布、広報紙等による啓蒙活動を行い、住民の理解と協力を得るよう努める。

また、道路利用者に対する情報提供の充実を図り、円滑な道路除雪への協力を求めるとともに、冬期における自動車事故の減少を目指す。

(2) 円滑な除雪作業のための周知事項

除雪計画を実施するうえで下記事項の周知徹底を図り、円滑な道路除雪に協力を求めるものとする。

① 路上駐車はしない

道路除雪の妨げとなり車両が損傷する恐れがあるので、路上への違法駐車及び故障車両の放置をしない。

② 宅地内の雪を車道に出さない

交通渋滞や交通事故の原因になり大変危険である。

③ 玄関先から道路へ出る間口除雪は各家庭で行うこと

玄関先から道路へ出る間口除雪は各家庭で行い、間口の雪は通行の支障にならないように道路の端に寄せてもらう。

④ 道路上の支障物件を撤去すること

占用許可のない道路上にある支障物件は除雪の妨げとなり、また雪と一緒に処理される恐れがあるので撤去してもらう。

⑤ 流雪溝以外の道路側溝等に投雪しない

捨てた雪のために、流れが止められ水が車道に溢れ出す可能性がある。これにより路面が凍結し通行の妨げとなり大変危険である。

⑥ 除雪車には近づかない

除雪車は作業上前進後退を繰り返すことが多く危険なので、十分な車間距離を取ることや、オペレーターへ合図をするなど、安全を確認して通行すること。

⑦ その他の事項

地域の実情に合わせた注意事項を作成し周知する。

(3) 道路利用者への情報提供

道路利用者に対し適切な情報を提供していくことで、安全で円滑な道路除雪作業を図り、冬期間の自動車事故減少を目指す。

除雪作業中の車両については、回転灯や案内看板等を取り付けドライバーに注意を促す。冬期交通不能区間については、案内板の設置や広報紙、ホームページなどで周知を図る。

6 流雪溝の維持管理

流雪溝の運営については各地域のそれぞれの管理組合に委任するものであるが、維持、管理、補修に関しては地域の実情に合わせて、各総合支所が対応する。

各地域の流雪溝の実態

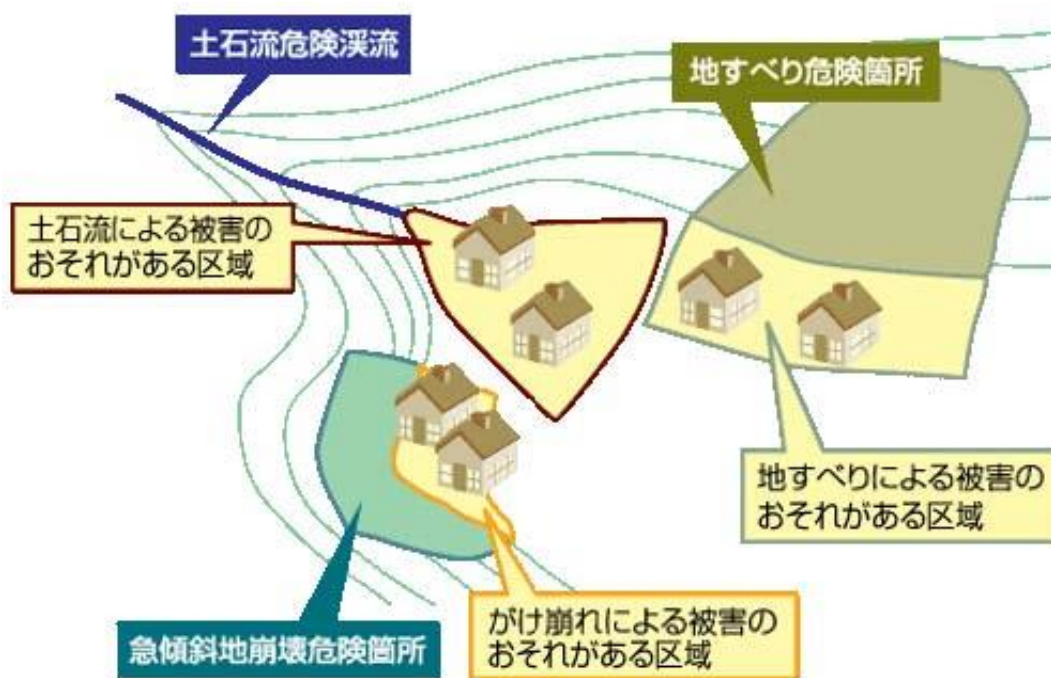
地域名	対象地区	管理組合名	管理延長 (km)	利用戸数 (戸)
本 荘	館	館地区流雪溝利用組合	2.2	80
	鳥田目	鳥田目地区流雪溝利用組合	1.2	35
矢 島	元町・七日町	子吉川水系流雪溝組合	6.5	236
	七日町・荒沢	荒沢川水系流雪溝組合	7.3	245
	城内・館町・田中町	岩瀬堰水系流雪溝組合	7.0	223
岩 城	亀田	亀田流雪溝利用組合	1.6	190
大 内	岩谷町	岩谷町流雪溝利用組合	4.1	227
	新沢	新沢流雪溝組合	0.5	67
	及位	及位前田堰管理組合	0.4	36
	中田代	板井沢・新田流雪溝利用組合	0.9	38
東由利	館合	館合地区流雪溝利用組合	2.0	86
	山崎・久保	山崎・久保地区流雪溝利用組合	1.0	10
	老方	老方地区流雪溝利用組合	2.7	115
	寺田	寺田地区流雪溝利用組合	0.3	14
	蔵	蔵地区流雪溝利用組合	2.2	56
	法内	法内地区流雪溝利用組合	1.1	18
	大琴	大琴地区流雪溝利用組合	1.8	54
鳥 海	笹子	町町内会流雪溝組合	1.1	77
	笹子	上杉沢流雪溝組合	0.2	13
	上川内	平根流雪溝組合	2.0	39
	伏見	久保流雪溝組合	0.7	51
	伏見	伏見流雪溝組合	1.0	66
	下川内	坪渕流雪溝組合	0.3	20
合 計			48.1	1,996

第9 災害危険箇所に関する資料

9-1 土砂災害危険箇所図等について

土砂災害危険箇所図

- (1) 土砂災害危険箇所図は、土砂災害による被害のおそれがある箇所を示した図であり、土砂災害に係わる警戒避難や土地利用の検討に際し、参考として活用して頂く事を目的に公開しているものです。そのため、土砂災害危険箇所図の土地の範囲は、法律で行為等が規制されるものではありません。また、土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。
- (2) 土砂災害危険箇所調査は、土砂災害危険箇所調査要領(注)に基づき実施されます。土砂災害危険箇所調査では、調査要領に従い 1/25000 地形図を用いて土砂災害危険箇所の所在を把握します。土砂災害危険箇所図は 1/25000 地形図で把握した土砂災害危険箇所を 1/10000 程度の地形図に転記したものです。
- (3) 土砂災害危険箇所の土地の範囲は、法律で行為等が規制されているものではありません。土砂災害危険箇所には、「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「地すべり危険箇所」があります。



土石流危険渓流：

「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領（案）」平成 11 年 4 月建設省河川局砂防課
急傾斜地崩壊危険箇所：

「急傾斜地崩壊危険箇所点検要領」平成 11 年 11 月建設省河川局砂防部傾斜地保全課

地すべり危険箇所：

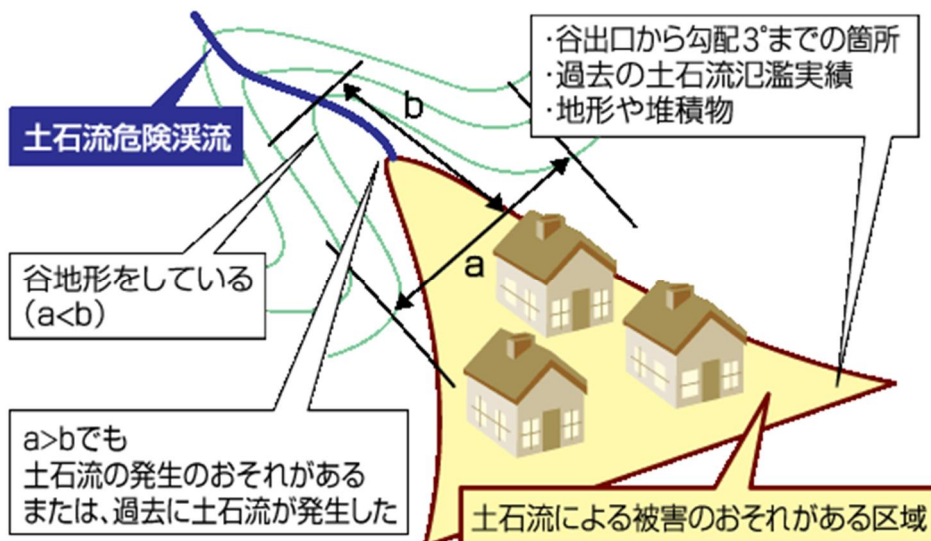
「地すべり危険箇所調査要領」平成 3 年 3 月建設省河川局砂防部傾斜地保全課

土砂災害警戒区域・特別警戒区域図（以下「土砂災害警戒区域図」という）	
	<p>(1) 土砂災害警戒区域図は、土砂災害防止法に規定された手法により、土砂災害のおそれのある箇所を調査し、同法に基づいて警戒避難体制整備や土地利用制限等の規制がかかる範囲を公開するものです。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域図の作成にあたっては、縮尺 1/2500 の地形図を用いて一定の地形的条件を満たす箇所を抽出した上で、あわせて現地調査を実施してその範囲を決定しているものです。</p> <p>(3) 上記のように土砂災害警戒区域図は、地形図上の調査のみならず現地調査を行った上で決定しているため、土砂災害危険箇所図と比べてより詳細な調査結果に基づくものです。</p> <p>土砂災害防止法：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」</p>
土砂災害危険箇所図と土砂災害警戒区域図の違い	
	<p>(1) 土砂災害危険箇所図と、土砂災害警戒区域図は、いずれも土砂災害のおそれのある区域を示しているという点で共通するものです。</p> <p>(2) しかし、土砂災害警戒区域図は、土砂災害危険箇所図によって把握されている箇所等について、より詳細な地形図を使用し現地調査も実施して、法律に規定された手法により区域設定を行ったものであるため、土砂災害警戒区域図の方が土砂災害危険箇所図より精度の高い図面です。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域図が県内全域で完成した際には、土砂災害危険箇所図の公表は不要になるが、土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定が終了していないことから、併用して継続公開している。</p>

9-2 土砂災害危険箇所の種類

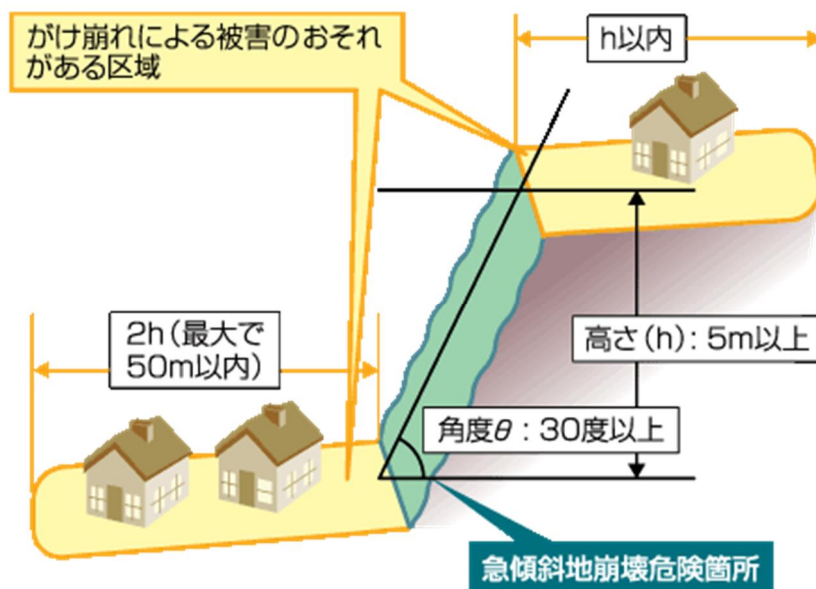
土砂災害危険箇所							
	<table border="1"> <tr> <td>(1) 土石流危険渓流</td> <td>渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が想定される危険区域に、人家や公共施設がある渓流をいう。</td> </tr> <tr> <td>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近隣地をいう。</td> </tr> <tr> <td>(3) 地すべり危険箇所</td> <td>空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判断された地域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲をいう。</td> </tr> </table>	(1) 土石流危険渓流	渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が想定される危険区域に、人家や公共施設がある渓流をいう。	(2) 急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近隣地をいう。	(3) 地すべり危険箇所	空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判断された地域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲をいう。
(1) 土石流危険渓流	渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に被害が想定される危険区域に、人家や公共施設がある渓流をいう。						
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近隣地をいう。						
(3) 地すべり危険箇所	空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判断された地域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲をいう。						

土石流危険渓流及び土石流による被害のおそれがある区域



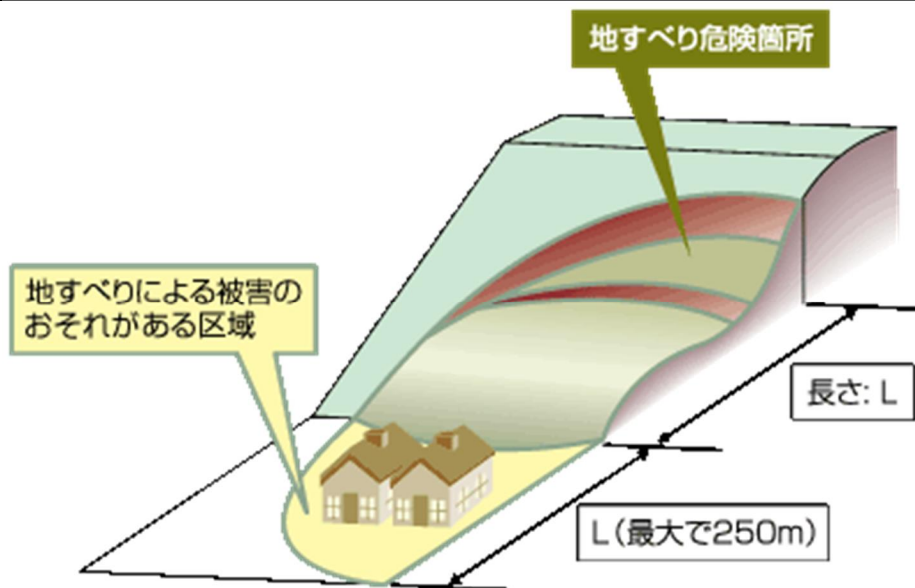
土石流危険渓流Ⅰ	保全人家が5戸以上又は5戸以下でも公共施設のある渓流
土石流危険渓流Ⅱ	保全人家が1～4戸の渓流
土石流危険渓流Ⅲ	調査時点では保全人家が無いが、今後、住宅等の建設の考えられる区域に流入する渓流
土石流危険渓流区域	地形条件によって土石流の堆積や氾濫が予想される区域

急傾斜地崩壊危険箇所及びがけ崩れによる被害のおそれのある区域



急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	保全人家が5戸以上又は5戸以下でも公共施設のある急傾斜地崩壊危険箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	保全人家が1～4戸の急傾斜地崩壊危険箇所
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	調査時点では、被害想定区域内に人家が無い場合でも、今後住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

地すべり危険箇所及び地すべりによる被害のおそれがある区域



(1) 地すべり危険箇所 ランクはありません

地すべりが発生している、又は地すべりが発生するおそれがある区域（地すべり危険箇所の調査方法は、航空写真や地形図、過去の被害や地すべりの兆候などの資料から地すべりの発生する可能性のある箇所かどうか判断し、地すべり危険箇所として抽出。区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所）

(2) 地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）

主務大臣は、地すべり区域と隣接する周辺区域を含めて「地すべり区域」とし、これらを「地すべり防止区域」として指定する。

地すべり防止区域の主務大臣は次のとおり

国土交通大臣	砂防法第2条の規定により指定された土地
農林水産大臣	森林法第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項に規定された保安林、これに準すべき森林。又は森林法第41条の保安施設地区にある地すべり地域。
農林水産大臣	上記以外で土地改良法第2条第2項の土地改良事業が施行されている地域
国土交通大臣	上記以外の全て

(3) 秋田県の場合

所管	備考
農林水産省－林野庁－東北森林管理局	地すべり災害危険箇所
農林水産省－林野庁－秋田県農林水産部－森林整備課	地すべり危険地区
農林水産省－秋田県農林水産部－農地整備課	地すべり災害危険箇所
国土交通省－秋田県建設交通部－河川砂防課	地すべり危険箇所

9-3 秋田県の山地災害危険地区

秋田県の山地災害危険地区（秋田県農林水産部 森林整備課治山・林道班）	
(1)	秋田県では平成18・19年度に、山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出等の災害が発生した場合、人家・学校・病院・官公署・工場・旅館・寺社・道路などに直接被害を与えるおそれがある県内の民有林について地質、地形、林況などを調査した。
(2)	山地災害危険地区は、その調査の結果、山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり等の災害が発生する危険性があると判定した地区です。
(1) 山腹崩壊危険地区	山くずれが起こる危険性があると判定された地区
(2) 地すべり危険地区	地すべりが起こる危険性があると判定された地区
(3) 崩壊土砂流出危険地区	山くずれや地すべりにより発生した土砂などが溪流から流出し、災害が起こる危険性があると判定された地区

9-4 土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」）の概要	
(1)	対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり
(2)	国土交通大臣は土砂災害防止対策基本指針を作成 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害防止対策に関する基本的な事項 ・基礎調査の実施について指針となるべき事項 ・土砂災害警戒区域等の指定について指針となるべき事項
(3)	都道府県知事「基礎調査の実施」
(4)	都道府県知事「土砂災害警戒区域の指定（土砂災害のおそれのある区域）」 <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、警戒避難体制の整備 → 市地域防災計画（災害対策基本法）
(5)	都道府県知事「土砂災害特別警戒区域の指定（建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域）」 <ul style="list-style-type: none"> ・特定開発行為に対する許可制 対象：住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設等のための開発行為 ・建築物の構造規制 → 居室を有する建築物の構造耐力に関する基準の設定（建築基準法） ・建築物の移転等の勧告 → 住宅金融支援機構融資等

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定							
	<p>(1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）土砂災害防止法施行令第2条</p> <table border="1"> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>イ 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</td> </tr> </table> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）土砂災害防止法施行令第3条 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある崩壊を生じることなく耐えることのできる力を上回る区域 ※ ただし、地すべりについては、地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大60m範囲内の区域。</p>	急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	地すべり	イ 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域
急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域						
土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域						
地すべり	イ 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域						
土砂災害警戒区域							
	<p>急傾斜地の崩壊等（①急傾斜地の崩壊、②土石流、③地すべり）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。</p> <p>(1) 市町村地域防災計画への記載（土砂災害防止法 第7条第1項） (2) 災害時要援護者関連施設の警戒避難体制（土砂災害防止法 第7条第2項） (3) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底（土砂災害防止法 第7条第3項） (4) 宅地建物取引における措置（宅地建物取引業法第35条（同法施行規則第16条の4の3））</p>						
土砂災害特別警戒区域							
	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</p> <p>(1) 特定開発行為に対する許可制（土砂災害防止法 第9条） (2) 建築物の構造の規制（土砂災害防止法 第23条、第24条） (3) 建築物の移転等の勧告及び支援措置（土砂災害防止法 第25条） (4) 宅地建物取引における措置（宅地建物取引業法第33条（同法施行令第2条の5）、第35条（同法施行令第3条）、第36条（同法施行令第2条の5））</p>						

9-5 土砂災害危険箇所

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域〔県建設部 河川砂防課〕 (令和3年12月現在)

土砂災害警戒区域 等指定数	うち土砂災害警戒区域数			うち土砂災害特別警戒区域数		
	土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜
1,554(1,111)	852	160	542	602	-	509

注) ()内は、内特別警戒区域数

(2) 急傾斜地崩壊危険区域〔県建設部 河川砂防課〕(令和3年12月末現在)

急傾斜地崩壊危険区域 (法指定)	
箇所数	面積 (ha)
66	119.77

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所 (市建設管理課) 令和3年6月末現在

箇所名	地域	大字	小字	保全対象戸数
釜坂	東由利地域	東由利蔵	釜坂	1戸

(4) 地すべり危険地区〔東北森林管理局〕(令和3年3月現在)

地区数	面積 (ha)	地区内保全対象					
		人家 (戸)	公共 施設	道路 (m)			
				国道	県道	市町村道	林道
0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 地すべり危険地区〔県農林水産部 森林整備課〕(令和3年12月現在)

地区数	面積 (ha)	地区内保全対象							
		人家 (戸)	公共 施設	道路 (m)					
				国道	県道	市町村道	農道	林道	その他
72	3,048	566	12	9	11	46	-	6	-

(6) 地すべり災害危険箇所〔県農林水産部 農地整備課〕(令和3年12月現在)

箇所数	面積 (ha)			保全対象 人家数 (戸)	指定区分		
	耕地	林地 その他	計		概成	工事中	未指定
35	580.52	1,500.13	2,080.65	156	14	5	16

(7) 地すべり防止区域〔県建設部 河川砂防課〕(令和3年12月末現在)

地すべり防止区域(法指定)	
指定箇所数	指定面積(ha)
17	477.68

(8) 砂防指定地〔県建設部 河川砂防課〕(令和3年12月末現在)

箇所数	指定面積(ha)	備考
186	2,331.27	

(9) 山腹崩壊危険地区〔東北森林管理局〕(令和3年3月現在)

地区数	面積(ha)	地区内保全対象					
		人家(戸)	公共施設	道路(m)			
				国道	県道	市町村道	林道
1	2.0	0	0	0	0	0	400

(10) 山腹崩壊危険地区(県農林水産部 森林整備課)(令和3年12月現在)

地区数	面積(ha)	地区内保全対象							
		人家(戸)	公共施設	道路(m)					
				国道	県道	市町村道	農道	林道	その他
470	19.8	4,105	204	73	108	271	-	14	-

(11) 崩壊土砂流出危険地区〔東北森林管理局〕(令和3年3月現在)

地区数	面積(ha)	地区内保全対象					
		人家(戸)	公共施設	道路(m)			
				国道	県道	市町村道	林道
9	19.4	28		60	700	700	500

(12) 崩壊土砂流出危険地区〔県農林水産部 森林整備課〕(令和3年12月現在)

地区数	面積(ha)	地区内保全対象							
		人家(戸)	公共施設	道路(m)					
				国道	県道	市町村道	農道	林道	その他
661	8.2	6,444	342	169	204	271	-	16	-

(13) 山腹崩壊危険地区(市農山漁村振興課)

No.	位置		面積(ha)	地区内保全対策				
	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	その他	
1	岩城	滝俣	谷地	0.1	1		市道	
2	東由利	宿	大琴	0.1	1		市道	
3	東由利	蔵	岩館	0.1	1		市道	

4	芦川	大向	0.5			市道	
5	岩城 滝俣	家ノ後	0.2	2		市道	
6	薬師堂	堂ノ下	1	4		市道	
7	矢島町 立石	山田	1	4		市道	
8	大沢	小友	0.1	1		市道	

9-6 雪崩危険箇所

No.	雪崩危険箇所	管理機関名	由利本荘市箇所数
1	なだれ危険箇所	東北森林管理局	地区数 3 人家 3 戸 道路（県道 120m、市町村道 40m）
2	雪崩危険地区	県農林水産部 森林整備課	地区数 124 地区内保全対象 人家等 51 戸 公共施設 9 道路（国道 26、県道 30、市町村道 65、 農道 1、林道 8、その他 1）
3	雪崩危険箇所	県建設部 河川砂防課	危険箇所数 289、人家 2,627 戸
4	スノーシェッド設置箇所	県建設部 道路課	道路種別：一般国道 路線名：国道 107 号 設置箇所数 4 延長 339m
5	スノーシェルター設置箇所		
6	雪崩予防柵設置箇所		道路種別：一般国道他 路線名：国道 107 号他 設置箇所数 17 延長 2,474m
7	雪崩防護柵設置箇所		
8	防雪柵設置箇所		道路種別：一般国道他 路線名：国道 105 号他 設置箇所数 46 延長 28,443m

出典：秋田県地域防災計画・資料編（第23章）

(1) なだれ危険箇所（東北森林管理局）

調査番号	所在地	人家（戸）	居住（人）
1	上直根	1	3
2	上直根	1	3
3	上笹子	1	3

(2) 雪崩危険地区（県森林整備課）

No.	地域名	大字	字	人家数	公共施設数	No.	地域名	大字	字	人家数	公共施設数
1	本荘	山内	山内			14	岩城	二古	穴ノ下		
2	本荘	山内	奥ヶ沢			15	岩城	君ヶ野	宮長根		
3	本荘	山内	松倉沢			16	岩城	福ノ俣	小滝ヶ沢		
4	矢島	城内	前杉			17	岩城	勝手	家ノ上		
5	矢島	城内	水上	20	1	18	岩城	勝手	堂ノ前		

No.	地域名	大字	字	人家数	公共 施設数	No.	地域名	大字	字	人家数	公共 施設数
6	矢島	立石	葎ヶ沢			19	岩城	君ヶ野	宮長根		
7	矢島	立石	大谷地名			20	岩城	二古	下繫北平		
8	矢島	立石	坊ヶ沢			21	岩城	福ノ俣	桑ノ木台		
9	矢島	荒沢	深沢			22	岩城	二古	金糞沢		
10	矢島	荒沢	上出川			23	由利	西沢	栗木台		
11	矢島	立石	大谷地台			24	鳥海	下川内	背中石		
12	矢島	木在	丸森			25	鳥海	下川内	大谷地域		
13	岩城	勝手	横山			26	鳥海	下川内	鑑ヶ平		
27	鳥海	伏見	久保			72	東由利	宿	森の越		
28	鳥海	上川内	鶯沢			73	東由利	宿	六助長根		
29	鳥海	上川内	女夫石			74	東由利	宿	白糸		
30	鳥海	小川	戸坂			75	東由利	宿	黒沢		
31	鳥海	下笹子	天池			76	東由利	蔵	漆原一1		
32	鳥海	下笹子	滝ノ沢			77	東由利	蔵	漆原一2		
33	鳥海	上笹子	横坂			78	東由利	法内	樽水一1		
34	鳥海	上笹子	平ノ沢			79	東由利	法内	樽水一2		
35	鳥海	上笹子	高鼻			80	東由利	杉森	蛇喰		
36	鳥海	上笹子	荒見			81	東由利	杉森	安堵路		
37	鳥海	下直根	栗出			82	東由利	宿	獅子沢		
38	鳥海	下直根	高口			83	東由利	宿	水頭		
39	鳥海	下直根	大川端			84	東由利	黒淵	笹倉		
40	鳥海	上直根	川熊			85	東由利	老方	大場台		
41	鳥海	百宅	杉峠			86	東由利	老方	扇野		
42	鳥海	下川内	背中石			87	東由利	老方	森の越		
43	鳥海	栗沢	姥ヶ懐			88	東由利	館合	大平		
44	鳥海	小川	赤畑			89	東由利	館合	大平一2		
45	鳥海	小川	高森			90	東由利	館合	松倉		
46	鳥海	小川	八森			91	東由利	館合	柴倉		
47	鳥海	上川内	蛇喰			92	東由利	宿	高屋上		
48	鳥海	小川	山ノ田			93	東由利	田代	坪倉口		
49	鳥海	下笹子	天池長根			94	東由利	田代	走出		
50	鳥海	下笹子	天池長根			95	東由利	田代	坪倉口		
51	鳥海	下笹子	滝ノ沢			96	東由利	蔵	田子の沢		
52	鳥海	下笹子	繫沢			97	東由利	老方	滝の沢		1
53	鳥海	下笹子	繫沢			98	東由利	老方	滝ノ上		
54	鳥海	下笹子	長畑			99	東由利	老方	ガザ平		
55	鳥海	下笹子	長畑			100	東由利	館合	桧倉		
56	鳥海	上笹子	湯ノ沢			101	東由利	館合	大上		
57	鳥海	上笹子	薬師堂		1	102	東由利	田代	須郷田		
58	鳥海	上笹子	佐吉畑		2	103	東由利	館合	仁賀餅		
59	鳥海	上笹子	甌			104	東由利	館合	善徳		
60	鳥海	下直根	大谷地			105	東由利	杉森	西ノ股		
61	鳥海	下直根	糸桶沢	9	2	106	大内	三川	増川	3	
62	鳥海	上直根	大宮内			107	大内	徳沢	大石沢		
63	鳥海	上直根	川熊		1	108	大内	大倉沢	五輪沢	3	

No.	地域名	大字	字	人家数	公共施設数	No.	地域名	大字	字	人家数	公共施設数
64	鳥海	上笹子	日影			109	大内	中俣	田代		
65	鳥海	戈の神	大森	1		110	大内	中俣	冷田沢		
66	鳥海	上笹	蒲沢			111	大内	長坂	雷田		
67	東由利	杉森	清水戸			112	大内	葛岡	上野		
68	東由利	杉森	畑村			113	大内	葛岡	上野		
69	東由利	宿	舟木上			114	大内	中田代	下谷地		
70	東由利	宿	八森			115	大内	小栗山	高城		
71	東由利	宿	森の越			116	大内	葛岡	大沢		
117	大内	小栗山	芦渕	1		121	大内	滝	早稲田		
118	大内	小栗山	代内			122	大内	滝	弥六川内		
119	大内	岩野目沢	中向			123	大内	滝	弥六川内	1	
120	大内	滝	桜木代			124	大内	滝	湯ノ沢		

※人家 計51戸 公共施設 9

(3) 雪崩危険箇所 (県河川砂防課)

No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数	No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数
1	本荘	神沢	神ノ沢	9	38	岩城	竹屋	君ヶ野1号	5
2	本荘	親川	今泉	10	39	岩城	宮ノ下	宮ノ下	10
3	本荘	赤田	堅田	7	40	岩城	谷地	谷地	5
4	本荘	赤田	十二柳	5	41	岩城	観音前	観音前	7
5	本荘	福山	長者屋敷	7	42	岩城	白畑	白畑1号	10
6	本荘	大浦	蛇持	8	43	岩城	蔵下	蔵下	10
7	本荘	石脇	神長老沼1号	12	44	岩城	富田	富田1号	7
8	本荘	石脇	神長老沼	20	45	岩城	富田	富田2号	18
9	本荘	石脇	今町	23	46	岩城	愛宕町	愛宕町	28
10	本荘	石脇	石脇	23	47	岩城	川ノ上	川ノ上	8
11	本荘	出戸町	陣場台	5	48	岩城	鶴巻	鶴巻	12
12	本荘	薬師堂	薬師堂	13	49	岩城	六呂田	六呂田	8
13	本荘	大中ノ沢	大中ノ沢	12	50	岩城	苗代沢	苗代沢	6
14	本荘	館前	館前1号	23	51	岩城	下蛇田	下蛇田	6
15	本荘	大沢	大沢	33	52	岩城	御所ノ前	御所ノ前	22
16	本荘	金山	金山	5	53	大内	鍋倉	大谷1号	15
17	本荘	南ノ股	南ノ股1号	5	54	大内	鍋倉	大谷2号	10
18	本荘	宮沢	宮沢	5	55	大内	松山	岩谷町	30
19	本荘	滝ノ沢	岡崎	6	56	大内	岩谷麓	岩谷麓	70
20	本荘	大築	猿木沢	5	57	大内	川口	川口	8
21	本荘	大築	阿多良瀬	5	58	大内	増川	増川	5
22	本荘	山内	山内1号	11	59	大内	大川原野	大川原野	6
23	本荘	山内	西田	7	60	大内	下滝	下滝1号	20
24	本荘	鳥田目	鳥田目	16	61	大内	新沢	新沢	26
25	本荘	湯沢	湯沢	5	62	大内	及位	及位1号	21
26	本荘	館	栗山	21	63	大内	及位	及位2号	8
27	本荘	館	櫛引2号	9	64	大内	堀切	堀切	5
28	本荘	館	鮎上沢1号	5	65	大内	平岫	平岫	10
29	本荘	鳥川	櫛引1号	6	66	大内	沢口	沢口	5

No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数	No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数
30	本荘	烏川	烏川	15	67	大内	板井沢	板井沢	5
31	本荘	万願寺	万願寺1号	12	68	大内	川倉	岩野目沢1号	7
32	本荘	万願寺	万願寺2号	7	69	大内	樽淵	岩野目沢2号	5
33	本荘	船岡	宮ノ前	36	70	大内	将野	将野	7
34	岩城	高畑	高畑	10	71	大内	羽広	羽広	5
35	岩城	山崎	山崎	7	72	東由利	新処	新処1号	10
36	岩城	藤田	藤田	10	73	東由利	小倉	小倉	3
37	岩城	桜沢	桜沢	7	74	東由利	針ヶ台	針ヶ台	10
75	東由利	新処	新処2号	9	120	由利	吉沢	吉沢1号	8
76	東由利	野田	野田	10	121	矢島	木在	木在	7
77	東由利	大琴	大琴	8	122	矢島	川原	川原	15
78	東由利	船木	船木	8	123	矢島	小坂	小坂	10
79	東由利	畑村	畑村	6	124	矢島	上新城	上新城	10
80	東由利	宿	高屋	6	125	矢島	長泥	長泥	11
81	東由利	船打場	船打場	5	126	矢島	新町	新町	8
82	東由利	上里	上里	9	127	矢島	城内	八森下1号	49
83	東由利	山崎	山崎	18	128	矢島	小田	小田	30
84	東由利	新田	新田	13	129	矢島	館町	館町	40
85	東由利	須郷田	須郷田	25	130	矢島	丸森	丸森	20
86	東由利	時雨山	時雨山	10	131	矢島	水上	水上1号	20
87	東由利	畑中	畑中	5	132	矢島	城内	水上2号	16
88	東由利	田代	田代	7	133	矢島	針ヶ岡	針ヶ岡1号	20
89	東由利	石高	石高1号	10	134	矢島	針ヶ岡	針ヶ岡2号	15
90	東由利	泡ノ淵	泡ノ淵	6	135	矢島	荒沢	荒沢	10
91	西目	獺袋	獺袋	6	136	矢島	荒沢	中荒沢	10
92	西目	沼田	沼田3号	10	137	矢島	矢越	矢越	10
93	西目	沼田	沼田1号	15	138	矢島	成沢	成沢1号	20
94	西目	沼田	沼田2号	5	139	矢島	成沢	成沢2号	7
95	西目	田高	田高3号	12	140	矢島	九日町	九日町	7
96	西目	田高	田高4号	8	141	矢島	坂ノ下	坂ノ下	15
97	西目	中沢	中沢2号	15	142	矢島	熊之子沢	熊之子沢	10
98	西目	中沢	中沢1号	15	143	鳥海	坪瀨	坪瀨	6
99	西目	瀧保	瀧保	20	144	鳥海	矢ノ本	矢ノ本	8
100	西目	田高	田高2号	30	145	鳥海	大栗沢	大栗沢	7
101	由利	南福田	俵巻2号	13	146	鳥海	牛越	牛越	6
102	由利	蒲田	蒲田2号	7	147	鳥海	山添	伏見	14
103	由利	東鮎川	蒲田1号	20	148	鳥海	久保	久保	40
104	由利	東鮎川	沢口	15	149	鳥海	貝沢	貝沢	18
105	由利	町村	中畑	8	150	鳥海	中谷地	才ノ神	12
106	由利	堰口	堰口	8	151	鳥海	平根	平根	6
107	由利	陣ヶ森	陣ヶ森	12	152	鳥海	百合茎	百合茎	4
108	由利	森子	明法	12	153	鳥海	磯ノ沢	磯ノ沢	12
109	由利	森子	森子	9	154	鳥海	馬垣	馬垣	12
110	由利	飯沢	飯沢	15	155	鳥海	小宮内	小宮内	9
111	由利	東中沢	中沢	9	156	鳥海	根子	根子1号	28

No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数	No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数
112	由利	久保田	久保田	5	157	鳥海	間木ノ平	間木ノ平	6
113	由利	川西	米山1号	10	158	鳥海	長畑	長畑	12
114	由利	西沢	二夕子	11	159	鳥海	伏見	久保1号	16
115	由利	西沢	西沢	7	160	鳥海	落合	落合1号	5
116	由利	西沢	下屋敷	7	161	鳥海	中村	中村	8
117	由利	西沢	上屋敷	8	162	鳥海	天神	天神	15
118	由利	吉沢	吉沢2号	14	163	鳥海	下ノ宮	下ノ宮	8
119	由利	吉沢	吉沢3号	12	164	鳥海	野宅	野宅1号	8
120	由利	吉沢	吉沢1号	8	165	鳥海	野宅	野宅2号	5
121	矢島	木在	木在	7	166	鳥海	下百宅	下百宅	7
122	矢島	川原	川原	15	167	鳥海	百宅	翁畑	5
123	矢島	小坂	小坂	10	168	鳥海	赤倉	赤倉3号	7
124	矢島	上新城	上新城	10	169	鳥海	赤倉	赤倉1号	6
125	矢島	長泥	長泥	11	170	本荘	松ヶ崎	光禪寺前	13
126	矢島	新町	新町	8	171	本荘	松ヶ崎	北離山	1
127	矢島	城内	八森下1号	49	172	本荘	芦川	下モ山	5
128	矢島	小田	小田	30	173	本荘	芦川	折林	3
129	矢島	館町	館町	40	174	本荘	金山	梅ノ木沢1号	5
130	矢島	丸森	丸森	20	175	本荘	親川	親川	5
131	矢島	水上	水上1号	20	176	本荘	親川	向川	14
132	矢島	城内	水上2号	16	177	本荘	三川	栗山1号	4
133	矢島	針ヶ岡	針ヶ岡1号	20	178	本荘	石脇	石脇2号	1
134	矢島	針ヶ岡	針ヶ岡2号	15	179	本荘	石脇	石脇1号	21
135	矢島	荒沢	荒沢	10	180	本荘	内黒瀬	坂ノ下	7
136	矢島	荒沢	中荒沢	10	181	本荘	内越	門脇	5
137	矢島	矢越	矢越	10	182	本荘	内黒瀬	古屋敷1号	10
138	矢島	成沢	成沢1号	20	183	本荘	山田	久保田	8
139	矢島	成沢	成沢2号	7	184	本荘	赤田	上田表	7
140	矢島	九日町	九日町	7	185	本荘	北ノ股	北ノ股	3
141	矢島	坂ノ下	坂ノ下	15	186	本荘	赤田	山王	7
142	矢島	熊之子沢	熊之子沢	10	187	本荘	大築	鑿出	1
143	鳥海	坪湊	坪湊	6	188	本荘	赤田	肥作	5
144	鳥海	矢ノ本	矢ノ本	8	189	本荘	土谷	土屋	6
145	鳥海	大栗沢	大栗沢	7	190	本荘	二十六木	鎌田野	
146	鳥海	牛越	牛越	6	191	本荘	船岡	永田下	11
147	鳥海	山添	伏見	14	192	本荘	大中ノ沢	中山	6
148	鳥海	久保	久保	40	193	本荘	金山	梅ノ木沢	1
149	鳥海	貝沢	貝沢	18	194	岩城	勝手	大沢	5
150	鳥海	中谷地	才ノ神	12	195	本荘	上野	下蛇田	6
151	鳥海	平根	平根	6	196	本荘	宮沢	沢口	7
152	鳥海	百合茎	百合茎	4	197	本荘	滝ノ沢	滝ノ沢	4
153	鳥海	磯ノ沢	磯ノ沢	12	198	本荘	大築	笹井	5
154	鳥海	馬垣	馬垣	12	199	岩城	二古	尼平	
155	鳥海	小宮内	小宮内	9	200	岩城	内道川	横砂子	30
156	鳥海	根子	根子1号	28	201	岩城	勝手	勝手	15

No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数	No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数
157	鳥海	間木ノ平	間木ノ平	6	202	岩城	道川	ガザ平	
158	鳥海	長畑	長畑	12	203	岩城	内道川	築館	
159	鳥海	伏見	久保1号	16	204	岩城	赤平	長ヶ沢	5
160	鳥海	落合	落合1号	5	205	岩城	亀田	向山	1
161	鳥海	中村	中村	8	206	岩城	下蛇田	サムカサキ	4
162	鳥海	天神	天神	15	207	岩城	亀田	愛宕町1号	5
163	鳥海	下ノ宮	下ノ宮	8	208	岩城	亀田	鶴岡	12
164	鳥海	野宅	野宅1号	8	209	岩城	下黒川	森下	6
210	岩城	下黒川	小宮田	15	251	東由利	蔵	女夫坂	
211	岩城	亀田	下鍛冶町	1	252	西目	上中沢	西目	
212	大内	新沢	新沢1号		253	由利	上鳴瀬	上鳴瀬	
213	大内	高尾	沢田	5	254	由利	町村	木戸口	1
214	大内	高尾	山根	5	255	由利	森子	明法下	7
215	大内	大谷	鍋倉	5	256	由利	森子	栗山	7
216	大内	羽広	矢立		257	由利	釜ヶ淵	諏訪台	
217	大内	中俣	蒲田	7	258	由利	大水口	大水口	5
218	大内	深沢	神野	12	259	由利	小管野	小管野	5
219	大内	三川	下台	6	260	由利	東鳴瀬	中鳴瀬	6
220	大内	北福田	山根	5	261	矢島	川辺	砂子沢	3
221	大内	牛寺	牛寺	10	262	矢島	川辺	田中	10
222	大内	松本	前野	1	263	矢島	城内	沖小田	
223	大内	大倉沢	向沢2号	4	264	矢島	城内	田屋ノ下	5
224	鳥海	赤沼	赤沼	2	265	矢島	川辺	次郷尻	
225	大内	松本	道上	1	266	矢島	七日	上山寺1号	4
226	大内	長坂	下長坂		267	矢島	郷内	止メ坂	
227	大内	葛岡	町妻川原	7	268	鳥海	下笹子	泉ヶ平	5
228	大内	葛岡	里	1	269	鳥海	福岡	福岡	5
229	大内	葛岡	越前山	1	270	鳥海	八木山	八木山1号	7
230	鳥海	清水見	清水見	1	271	鳥海	上虎杖平	上虎杖平	8
231	鳥海	山崎	山崎	2	272	鳥海	金堀	金堀	1
232	大内	長坂	上長坂	6	273	鳥海	瀬目	瀬目	7
233	大内	小栗山	小栗山		274	鳥海	栗出	栗出	5
234	鳥海	岩ノ下	岩ノ下	1	275	鳥海	栗出	栗出1号	2
235	大内	岩野目沢	小羽広	1	276	鳥海	弥平沢	弥平沢	4
236	大内	羽広	棚の木		277	鳥海	葛平	葛平	3
237	大内	滝	湯沢2号	2	278	鳥海	西久米	西久米	6
238	東由利	板戸	板戸	7	279	鳥海	針水	針水	5
239	東由利	板戸	板戸1号	5	280	鳥海	皿川	皿川1号	6
240	東由利	蔵	蔵	1	281	鳥海	猿倉	猿倉	11
241	東由利	下吹	下吹	4	282	鳥海	上大川端	上大川端	1
242	西目	上中沢	上中沢		283	鳥海	石神	石神	2
243	鳥海	峠ノ下	峠ノ下	5	284	鳥海	石神	石神1号	1
244	東由利	寺山	寺山	2	285	鳥海	栗出	外山	5
245	東由利	黒沢	黒沢	2	286	鳥海	清水下	清水下	23
246	東由利	黒沢	黒沢1号	5	287	鳥海	砂口	砂口	9

No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数	No.	地区	大字小字等地名	危険箇所名	人家戸数
247	東由利	桂台	桂台	6	288	鳥海	砥沢	砥沢	11
248	東由利	正木沢	正木沢	8	289	鳥海	福島	福島	7
249	東由利	袖山	袖山	4					
250	鳥海	峠ノ沢	峠ノ沢	7					

9-7 重要水防区域

(1) 対象河川

対象河川	管理機関	確認
子吉川水系 子吉川・石沢川	国土交通省東北整備局 秋田河川国道事務所	重要水防区域一覧・位置図等は 管理機関のホームページ参照
子吉川水系 子吉川（鳥海地域）、芋川、 赤田川、土本川、小友川、 石沢川（館より上流）、杉森川、 祝沢川、松沢川、鮎川、 須郷川、久保田川、田沢川、 鶯川、笹子川、百宅川、 直根川、大砂川、黒森川、 小関川、坂部川、北ノ股川、 大吹川、法内川、新沢川、 丁川、下玉田川、ホーラ沢川 衣川水系 衣川、蛇川、福俣川、黒川 君ヶ野川水系 君ヶ野川 二古川水系 二古川 勝手川水系 勝手川 西目川水系 西目川	秋田県建設交通部河川砂防課	重要水防区域一覧・位置図等は 管理機関のホームページ参照

(2) 対象海岸

対象河川	管理機関	確認
日本海 岩城海岸、本荘海岸、西目海岸	秋田県建設交通部河川砂防課	重要水防区域一覧・位置図等は 管理機関のホームページ参照

9-8 ため池

令和4年10月1日 現在

地区名	総箇所数	防災重点箇所数
本 荘	57	29
矢 島	44	16
岩 城	16	7
由 利	64	17

地区名	総箇所数	防災重点箇所数
大 内	164	82
東由利	115	22
西 目	20	7
鳥 海	66	18
由利本荘市	546	198

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(千m ³)	かんがい受益面積(ha)	防災重点
1	下堤	本荘	内黒瀬字堤沢	内越土地改良区	5.0	97	116	48	●
2	大沢	本荘	内黒瀬字堤沢	内越土地改良区	6.5	47	16	48	●
3	上堤	本荘	内黒瀬字堤沢	内越土地改良区	6.0	100	25	48	●
4	中堤	本荘	内黒瀬字堤沢	内越土地改良区	3.0	97	30	48	●
5	六ヶ村	本荘	赤田字中坪	内越土地改良区	17.6	257	1,790	430	●
6	泉沢	本荘	赤田字泉沢	内越土地改良区	10.0	50	73	47	●
7	五十刈	本荘	赤田字五十刈	内越土地改良区	5.0	40	45	3	●
8	堂宅	本荘	土谷字堂ヶ沢	内越土地改良区	7.0	70	100	41.5	●
9	大日沢	本荘	川口字大日沢山	内越土地改良区	3.0	73	36	2	●
10	老園	本荘	万願寺字福田沢	市土地改良区	5.7	220	246	93	●
11	栗林(下)	本荘	万願寺字栗林	小吹沢水利組合	7.0	70	43	22	
12	栗林(上)	本荘	万願寺字栗林	小吹沢水利組合	7.0	70	40	22	
13	宮沢	本荘	宮沢字押田	個人	7.0	75	44	24	
14	鮎瀬	本荘	鳥川字水沢	市土地改良区	11.5	45	100	100	
15	湯沢堤	本荘	湯沢字湯沢	個人	5.0	105	10	10	●
16	新明沢	本荘	宮沢字横林	個人	4.0	44	4	2	
17	蛇沢	本荘	上野字蛇沢	個人	4.0	30	4	2	●
18	新山堤	本荘	藤崎字若竹沢	子吉土地改良区	8.0	100	4	5	●
19	子吉大堤	本荘	船岡字大堤	子吉土地改良区	9.2	48	120	43	●
20	琵琶堤	本荘	葛法字琵琶堤頭	子吉土地改良区	13.0	90	120	240	●
21	小池	本荘	土谷字小池	内越土地改良区	5.0	33	24	33	
22	伊勢鉢	本荘	川口字伊勢鉢沢	内越土地改良区	3.6	91	28	40	
23	大覚	本荘	川口字大覚堤沢山	内越土地改良区	3.3	66	7.5	40	
24	清水尻	本荘	三条字清水尻	市土地改良区	4.8	93	27	14	●
25	福田沢	本荘	万願寺字福田沢	真城水利組合	6.8	90	48.6	36	●
26	大中の沢	本荘	大中ノ沢字堤下	個人	5.0	120	50	12	●
27	入沢	本荘	大浦字入沢	内越土地改良区	7.0	58	16.5	10	
28	出ノ沢	本荘	大浦字入沢	内越土地改良区	3.5	50	4.5	10	
29	柏ノ木沢	本荘	土谷字柏ノ木沢	内越土地改良区	10.7	82	84	10	●
30	七曲	本荘	土谷字七曲リ	内越土地改良区	9.5	58	114	10	●
31	岩瀬	本荘	土谷字下岩瀬	内越土地改良区	6.0	83	174	31	●
32	東沢	本荘	赤田字八森	内越土地改良区	6.5	60	12	50	●
33	御手作堤	本荘	切通	由利本荘市	3.6	137	36	30	●
34	本荘中堤	本荘	陣場岱	子吉土地改良区	3.2	105	31	2	●
35	本荘大堤	本荘	薬師堂字大堤	子吉土地改良区	10.4	205	238	25	●

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
36	堂ノ沢	本荘	館前字館前	個人	6.0	83	20	20	●
37	三六ヶ沢	本荘	二十六木字三六ヶ沢	個人	4.7	68	3	60	●
38	袖ヶ沢	本荘	松ヶ崎字袖ヶ沢	松ヶ崎水利組合	2.5	29	10	3	
39	桜山第一	矢島	矢島町木在字桜山	個人	6.0	42	16	3	●
40	桜山第二	矢島	矢島町木在字桜山	個人	6.0	37	30	3	●
41	金保陀羅第一	矢島	矢島町川辺字金保陀羅	個人	5.0	50	78	7	●
42	金保陀羅第二	矢島	矢島町川辺字金保陀羅	個人	2.0	60	4	7	●
43	重田堤	矢島	矢島町立石字山田	矢島町土地改良区	3.0	42	5	3	●
44	新荘第一	矢島	矢島町新荘字新荘	矢島町土地改良区	8.0	40	40	36	●
45	新荘第二	矢島	矢島町新荘字貝長沢	矢島町土地改良区	5.5	50	15	5	●
46	須郷大堤	矢島	矢島町川辺字上次郷	矢島町土地改良区	9.2	169	360	70	●
47	松沢第一	矢島	矢島町立石字松沢	矢島町土地改良区	3.0	47	15	8	●
48	松沢第二	矢島	矢島町立石字松沢	矢島町土地改良区	6.0	40	15	8	●
49	谷地沢	矢島	矢島町城内字谷地沢	個人	6.0	60	17	11	
50	花立第1	矢島	矢島町城内字花立	矢島町土地改良区	7.2	236	109	57	●
51	根子山堤	矢島	矢島町元町字丸子場	個人	4.4	36	30	280	
52	沢内第一	矢島	矢島町新荘字上沢内	個人	3.0	41	3	2	
53	沢内第二	矢島	矢島町新荘字上沢内	個人	5.0	25	1	4	
54	柴倉第一	矢島	矢島町荒沢字柴倉	個人	4.0	32	4	2	
55	柴倉第二	矢島	矢島町荒沢字柴倉	個人	4.7	35	8	4	
56	小板戸	矢島	矢島町川辺字金保陀羅	個人	6.0	60	60	11	
57	富山第2	矢島	矢島町立石字富山	矢島町土地改良区	6.8	63	21	10	●
58	箸の王子	矢島	矢島町川辺字箸ノ王子	矢島町土地改良区	4.7	64	130	15	●
59	マッカ堤	矢島	矢島町城内字花立	矢島町土地改良区	6.0	92	50	18	
60	谷地沢西	矢島	矢島町城内字谷地沢	釜ヶ台水利組合	6.0	145	110	41	
61	鶴田堤	矢島	矢島町荒沢字鶴田	個人	6.5	83	140	40	
62	木境第1	矢島	矢島町城内字木境	矢島町土地改良区	4.0	71	8	14	
63	寺	矢島	矢島町荒沢字寒長根平	個人	3.5	59	60	10	
64	熊之子沢堤	矢島	矢島町荒沢字丑間木	矢島町土地改良区	8.0	62	75	25	●
65	丑間木	矢島	矢島町荒沢字丑間木	矢島町土地改良区	3.0	32	20	15	
66	東ノ又	矢島	矢島町城内字八坂	矢島町土地改良区	1.5	69	10	18	
67	花立第3	矢島	矢島町城内字花立	矢島町土地改良区	2.5	60	15	70	●
68	助三エ門	矢島	矢島町川辺字檜長根	矢島町土地改良区	3.0	42	3	4	
69	与五郎第1	矢島	矢島町新荘字一枚田	個人	6.5	20	2	—	
70	南沢	岩城	岩城上黒川字南沢	下黒川集落営農組合	6.0	20	30	40	
71	芹沢	岩城	岩城上蛇田字芹沢	由利本荘市岩城芹沢水利組合	10.0	70	100	50	
72	薬王寺堤	岩城	岩城亀田亀田町字亀田町	個人	6.0	49	15	8	●
73	桜沢ダム	岩城	岩城道川字南北沢	由利本荘市	14.9	120	186	70	●
74	杉の沢	岩城	岩城赤平字杉ノ沢	個人	5.0	24	3	70	●
75	鷺沼	岩城	岩城滝俣字滝ノ上	岩城北沢鷺沼水利組合	15.3	98	131	70	●
76	小又の大堤	岩城	岩城勝手字狸ヶ沢	新谷集落	7.5	56	37.5	13	
77	平田沢堤	岩城	岩城勝手字平田沢	由利本荘市	11.7	49	55	22.7	
78	家ノ沢堤	岩城	岩城富田字横堀	個人	5.0	25	5	3	
79	大沢田大堤	岩城	岩城勝手字奥山	個人	2.7	23	5	6	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
80	榊田沢堤	岩城	岩城富田字升田沢	個人	4.0	32	3,9	3	
81	大笹原堤	岩城	岩城赤平字長ヶ沢	個人	2.5	17	2	0	
82	大堤	由利	曲沢字大堤	市土地改良区	5.0	196	43,1	2	●
83	堤沢	由利	曲沢字山本	個人	3.0	46	6	3	
84	空堤	由利	曲沢字大堤	曲沢集落	3.0	20	4	—	●
85	新四郎沢	由利	曲沢字山本	曲沢集落	1.7	29	1	0	
86	寺田沢第1	由利	東鮎川字石垣	寺田沢溜池管理組合	4.0	70	40	4	●
87	寺田沢第2	由利	東鮎川字石垣	寺田沢溜池管理組合	8.0	43	80	4	●
88	小木山	由利	黒沢字小木山	個人	5.0	75	100	17	
89	新堤	由利	大水口字南綱木沢	市土地改良区	9.7	85	110	105	
90	権現沢	由利	川西字童子	個人	7.0	30	10	10	●
91	長谷地	由利	堰口字西上原	個人	5.0	85	150	10	
92	西上原2号	由利	堰口字西上原	個人	3.5	45	60	10	
93	西上原4号	由利	堰口字西上原	個人	1.5	70	15	10	
94	西上原3号	由利	堰口字西上原	個人	3.0	50	30	10	
95	宮沢第1	由利	川西字堀切沢	宮沢水利組合	8.0	30	12	13	●
96	宮沢第2	由利	川西字堀切沢	宮沢水利組合	10.0	40	16	13	●
97	宮沢第3	由利	川西字堀切沢	宮沢水利組合	7.0	30	9	13	●
98	鍛冶沢	由利	川西字米山	米山本田水利組合	7.5	50	15	8	●
99	堤沢第1	由利	川西字根城	個人	7.0	40	10	15	●
100	大谷地	由利	西沢字南由利原	子吉土地改良区	14.1	359	3,536	876	●
101	子吉	由利	町村字西由利原	子吉土地改良区	14.3	598	1,000	340	●
102	新堤	由利	黒沢字東由利原	屋敷ため池組合	0.5	135	120	0	
103	内山	由利	前郷字内山	個人	4.0	140	10	1	●
104	狐沢第1	由利	森子字稲荷台	個人	2.0	30	2	—	●
105	大上	由利	黒沢字上ノ沢	個人	4.0	38	10	1	
106	狐沢第2	由利	森子字狐森沢	個人	3.0	20	2	2	●
107	大堤	由利	森子字中台	市土地改良区	4.1	191	12	11.4	
108	勘兵エ田第1	由利	飯沢字湯ノ沢	個人	3.7	20	1	3	●
109	勘兵エ田第2	由利	飯沢字湯ノ沢	個人	3.2	18	1	3	●
110	浮蓋	由利	前郷字浮蓋	個人	2.2	37	60	108	
111	中沢	由利	東中沢字金山沢	東中沢水利組合	7.0	53	66	10	
112	南沢第2	由利	小菅野字南沢	個人	6.0	38	50	32	
113	南沢第1	由利	小菅野字南沢	個人	6.0	59	60	32	
114	丸森	由利	五十土字ニタ子沢	五十土水利組合	13.9	95	42	50	
115	上の原第2	由利	黒沢字東由利原	野際本田水利組合	7.0	62	80	14.5	
116	上台	由利	五十土字上台山岸	個人	4.5	157	5	30	
117	西上原1号	由利	堰口字西上原地内	個人	1.3	50	1	10	
118	ヨシ堤	由利	平石字奥地獄沢	個人	2.7	15	3	5	
119	五郎兵エ	由利	西沢字下大露	個人	2.0	35	20	2	
120	大堤	由利	西沢字下越辺	個人	4.0	32	50	32	
121	大砂川	由利	西沢字坂ノ下	個人	1.3	30	1	0	
122	谷地田	由利	平石字野山中	個人	2.8	17	2	5	
123	郡山	西目	西目町出戸字内高土	市土地改良区	5.0	30	11	—	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
124	基石	西目	西目町西目字下中沢	由利本荘市	2.0	93	18	—	
125	釜ヶ沢	西目	西目町西目字釜ヶ沢	由利本荘市	5.0	95	36	40	●
126	中堤	西目	西目町西目字釜ヶ沢	由利本荘市	7.0	50	9	40	●
127	鱒ヶ沢	西目	西目町沼田字鱒ヶ沢	市土地改良区	3.0	77	7	10	●
128	館	西目	西目町出戸字大股	市土地改良区	9.0	85	48	32	●
129	西ノ沢	西目	西目町西目字大西目	市土地改良区	7.0	65	45	25	●
130	上幅	西目	西目町西目字上幅	市土地改良区	2.0	21	1,9	20	
131	新次郎	西目	西目町西目字上幅	市土地改良区	4.0	29	4,2	20	
132	東1号	西目	西目町西目字柳沢	市土地改良区	7.7	69	42,9	60	
133	東2号	西目	西目町西目字柳沢	市土地改良区	6.7	80	32,4	60	
134	二重堤1号	西目	西目町出戸字荒田	個人	2.3	27	30	20	
135	二重堤2号	西目	西目町出戸字荒田	個人	3.7	52	20	20	
136	ガメ堤	西目	西目町西目字上幅	市土地改良区	3.7	35	2	20	
137	四角井戸	西目	西目町西目字カチカ沢	市土地改良区	8.4	90	399	450	●
138	大久保	鳥海	鳥海町才ノ神字上原地内	大久保水利組合	9.0	52	20	35	●
139	才ノ神第7	鳥海	鳥海町才ノ神字上原	大久保水利組合	2.8	30	2	35	
140	男鹿内	鳥海	鳥海町小川字孫仏山地内	男鹿内部落	10.0	45	45	10	
141	岡田代第1	鳥海	鳥海町下直根字岡田代	個人	0.6	20	1	4	
142	岡田代第2	鳥海	鳥海町下直根字後山	個人	2.6	30	2	4	
143	新田	鳥海	鳥海町下直根字打越	個人	1.5	45	2	14	●
144	端第1	鳥海	鳥海町下直根字栗出	個人	2.0	18	1	2	
145	端第2	鳥海	鳥海町下直根字栗出	個人	2.2	32	2	2	●
146	吉谷地	鳥海	鳥海町下直根字栗出	個人	2.0	58	2	4	●
147	郷具第1	鳥海	鳥海町上川内字丸森	葛ヶ台土地改良組合	7.2	82	50	19	●
148	郷具第2	鳥海	鳥海町上川内字丸森	葛ヶ台土地改良組合	4.6	59	30	19	●
149	姥ヶ懐第1	鳥海	鳥海町栗沢字姥ヶ懐	姥ヶ懐水利組合	5.0	39	42	4	
150	姥ヶ懐第3	鳥海	鳥海町栗沢字姥ヶ懐	姥ヶ懐水利組合	5.0	44	8	4	
151	沢内	鳥海	鳥海町栗沢字明通り	個人	3.0	27	2	2	
152	小菅	鳥海	鳥海町中直根字宮ノ下	個人	3.5	23	2	15	
153	田代	鳥海	鳥海町上直根字桑沢	個人	1.2	20	1	15	
154	檜木平	鳥海	鳥海町小川字檜山沢地内	個人	10.2	40	20	4	
155	百合茎	鳥海	鳥海町小川字堰口地内	百合茎水利組合	7.9	77	60	17	
156	女夫石	鳥海	鳥海町小川字女夫石	百合茎水利組合	8.4	43	50	17	
157	新沢平第2	鳥海	鳥海町小川字新沢川	新沢平水利組合	8.0	57	100	20	
158	青平	鳥海	鳥海町下笹子字青平	個人	7.0	34	26	7	●
159	山根(泉ヶ平)	鳥海	鳥海町下笹子字泉ヶ平	個人	1.5	28	1	1	
160	大平	鳥海	鳥海町下笹子字滝ノ上	個人	4.0	34	50	10	
161	豊ノ沢	鳥海	鳥海町下笹子字滝ノ上	個人	5.0	20	12	10	
162	模渕	鳥海	鳥海町上笹子字模渕	模渕部落	3.2	18	11	—	●
163	水上	鳥海	鳥海町上笹子字目渡	個人	4.0	25	12	0	●
164	清水沢	鳥海	鳥海町中直根字清水沢	個人	1.3	59	1	—	●
165	大森	鳥海	鳥海町小川字下新沢	個人	1.6	40	5	5	
166	岩ノ沢	鳥海	鳥海町上直根字岩ノ沢	上直根部落	3.6	25	10	2	
167	天神	鳥海	鳥海町上笹子字清水平	個人	2.6	15	1	—	●
168	長畑野	鳥海	鳥海町下笹子字長畑野	個人	2.1	35	1	1	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
169	長畑	鳥海	鳥海町下笹子字長畑野	大友 喜一郎	1.5	30	1	2	
170	奥山第1	鳥海	鳥海町猿倉字奥山前	猿倉水利組合	4.5	311	35	120	
171	奥山第2	鳥海	鳥海町猿倉字奥山前	猿倉水利組合	3.0	50	10	80	
172	新堤	鳥海	鳥海町才ノ神字上原	才ノ神部落	4.5	40	6	30	
173	上原	鳥海	鳥海町下川内字上原	個人	3.0	26	1	2	
174	若畑	鳥海	鳥海町下直根字滝ノ上	個人	3.0	58	12	30	
175	大水上第1	鳥海	鳥海町下直根字吉谷地	個人	3.0	44	3	20	
176	大水上第2	鳥海	鳥海町下直根字吉谷地	個人	3.0	44	3	—	
177	吉谷地第2	鳥海	鳥海町下直根字吉谷地	個人	6.0	33	9	2	
178	片倉	鳥海	鳥海町栗沢字片倉	姥ヶ懐水利組合	7.8	31	15	2	
179	大森沢	鳥海	鳥海町上川内字千足地内	生出谷地水利組合	5.2	27	23	8	
180	千足	鳥海	鳥海町上川内字千足地内	生出谷地水利組合	5.0	49	18	8	
181	国見第2	鳥海	鳥海町小川字上八森	国見水利組合	8.0	43	27	6	
182	国見第1	鳥海	鳥海町小川字上八森	国見水利組合	8.6	31	37	6	
183	大堤	鳥海	鳥海町才ノ神字上原	才ノ神部落	1.7	38	15	30	
184	貝沢第2	鳥海	鳥海町伏見字上原地内	貝沢水利組合	2.0	52	7	30	
185	提鍋	鳥海	鳥海町上川内字提鍋沢	市土地改良区	8.1	84	63	91	
186	枯木第1	鳥海	鳥海町上川内字枯木	八木山水利組合	8.4	69	80	40	
187	大又	鳥海	鳥海町上直根字大又地内	上直根部落(畑山邦善)	6.5	25	3	15	
188	前田	鳥海	鳥海町小川字前田	個人	4.7	26	3	3	
189	上原第1	鳥海	鳥海町下川内字上原	個人	1.8	55	2	2	
190	枯木第2	鳥海	鳥海町上川内字枯木	八木山水利組合	12.5	74	80	40	
191	天池	鳥海	鳥海町下笹子字下天池	大平部落(今野孝志)	6.0	37	12	—	
192	長堤第2	鳥海	鳥海町下笹子字天池	個人	3.7	35	4	0	
193	清兵衛	鳥海	鳥海町才ノ神字上原	個人	3.0	40	5	30	
194	大堤	東由利	東由利宿字湯ノ沢	個人	7.0	49	20	30	●
195	水上	東由利	東由利宿字道ノ上	個人	6.0	25	10	6	
196	若林	東由利	東由利宿字若林	個人	8.0	50	50	6	●
197	大沢第1	東由利	東由利黒淵字大沢	個人	10.0	30	15	8	●
198	大沢第2	東由利	東由利黒淵字大台	個人	5.0	30	10	8	●
199	大沢第3	東由利	東由利黒淵字大台	個人	4.0	43	7	8	●
200	沢内	東由利	東由利黒淵字沢内	個人	10.0	70	15	11	●
201	須郷田	東由利	東由利田代字須郷田	なし	6.0	24	1	—	
202	大堤	東由利	東由利老方字女夫坂	個人	6.9	120	150	50	●
203	ヤブレ堤	東由利	東由利老方字仲ノ沢	個人	5.0	50	12	25	
204	阿部堤	東由利	東由利老方字女夫坂	個人	5.0	35	30	15	●
205	曲堤	東由利	東由利老方字台山	個人	2.0	80	10	15	●
206	センコ堤	東由利	東由利老方字台山	個人	5.0	50	25	15	●
207	新堤	東由利	東由利宿字上ノ台	個人	2.5	59	10	2	
208	内山第一	東由利	東由利館合字上ノ代	館合新田水利組合	5.0	45	1	2	●
209	内山第二	東由利	東由利館合字上ノ代	館合新田水利組合	2.0	29	1	2	●
210	ボタ野堤	東由利	東由利館合字跡見坂	館合新田水利組合	2.5	120	15	8	
211	前堤	東由利	東由利老方字四ツ眼	個人	2.0	100	10	7	●
212	松倉第1	東由利	東由利田代字堂ノ尻	個人	7.0	24	10	—	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
213	松倉第2	東由利	東由利田代字堂ノ尻	個人	2.5	15	2	—	
214	檜木沢第1	東由利	東由利法内字下古屋布	個人	9.0	50	40	5	
215	檜木沢第2	東由利	東由利法内字下古屋布	個人	6.0	40	12	5	
216	檜木沢第3	東由利	東由利法内字下古屋布	個人	9.5	49	29	5	
217	ボツメキ	東由利	東由利黒渕字ボツメキ	ボツメキ水利組合	9.0	48	34	32	
218	奥ノ堤	東由利	東由利館合字メタダレ	館合新田水利組合	7.0	33	35	3	
219	中ノ堤	東由利	東由利館合字離森	館合新田水利組合	6.5	53	8	3	
220	前ノ堤	東由利	東由利館合字離森	個人	6.5	24	3.5	—	
221	松ヶ沢	東由利	東由利法内字山ノ神	個人	8.5	34	26	7	
222	ヨシ沢	東由利	東由利法内字岩ノ目沢	個人	4.0	24	4	—	
223	石滝	東由利	東由利法内字石滝	個人	10.0	36	40	25	
224	名古屋山第1	東由利	東由利宿字大水頭	個人	4.0	24	2	2	
225	名古屋山第2	東由利	東由利黒渕字下大平	個人	2.0	15	0.6	—	
226	加藤	東由利	東由利宿字三ツ森下	個人	3.5	33	3.5	3	
227	滝ノ沢	東由利	東由利法内字滝ノ沢	個人	2.7	31	3	2	●
228	六沢	東由利	東由利法内字六沢	個人	8.7	43	200	31	●
229	ザッコ又第1	東由利	東由利法内字ザッコ又	個人	3.0	30	2	3	
230	糠塚	大内	羽広字糠塚	個人	7.7	89	100	11	
231	立寄	大内	羽広字立寄	個人	6.1	38	20	2	●
232	土沢	大内	羽広字土沢	個人	1.5	25	7	—	
233	岩川	大内	羽広字岩川地内	個人	8.8	54	34	2	
234	軽井沢	大内	羽広字軽井沢	個人	6.0	32	3	2	●
235	矢立(獅子平第一)	大内	羽広字獅子平	個人	8.0	41	30	10	
236	福田沢第一	大内	小栗山字福田沢地内	個人	5.8	37	80	10.5	
237	福田沢第二	大内	小栗山字福田沢	個人	9.0	45	32	10.5	
238	福田沢第三	大内	小栗山字福田沢	個人	6.3	70	30	10.5	
239	福田沢第四	大内	小栗山字三又木	個人	7.7	24	28	10.5	
240	福田沢第五	大内	小栗山字福田沢	個人	5.6	59	35	10.5	
241	大渡大堤第1	大内	小栗山字大渡	個人	6.9	34	15	10	
242	大渡大堤第2	大内	小栗山字大渡	個人	8.8	35	42	10	
243	金山第1	大内	小栗山字大渡	個人	7.8	36	50	10	
244	金山第2	大内	小栗山字大渡	個人	3.8	37	10	10	
245	財山(大沢堤第1)	大内	中田代字大沢地内	市土地改良区	8.8	44	115	39.6	●
246	大沢堤第3	大内	中田代字大沢	市土地改良区	5.8	50	102	39.6	●
247	大沢堤第1	大内	中田代字大沢	市土地改良区	8.2	65	195	39.6	●
248	要沢	大内	岩野目沢字要沢	個人	7.0	122	15	11	●
249	小滝	大内	岩野目沢字滝ノ下	滝ノ下水利組合	8.5	48	50	10	●
250	新堤	大内	岩野目沢字揚ノ上	個人	7.0	30	28	6	●
251	大堤	大内	岩野目沢字岩野目沢	個人	10.6	56	66	7	●
252	加田喜沼	大内	長坂字雷田中島	市土地改良区	1.6	310	40	20	●
253	蒲田第1	大内	葛岡字池ノ沢地内	市土地改良区	13.3	60	89	65	
254	蒲田第2	大内	葛岡字池ノ沢地内	市土地改良区	6.7	47	40	65	
255	堤沢第1	大内	平岫字堤沢	市土地改良区	3.0	20	7	2	●
256	堤沢第2	大内	平岫字堤沢	市土地改良区	3.3	45	8	2	●

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
257	大門沢	大内	新沢字下川原	市土地改良区	2.5	20	2	6	●
258	沢田	大内	高尾字沢田	個人	4.7	31	6	0	
259	川原田	大内	高尾字川原田	十二杯揚水機組合	6.9	30	28	5	
260	戸沢第6	大内	中帳字戸沢	市土地改良区	7.0	35	11	2	●
261	戸沢第4	大内	中帳字戸沢	市土地改良区	3.0	108	2	2	●
262	戸沢第5	大内	中帳字戸沢	市土地改良区	2.6	133	5	2	●
263	御所ノ沢	大内	中帳字御所ノ沢	市土地改良区	4.5	20	6	8	●
264	峠ノ沢第2	大内	中俣字峠ノ沢	市土地改良区	5.1	31	15	5	●
265	新田第1	大内	小栗山字地田ケ沢	市土地改良区	14.2	65	80	50	●
266	葎ケ沢第1	大内	中田代字葎ケ沢	市土地改良区	8.4	136	40	15	●
267	葎ケ沢	大内	中田代字葎ケ沢	市土地改良区	6.2	94	10	21	●
268	中野第1	大内	中田代字中野	市土地改良区	7.8	53	19	8	●
269	中野第2	大内	中田代字中野	市土地改良区	3.6	45	10	8	●
270	大堤第1	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	5.0	122	13	20	●
271	大堤第2	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	3.6	30	3	20	●
272	大堤第3	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	3.0	30	5	20	●
273	大堤第4	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	10.2	57	50	20	●
274	小堤第1	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	2.5	44	5	20	●
275	小堤第2	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	5.4	40	9	20	●
276	小及位第1	大内	松本字上川原	市土地改良区	3.7	50	9	20	●
277	小及位第2	大内	松本字上川原	市土地改良区	3.5	84	8	20	●
278	目瀉第1	大内	加賀沢字中小屋	滝ノ下水利組合	4.7	52	2	3	●
279	目瀉第2	大内	加賀沢字中小屋	滝ノ下水利組合	3.6	30	4	3	●
280	目瀉第3	大内	加賀沢字中小屋	加賀沢管理区	4.4	20	4	3	
281	目瀉第4	大内	加賀沢字中小屋	滝ノ下水利組合	3.8	28	6	3	●
282	高花	大内	岩谷町字ハケノ下	市土地改良区	5.8	567	138	73	●
283	新田	大内	大内三川字堅田沢	市土地改良区	9.8	74	105	60	●
284	樽堤	大内	岩谷麓字飯森山	市土地改良区	9.8	73	40	28	●
285	岩木(桜堤)	大内	岩谷麓字飯森山	市土地改良区	5.0	27	5	28	●
286	勘兵工	大内	岩谷麓字飯森山	市土地改良区	7.9	60	8	28	●
287	大谷	大内	大谷字冷尻	市土地改良区	9.6	77	60	29	●
288	六右工門	大内	岩谷麓字松山	市土地改良区	3.0	40	24	2	●
289	川口	大内	大内三川字ケタカ沢	市土地改良区	11.0	48	25	20.6	●
290	三川(大沢堤)	大内	大内三川字大沢	市土地改良区	10.1	71	48	73	●
291	飛川	大内	北福田字沢入	市土地改良区	8.0	40	35	7	●
292	松山	大内	中館字堤台	内越土地改良区	5.3	153	45	32	●
293	上沢	大内	中館字上沢	内越土地改良区	7.0	56	18	5	
294	中堤	大内	岩谷麓字松山	市土地改良区	3.0	54	6	10	●
295	滝ノ沢第1	大内	大内三川字家ノ上	市土地改良区	6.2	40	15	4	●
296	滝ノ沢第2	大内	大内三川字家ノ上	市土地改良区	6.5	33	15	4	●
297	鳥越	大内	岩谷麓字鳥越	市土地改良区	1.3	26	2	5	●
298	田代	大内	中田代字板井沢	個人	2.6	104	6	3	●
299	堂ノ沢	大内	新沢字堂ノ沢	市土地改良区	2.4	33	5	3	
300	桑ノ沢	大内	深沢字桑ノ沢	市土地改良区	7.0	34	10	3	●

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
301	袖ヶ沢第1	大内	中田代字板井沢	個人	2.5	38	1	3	
302	大堤	大内	北福田字山田	市土地改良区	2.4	50	31	40	●
303	増ヶ沢	大内	北福田字冷田沢	市土地改良区	3.7	32	6	5	
304	細田第1	大内	徳沢字細田	市土地改良区	4.0	46	6	4	
305	細田第2	大内	徳沢字細田	市土地改良区	2.8	32	6	4	
306	下滝	大内	徳沢字下滝	市土地改良区	1.5	91	4	3	
307	鬼ヶ台ダム	大内	中俣字村卸地内	由利本荘市	12.5	96	450	191.2	●
308	池ノ沢	大内	岩野目沢字池ノ沢	個人	8.0	37	16	—	
309	良防堤第1	大内	小栗山字芦渚	個人	7.5	38	17	6	
310	良防堤第2	大内	小栗山字芦渚	個人	4.0	34	5	6	
311	良防堤第3	大内	小栗山字芦渚	個人	5.0	39	12	6	
312	良防堤第4	大内	小栗山字芦渚	個人	4.0	28	4	6	
313	大平	大内	岩野目沢字大谷地下	個人	13.0	42	12	4	
314	唐間池	大内	葛岡字長根山	市土地改良区	6.6	49	9	5	
315	小杉立	大内	葛岡字絵図書森	市土地改良区	4.0	48	10	2	
316	蟹沢	大内	長坂字蟹沢	市土地改良区	10.0	39	25	3	
317	もぐら沢	大内	平岫字葎沢地内	市土地改良区	14.4	57	300	40	●
318	五田ヶ沢第1	大内	加賀沢字早稲田山	加賀沢管理区	5.2	53	10	20	●
319	五田ヶ沢第2	大内	加賀沢字早稲田山	加賀沢管理区	6.5	49	10	20	
320	五田ヶ沢第3	大内	加賀沢字早稲田山	加賀沢管理区	6.1	34	16	20	
321	大平沢	大内	米坂字大平沢	市土地改良区	10.0	46	25	20	
322	七曲	大内	深沢字七曲	市土地改良区	7.5	48	22	5	●
323	菅谷地	大内	大倉沢字立石沢	市土地改良区	10.0	90	125	50	●
324	沼ノ頭	大内	大内三川字大沢	市土地改良区	7.0	56	10	15	
325	荒瀉	大内	岩野目沢字大谷地下	個人	2.6	65	16	5	
326	大犬沢	大内	新沢字大犬沢	市土地改良区	4.0	32	5	2	
327	大戸屋	大内	深沢字大戸屋	市土地改良区	13.5	52	15	30.8	●
328	湯ノ沢	大内	深沢字湯ノ沢	市土地改良区	7.6	40	9	2	●
329	松原	大内	中田代字板井沢	個人	2.5	45	3	3	
330	蛇堤第1	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	2.8	25	4	20	
331	蛇堤第2	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	4.0	20	5	20	
332	蛇堤第3	大内	松本字蛇喰	市土地改良区	7.0	45	3	20	
333	新山第1	大内	岩谷麓字松山	市土地改良区	5.5	52	2	7	●
334	新山第2	大内	岩谷麓字松山	市土地改良区	2.4	18	2	7	●
335	新堤(新山第3)	大内	岩谷麓字松山	市土地改良区	9.7	34	7	7	
336	猿田沢3(猿田沢)	大内	岩谷麓字猿田沢	市土地改良区	7.2	40	10	6	
337	大沢(檜沢)	大内	岩谷麓字檜沢	市土地改良区	3.2	25	4	3.5	
338	西ノ沢第1	大内	徳沢字西ノ沢	市土地改良区	2.8	50	1	3	
339	小日種第1	大内	北福田字小日種	市土地改良区	5.3	60	5	4.5	●
340	西ノ沢第2	大内	徳沢字西ノ沢	市土地改良区	1.7	30	1	3	
341	矢の沢	大内	松本字矢ノ沢	市土地改良区	6.8	36	10	21	
342	上沢第2	大内	中館字上沢	内越土地改良区	3.0	77	4	2	
343	岩木	大内	岩谷麓字岩木	市土地改良区	11.0	33	5	3	●
344	牛寺	大内	牛寺字境目	内越土地改良区	5.5	70	7	0.8	●

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
345	甚六	本荘	鮎瀬字沢田	個人	3.3	25	3	1.5	
346	梵天野	本荘	柳生字金山	梵天野水利組合	4.0	50	3	4	
347	九郎左工門	本荘	鮎瀬字石橋	個人	3.6	25	2	1.3	
348	小堤	本荘	船岡字小堤	子吉土地改良区	7.9	45	40	0.9	
349	船岡追妻堤	本荘	船岡字追留	子吉土地改良区	2.9	20	3	1.1	
350	葛法追妻堤	本荘	葛法字琵琶堤頭	子吉土地改良区	3.9	25	4	1.1	
351	奥堤	本荘	藤崎字若竹沢	子吉土地改良区	6.0	50	36	1.1	
352	谷地堤	本荘	葛法字琵琶堤頭	子吉土地改良区	2.5	25	7	0.5	
353	甚兵工堤	本荘	葛法字上堤沢	子吉土地改良区	4.3	50	12	1.1	
354	九合堤	本荘	葛法字上堤沢	子吉土地改良区	4.7	85	22	1.2	●
355	中島堤	本荘	葛法字琵琶堤頭	子吉土地改良区	8.3	190	80	1.5	
356	猿田沢	本荘	万願寺字猿田沢	個人	3.3	60	3	1	
357	作之丞	本荘	鮎瀬字水里	個人	2.0	20	1	1.5	
358	茂円	本荘	館字栗山	個人	2.7	25	2	1.5	●
359	治郎助	本荘	滝ノ沢字蔵台	個人	7.4	25	14	1	
360	金保陀羅第3	矢島	矢島町川辺字金保陀羅	個人	3.6	40	5	0.5	
361	金保陀羅第4	矢島	矢島町川辺字金保陀羅	個人	3.2	32	2	0.5	
362	喜円	矢島	矢島町立石字松沢	個人	2.2	16	2	—	
363	親方第1	矢島	矢島町新荘字上ノ山	個人	2.9	26	0.8	1.3	
364	親方第2	矢島	矢島町新荘字上ノ山	個人	5.0	21	1	1.3	
365	親方第3	矢島	矢島町新荘字上ノ山	個人	2.8	15	2	—	●
366	日照平	矢島	矢島町新荘字日照平	個人	7.1	22	1	0.5	
367	森	矢島	矢島町新荘字中岩ノ沢	個人	2.8	65	5	—	
368	上原第1	矢島	矢島町元町字分水長根	個人	2.7	83	4	1	
369	上原第2	矢島	矢島町元町字立石	個人	4.2	98	4	1	
370	寺の沢堤	岩城	岩城下黒川字寺ノ沢	個人	1.4	18	4	1	●
371	水上沢堤	岩城	岩城下黒川字水上沢	個人	1.6	31	0.7	0	
372	御泉水堤	岩城	岩城亀田亀田町字亀田町	個人	2.1	35	0.5	0	●
373	由太郎第2	由利	町村字中山	個人	5.5	42	3	—	
374	惣左工門第1	由利	町村字中山	個人	1.4	17	2	0.5	
375	惣左工門第2	由利	町村字中山	個人	2.8	12	3	0.5	
376	中山第1	由利	町村字上ノ山	個人	2.9	26	2	1.5	
377	中山第2	由利	町村字中山	個人	3.0	30	1	0.6	
378	中山第3	由利	町村字中山	個人	1.9	37	2	0	
379	湯ノ沢堤	由利	川西字柴折花谷地	個人	8.9	25	7	1.7	
380	滝浪沢堤	由利	川西字滝浪沢	個人	3.0	10	0.8	—	
381	堂ヶ沢	由利	西沢字上堂ヶ沢	個人	1.9	40	12	0.5	
382	西上原	由利	町村字西由利原	個人	3.7	40	2	0	
383	内山第3	由利	前郷字内山	個人	4.1	25	2	1	
384	新堤	西目	西目町西目字中ノ山	井岡町内会	4.1	50	14	0	
385	三角堤	西目	西目町沼田字内高土	市土地改良区	1.9	60	1	0.5	
386	親堤	西目	西目町出戸字猿田	出戸町内会	1.9	25	1	0.5	
387	才ノ神第3	鳥海	鳥海町才ノ神字上原	個人	1.5	32	1	2	●
388	加倉森第1	鳥海	鳥海町小川字谷地長根	個人	5.9	30	0.03	2	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
389	才ノ神第4	鳥海	鳥海町才ノ神字上	個人	2.3	30	0.7	0.5	●
390	土田	鳥海	鳥海町下直根字栗出	個人	2.0	35	1	—	●
391	長助堤	鳥海	鳥海町下直根字吉谷地	吉谷地町内会	1.7	4	0.5	—	●
392	ザッコ又第2	東由利	東由利法内字ザッコ又	個人	3.0	20	0.9	—	
393	木津沢	東由利	東由利杉森字木津沢	個人	4.1	40	4	0.6	
394	山ノ田第1	東由利	東由利黒淵字山田	個人	6.1	49	7	1	
395	山ノ田第2	東由利	東由利黒淵字山田	個人	2.6	26	0.3	1	
396	上沼	東由利	東由利杉森字中台	個人	1.6	24	0.5	0.5	
397	高屋境	東由利	東由利杉森字高屋境	個人	1.0	45	1	2	
398	宿	東由利	東由利宿字岩ノ目沢	個人	7.8	55	8	—	
399	二吉第1	東由利	東由利宿字大平	個人	2.9	36	0.5	0.6	
400	二吉第2	東由利	東由利宿字大平	個人	3.9	18	0.3	0.6	
401	西ノ沢第2	東由利	東由利宿字大平	個人	3.9	25	3	0.5	
402	西ノ沢第3	東由利	東由利宿字大平	個人	5.0	29	3	0.5	
403	善兵ヱ門第2	東由利	東由利宿字中台	個人	6.8	17	0.2	0.5	
404	清喜	東由利	東由利宿字大落	個人	2.4	57	0.7	0.5	
405	大台第5	東由利	東由利宿字三ッ森下	個人	1.4	45	0.3	0.5	
406	大台第6	東由利	東由利宿字三ッ森下	個人	2.9	22	0.5	0.6	
407	大台第7	東由利	東由利宿字根小屋	個人	1.0	17	0.5	—	
408	大谷地	東由利	東由利宿字大谷地	個人	2.8	58	2	1	
409	中ノ沢	東由利	東由利宿字中ノ沢	個人	3.7	25	0.4	5	
410	善助第1	東由利	東由利宿字サラムキ	個人	4.9	37	3	0.6	
411	善助第2	東由利	東由利宿字サラムキ	個人	3.4	26	2	0.6	
412	大琴第5	東由利	東由利宿字中ノ沢	個人	3.7	13	0.3	0.7	
413	大琴第13	東由利	東由利宿字大沢田	個人	1.2	17	0.1	—	
414	大琴第14	東由利	東由利宿字大沢田	個人	2.2	17	0.4	—	
415	盆名沢	東由利	東由利宿字盆名沢	個人	5.3	22	1	0.7	
416	弥蔵	東由利	東由利宿字大琴	個人	2.2	28	1	1	●
417	イセバチ	東由利	東由利宿字高屋	個人	4.2	11	0.5	—	
418	巳之松第1	東由利	東由利蔵字根城	大琴自治会	1.5	22	1	—	●
419	巳之松第2	東由利	東由利蔵字根城	個人	1.0	31	0.7	—	●
420	巳之松第3	東由利	東由利蔵字根城	個人	1.8	28	0.5	—	
421	清吉第1	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	3.9	26	1	0	
422	清吉第2	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	1.3	12	0.1	1	
423	正男第1	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	1.8	32	0.7	0.7	
424	正男第2	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	1.8	26	0.5	—	
425	正男第3	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	2.0	23	0.4	—	
426	雄一	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	3.6	36	1	1	
427	横渡第1	東由利	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	1.1	27	0.5	—	
428	横渡第2	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	6.0	30	1	—	
429	横渡第3	東由利	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	3.6	15	1	0	
430	横渡第5	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	2.0	22	7	1	
431	横渡第6	東由利	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	2.9	40	1	0.5	●
432	横渡第7	東由利	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	0.2	18	1	1	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
433	須郷第2	東由利	東由利黒淵字山岸	個人	1.6	30	0.5	1	
434	須郷第3	東由利	東由利黒淵字山岸	個人	1.2	25	0.5	0.5	
435	須郷第4	東由利	東由利黒淵字山岸	個人	2.1	16	0.7	0.5	
436	大吹川	東由利	東由利黒淵字下田代	個人	3.5	23	0.6	1	
437	下小屋	東由利	東由利田代字門井沢	個人	6.9	28	0.4	0.5	
438	宮ノ前第1	東由利	東由利法内字林ノ根	個人	2.8	17	0.4	1	
439	宮ノ前第2	東由利	東由利法内字林ノ根	個人	5.4	31	3	1	
440	小倉第2	東由利	東由利法内字山ノ田	個人	4.6	20	0.2	0.5	
441	小倉第3	東由利	東由利法内字餅田	個人	2.3	10	0.5	1	
442	清佐	東由利	東由利宿字柳股	個人	1.6	20	0.5	1	
443	小金ヶ沢第2	大内	中俣字小金ヶ沢	個人	3.7	24	1	1.5	
444	小金ヶ沢第3	大内	中俣字小金ヶ沢	個人	4.6	42	7	1.5	
445	小金ヶ沢第1	大内	中俣字坂ノ下	個人	2.8	25	1	1.5	
446	西里第1	大内	葛岡字川原田	個人	3.0	40	2	1.5	
447	西里第2	大内	葛岡字川原田	個人	3.3	57	5	1.5	
448	鍋倉	大内	大谷字鍋倉	個人	4.4	25	2	1	
449	加賀沢第2	大内	加賀沢字真木ノ川	加賀沢管理区	4.6	25	2	1	●
450	奥の谷第1	大内	羽広字奥ノ谷	個人	3.5	30	2	0.7	●
451	奥ノ谷第2	大内	羽広字奥ノ谷	個人	2.2	20	0.7	—	
452	水沢口向	大内	小栗山字水沢口向	個人	3.7	30	1	1	
453	峠ノ沢第1	大内	中俣字峠ノ沢	市土地改良区	2.7	30	6	—	
454	牛巻第1	大内	羽広字牛巻	個人	5.2	35	2	1.5	
455	牛巻第2	大内	羽広字牛巻	個人	1.6	15	5	—	
456	舟ヶ森第1	大内	岩野目沢字舟ヶ森	個人	3.6	30	2	0.6	●
457	舟ヶ森第2	大内	岩野目沢字舟ヶ森	個人	3.7	25	2	0.6	●
458	貝崎第1	大内	長坂字貝崎	個人	3.7	34	2	1	
459	貝崎第2	大内	長坂字貝崎	個人	2.7	13	1	1	
460	家の前第1	大内	長坂字前谷地	個人	3.1	19	1	1	
461	家の前第2	大内	長坂字前谷地	個人	1.7	41	1	1	
462	田ノ沢第2	大内	中帳字田ノ沢	個人	1.6	26	1	0.6	●
463	戸沢第3	大内	中帳字戸沢	個人	3.7	20	3	1.5	●
464	百度右エ門	大内	及位字及位沢	個人	2.5	43	2	0.7	
465	与孫右エ門	大内	及位字及位沢	個人	2.6	37	2	0.7	
466	下川原	大内	及位字及位沢	個人	1.8	36	1	0.7	
467	神野	大内	深沢字神野	個人	2.9	37	1	1	●
468	芦淵第2	大内	小栗山字芦淵	個人	2.6	30	1	1	
469	北福田第2	大内	北福田字山根	個人	5.5	33	5	—	●
470	栗沢第1	大内	大谷字栗沢	個人	2.2	22	1	0.5	●
471	栗沢第2	大内	大谷字栗沢	個人	4.3	29	2	0.5	●
472	横沢	大内	深沢字泉田	個人	2.2	28	0.9	0.5	
473	五輪沢第1	大内	大倉沢字松ノ木	個人	2.1	14	1	0.5	
474	五輪沢第2	大内	大倉沢字五輪沢	個人	2.7	21	1	0.5	
475	五輪沢第3	大内	大倉沢字五輪沢	個人	2.3	18	1	1	
476	加賀沢第1	大内	加賀沢字真木ノ川	加賀沢管理区	2.1	40	1	1	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
477	長坂	大内	長坂字山下	個人	3.2	40	2	0.7	
478	板井沢第1	大内	中田代字板井沢	個人	2.4	35	1	0.5	
479	板井沢第2	大内	中田代字板井沢	個人	1.7	40	2	—	●
480	小又第1	大内	中田代字葎ヶ沢	個人	2.6	36	1	0.5	●
481	小又第2	大内	中田代字葎ヶ沢	個人	3.1	45	1	0.5	●
482	戸沢第2	大内	中帳字戸沢	個人	1.0	7	0.5	0.7	●
483	小田野	大内	徳沢字小田野	個人	2.4	21	0.7	0.7	●
484	大小屋第1	大内	岩野目沢字要沢	個人	2.0	15	0.5	—	
485	及位第1	大内	及位字及位	個人	1.6	16	1	0.5	●
486	沢田	大内	中帳字沢田	個人	2.2	15	1	0	
487	瓢箪堤	本荘	葛法字苗代堤頭	子吉土地改良区	3.5	34	3	0.2	
488	半鐘堤	本荘	葛法字琵琶堤頭	子吉土地改良区	2.9	30	2	0.1	
489	砂坂堤	本荘	葛法字大平野	子吉土地改良区	3.5	35	1	0.3	
490	黒森	由利	町村字黒森	個人	1.9	18	2	0	
491	喜久松	由利	町村字黒森	個人	0.7	15	3	0	
492	太左エ門	由利	町村字黒森	個人	2.6	23	1	0	
493	由太郎第1	由利	町村字中山	個人	2.6	19	1	0.6	
494	八沢森堤	由利	西沢字八沢森	個人	0.8	30	3	0.3	
495	太郎亮	由利	西沢字栗ノ木台	個人	2.7	16	20	1.7	
496	西ノ沢第1	東由利	東由利宿字西ノ沢	個人	2.0	18	1	0.4	
497	五助堤第1	東由利	東由利館合字代山	個人	3.5	30	1	—	
498	獅子平第2	大内	羽広字獅子平	個人	4.8	19	2	0.2	
499	袖ヶ台	大内	岩野目沢字袖ヶ台	個人	3.5	20	1	0.4	
500	飛種	大内	徳沢字飛種	個人	3.5	30	2	0.3	
501	地藏坂堤2	岩城	岩城下蛇田字屋敷添	個人	5.5	14	1	0	●
502	ワゴ	由利	飯沢字太夫山	個人	1.0	5	0.5	—	
503	万四郎	由利	町村字中山	個人	1.0	6	0.6	—	
504	内山第2	由利	前郷字内山	個人	1.0	5	0.5	—	
505	水頭	東由利	東由利宿字大水頭	個人	5.4	20	1	0.2	
506	善兵エ門第1	東由利	東由利宿字三ッ森下	個人	2.9	13	0.2	0	
507	大台第4	東由利	東由利宿字根小屋	個人	2.7	52	0.4	0	
508	大落第1	東由利	東由利宿字大谷地	個人	4.4	21	0.2	0	
509	善助第3	東由利	東由利宿字中ノ沢	個人	2.2	40	0.8	0.5	
510	大琴第2	東由利	東由利宿字サラメキ	個人	2.0	20	0.3	0	
511	大琴第3	東由利	東由利宿字サラメキ	個人	1.4	12	0.5	—	●
512	大琴第4	東由利	東由利宿字中ノ沢	個人	1.1	10	0.2	0	
513	大琴第6	東由利	東由利宿字大沢田	個人	3.1	25	0.5	0	
514	大琴第7	東由利	東由利宿字大沢田	個人	2.8	23	0.8	0	
515	孝一	東由利	東由利宿字盆名沢	個人	1.6	34	0.5	0	
516	アベ	東由利	東由利宿字大琴	個人	1.0	32	0.2	—	●
517	須郷第1	東由利	東由利宿字高屋	個人	1.3	30	0.5	0	
518	高戸屋	東由利	東由利蔵字根城	大琴自治会	1.8	35	0.4	—	●
519	新沢	東由利	東由利蔵字根城	個人	1.8	19	0.3	0	
520	向田	東由利	東由利蔵字根城	個人	2.6	44	0.4	0	

No.	名称	地域	所在地	管理者	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯 水量 (千m ³)	かんがい 受益面積 (ha)	防災 重点
521	小倉第1	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	2.8	23	0.2	0	
522	高村第1	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	0.8	14	0.1	0	
523	三吉	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	1.0	25	0.5	0	
524	石綿	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	2.5	40	0.2	0	
525	正義	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	4.3	22	0.3	0	
526	大落第2	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	3.9	16	0.3	0	
527	高村第2	東由利	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	2.7	18	0.1	0	
528	谷地	大内	東由利蔵字下横渡	個人	2.8	15	1	0.3	●
529	小増沢第1	大内	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	2.3	20	1	0.3	●
530	中台	東由利	東由利蔵字下横渡	個人	4.0	40	1	0.5	
531	姥ヶ懐第2	鳥海	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	7.5	52	2	2	●
532	桃野	矢島	東由利蔵字坊主ヶ沢	個人	7.0	50	90	—	
533	脇ノ沢	西目	東由利黒淵字山岸	個人	2.0	80	5	—	
534	瀬目	鳥海	東由利黒淵字山岸	個人	11.0	25	4	—	●
535	新沢平第1	鳥海	東由利黒淵字山岸	個人	10.0	50	70	—	●
536	治郎助2	本荘	東由利黒淵字下田代	個人	5.0	15	1	—	
537	与五郎第2	矢島	東由利田代字門井沢	個人	0.0	0	0	—	
538	富山第1	矢島	東由利法内字林ノ根	個人	0.0	0	0	—	
539	沢田	由利	東由利法内字林ノ根	個人	2.0	10	0.6	—	
540	堤沢第2	由利	東由利法内字山ノ田	個人	0.0	0	0	—	
541	堤沢第3	由利	東由利法内字餅田	個人	0.0	0	0	—	
542	五助	東由利	東由利宿字柳股	個人	2.0	13	1	—	
543	ショウジ谷地	東由利	中俣字小金ヶ沢	個人	1.0	27	1	—	
544	堰ノ上	鳥海	中俣字小金ヶ沢	個人	1.0	15	0.5	—	
545	吉谷地第1	鳥海	中俣字坂ノ下	個人	3.0	25	3	—	
546	小堤	西目	葛岡字川原田	個人	10.0	60	40	30	●
計	546								198

※ 管理者欄の土地改良区については、次の通り省略表記しています。

「由利本荘市土地改良区」→「市土地改良区」

「由利本荘市子吉土地改良区」→「子吉土地改良区」

「由利本荘市矢島町土地改良区」→「矢島町土地改良区」

「鳥海町笹子土地改良区」→「笹子土地改良区」

9-9 海岸重要水防区域

(1) 港湾空港課関係

港湾海岸名	市町村名	防護区域	区域延長(m)	防護延長(m)	予想される危険概要	工法	防護面積(ha)	摘要 (背後地状況)
本荘港海岸	由利本荘市	本荘～水林	3,024	1,375	耕地流失	突堤離岸堤	41	本荘マリーナ 海水浴場 ・保安林

9-10 防風保安林指定状況

地域	保安林目的	保安林の場所	指定面積(ha)	箇所数	備考
本荘	防風保安林	西離山地区	3	1	
		濁川地区	1	1	
		田頭・石ノ花・田尻野地区	2	3	
岩城		石長根・水尻・中島・烏ヶ森地区	25	2	
		狐森・川尻・向村地区	3	3	
西目		浜山地区	6	1	

9-11 農用地等湛水危険箇所

No.	位置 (大字)	地区名	農用地の湛水状況		保全対象	
			農用地面積(ha)	排水方法	人家(戸)	公共施設
1	川口、福山	柴野地区	22.8	自然排水	44	公民館1 児童館1
2	鳥海町川内	平根地区	63.6	自然排水	95	公民館1
3	松ヶ崎	松ヶ崎地区	41.7	自然排水	617	児童館1 体育館1 下水処理施設1 JR駅舎1
4	矢島町川辺	小板戸地区	23.6	自然排水	23	町内会館2

9-12 災害危険地区に立地する要配慮者利用施設

令和4年10月1日現在

◆高齢者・介護施設

地域	施設名	所在地	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
本庄	デイサービス楓	一番堰 128	23-8811		○	
	デイサービスセンター ケアステーションゆうゆう	一番堰 142-1	28-1005		○	
	ショートステイ ケアステーションゆうゆう				○	
	JA秋田しんせいデイサービスセンター ふれあい泉の里	三条字前田 75	27-1698		○	
	ショートステイ夕陽の郷	石脇字田尻 10-2	44-8770	○		
	通所介護ほっと	石脇字田尻 28-802	28-5525	○		
	老人保健施設しょうわ	石脇字田尻 33	23-7100	○	○	
	小規模多機能型居宅介護しょうぶの郷	石脇尾花沢 57-22	23-8880	○		
	認知症対応型共同生活介護しょうぶの郷			○		
	ニチイケアセンター本荘	川口字新田 90	27-1850		○	
	通所介護事業所千寿苑	川口字八幡前 52-4	74-5482		○	
	短期入所生活介護施設 千寿苑	川口字八幡前 221-3	23-7200		○	
	虹の街小規模多機能本荘	川口字下野 73-1	74-6333		○	
	虹の街グループホーム本荘		74-7555		○	
	デイサービスセンターふたば	大門 13	74-7807	○	○	
	リハマルシェ	中堅町 26-1	74-7260		○	
	さらさ由利本荘	谷地町 110	74-3082		○	
	デイサービスセンター ふるさと学び舎	土谷字新谷地 157	28-1162		○	
	ふるさと学び舎 指定短期入所生活介護事業所		28-1165		○	
	指定介護老人福祉施設 ふるさと学び舎				○	
ケアハウスふるさと学び舎				○		
ショートステイ 花ごよみ	土谷字新谷地 160	28-1187		○		
指定介護老人福祉施設 花ごよみ				○		

地域	施設名	所在地	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
	ライフケアつむぎ	館前字天神坂ノ下 35	74-5467			○
	グループホームわかばイースト	荒町字真城 42-2	74-3386		○	
	看護小規模多機能わかばイースト		74-3385		○	
	特別養護老人ホームわかばイースト		74-6117		○	
	ショートステイ椈	二十六木字岡本 36-3	74-5516		○	
	デイサービスともに	東梵天 109-3	44-8857		○	
	ショートステイおてんとさん	東梵天 95-1	23-7178		○	
	デイサービスおてんとさん	東梵天 97-2	22-1526		○	
	なかみちデイサービス	薬師堂字中道 257	74-5320		○	
	ショートステイなかみち	薬師堂字中道 272	44-8932		○	
	デイサービスこみっと				○	
	ケアステーション・愛	薬師堂谷地 287-2	28-0222		○	
	有料老人ホームいぶき	東梵天 97-2	44-8827		○	
	岩城	由利本荘市社会福祉協議会 岩城通所介護事業所	岩城内道川字馬道 43-1	73-3300	○	
由利	通所介護事業所鮎川(ふれあい館鮎川)	東鮎川字下山崎 8 番地	53-4300			○
	デイサービスセンター和	東鮎川字立井地 24 番地 1	53-2423		○	
	特別養護老人ホーム白百合苑 短期入所生活介護事業所	前郷字家岸 79-17	53-2100		○	
	通所介護事業所白百合苑				○	
特別養護老人ホーム白百合苑				○		

◆障がい者等施設

地域	施設名	所在地	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
本荘	障害者自立支援センター「和」	石脇字田中 108	24-0753	○		
	就労支援センター ホリデー	古雪町 3-2	22-2883	○	○	
本荘	共同生活援助事業所花瀬・奏楽	古雪町 123-2	74-6350		○	
	由利本荘地域生活支援センター	二番堰 25-1	25-7077		○	

地域	施設名	所在地	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
	障がい者支援事業所 逢い	薬師堂字中道 268-3	24-1109		○	
	地域活動支援センター根分けの会	給人町 87-1	23-7589	○	○	
	共同生活援助事業グループホームなでしこ A・B	西目町海士剥字海士剥下 57-1				
	職業訓練スクール	給人町 7 番地 3 本荘合同ビル 2-3		○	○	
岩城	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	岩城内道川字井戸ノ戸 84-40	73-2002			○
	障害者施設「はまなす園」	岩城内道川字烏森 150-297	73-3447			○
西目	秋田県心身障害者コロニー	西目町出戸孫七山 3	33-2255			○
	共同生活援助事業グループホームなでしこ A・B	西目町海士剥字海士剥下 57-1	32-0123	○		

◆保育施設等

地域	施設名	住所	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
本荘	本荘幼稚園	東町 56	22-3116	○	○	
	本荘カトリック幼稚園	給人町 100	22-2068	○	○	
	清徳幼稚園・保育園	桜小路 43	24-2501		○	
	若草幼稚園・保育園	東梵天 5 2	22-0852		○	
	石脇北保育園	石脇字竜巻 14	24-3622			○
	内越保育園	川口字愛宕山 137-2	22-3165		○	
	本荘保育園	大門 13	22-0662	○	○	
	ひかり保育園	八幡下 24-1	22-0560	○	○	
	風の子保育園	御門 74	22-8885		○	
	中央保育園	薬師堂字谷地 127-3	23-1313		○	
	子吉保育園	藤崎字藤代 124-2	22-0045			○
岩城	道川保育園	岩城内道川字烏森 51-1	73-2202			○
大内	下川大内保育園	松本字上川原 14-2	66-2111		○	○
	上川大内保育園 (令 5. 3. 31 閉園)	小栗山字横道 11	67-2149			○
東由利	永慶保育園 (令 5. 3. 31 閉園)	東由利蔵字蔵 127-2	69-3101			○

◆医療施設

地域	施設名	住所	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
本庄	独立行政法人国立病院機構あきた病院	岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	73-2002			○
	菅原病院	石脇字田尻 33	22-1604	○	○	
	本庄第一病院	岩淵下 110	22-0111	○	○	
	浅野耳鼻いんこう科医院	表尾崎町 17-4	22-5883		○	
	本庄整形外科	花畑町 2-32-1	28-0288		○	
	佐々木産婦人科医院	給人町 37-1	22-2358	○	○	
	早川眼科医院	裏尾崎町 4	22-1815	○	○	
	前田眼科	東梵天 174-1	28-5500		○	

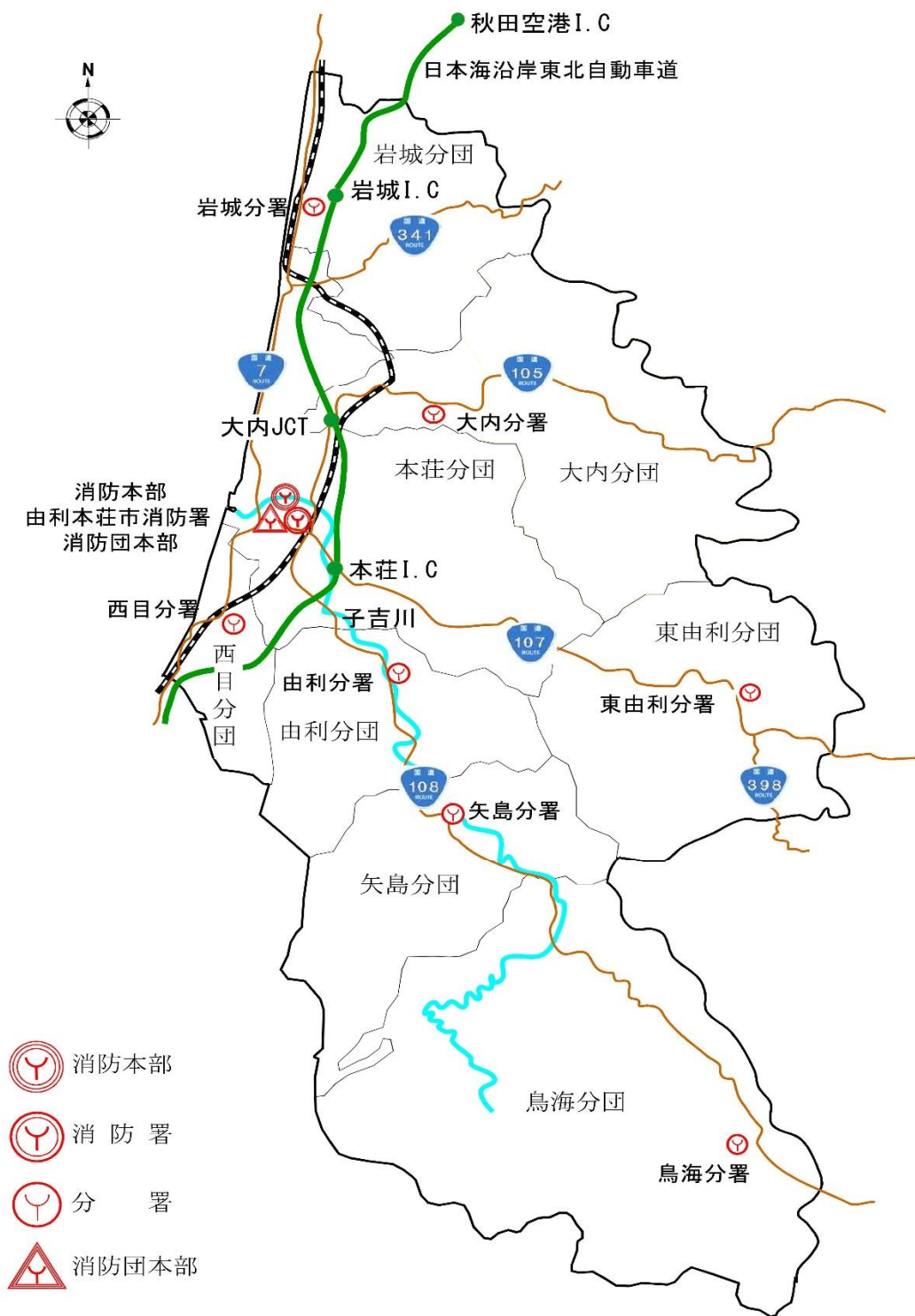
◆学校

地域	施設名	住所	電話番号	災害危険区域		
				津波	洪水	土砂
本庄	尾崎小学校	桜小路 1	24-1236		○	
矢島	矢島小学校	矢島町城内字八森 6	56-2069			○
由利	由利中学校	前郷字根堀台 39	53-2526			○

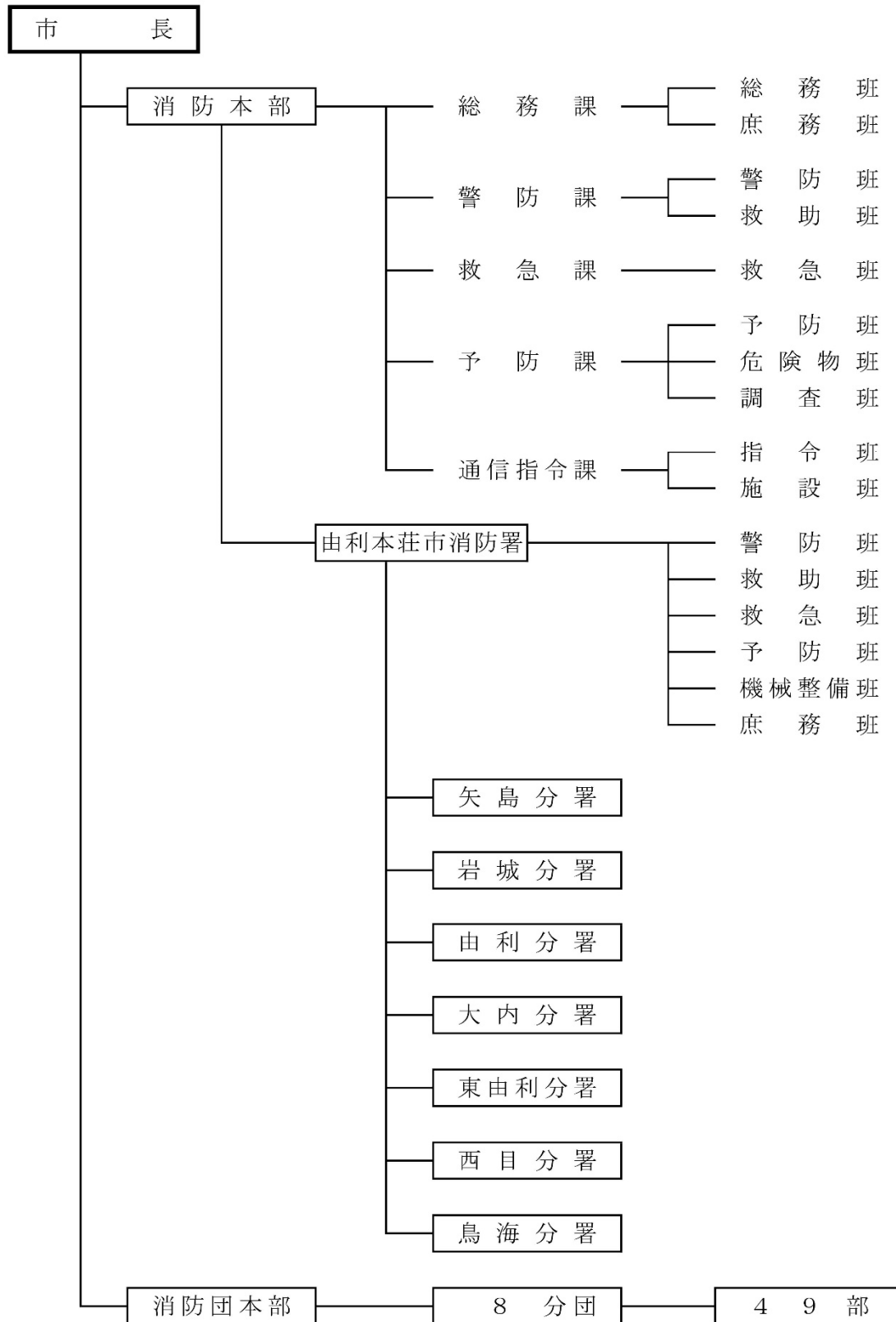
第10 消防に関する資料

10-1 消防機関の配置

消防機関の配置



10-2 消防組織図



10-3 秋田県林野火災空中消火運営実施要領

平成29年2月3日
総務部総合防災課

(趣旨)

第1 この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」(平成15年10月29日付け消防災発第206号消防庁防災課長)並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火(以下「空中消火」という。)作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

第2 空中消火は、県、応援を行う道県(以下「応援道県」という。)、自衛隊、市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地(以下「基地」という。)の選定にあたっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

(空中消火の実施)

第3 空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対し、地上防御能力(広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む)が不足、または不足と判断される場合
- (3) 人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

(災害派遣要請手続)

第4 応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続は、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況(障害物、気象の状況等)並びに目標物
- (2) 災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名
- (3) 空中消火用資機材(以下「資機材」という。)の整備状況
- (4) その他空中消火を実施するにあたり参考となる事項

(連絡通報)

第5 空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表1によるものとする。

(実施体制の確立)

第6 市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防ぎよ活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表2のとおりである。

2 県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

- (1) 応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整えておく。
なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表3のとおりである。
- (2) 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。
- (3) 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県が行い、又その指導にあたるが市町村においても作業要員を確保する。

(基地)

第7 基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

(安全の確保)

第8 基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 防塵用眼鏡、マスクを着用する。
- (2) ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。
- (3) 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員等（消防防災航空隊員、自衛隊員又はパイロット）に連絡し、その指示に従う。
- (4) ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

(資機材及び薬剤の整備)

第9 県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

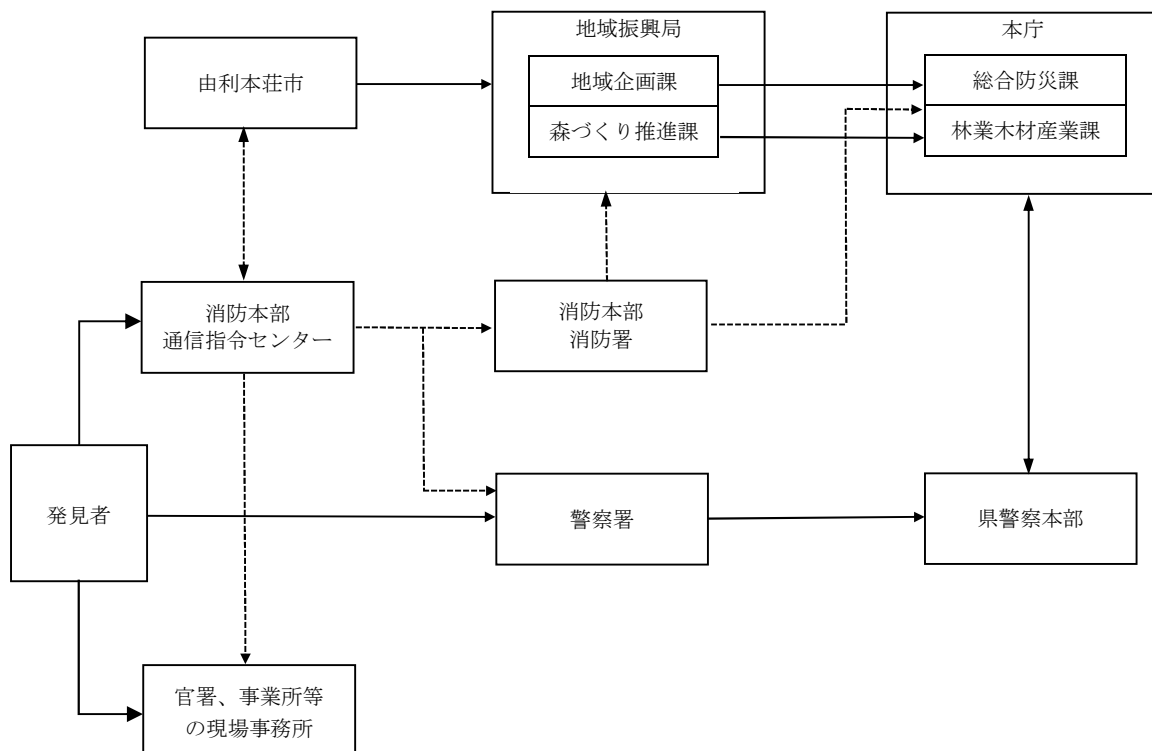
(その他)

第10 使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、市町村が協議して決めるものとする。

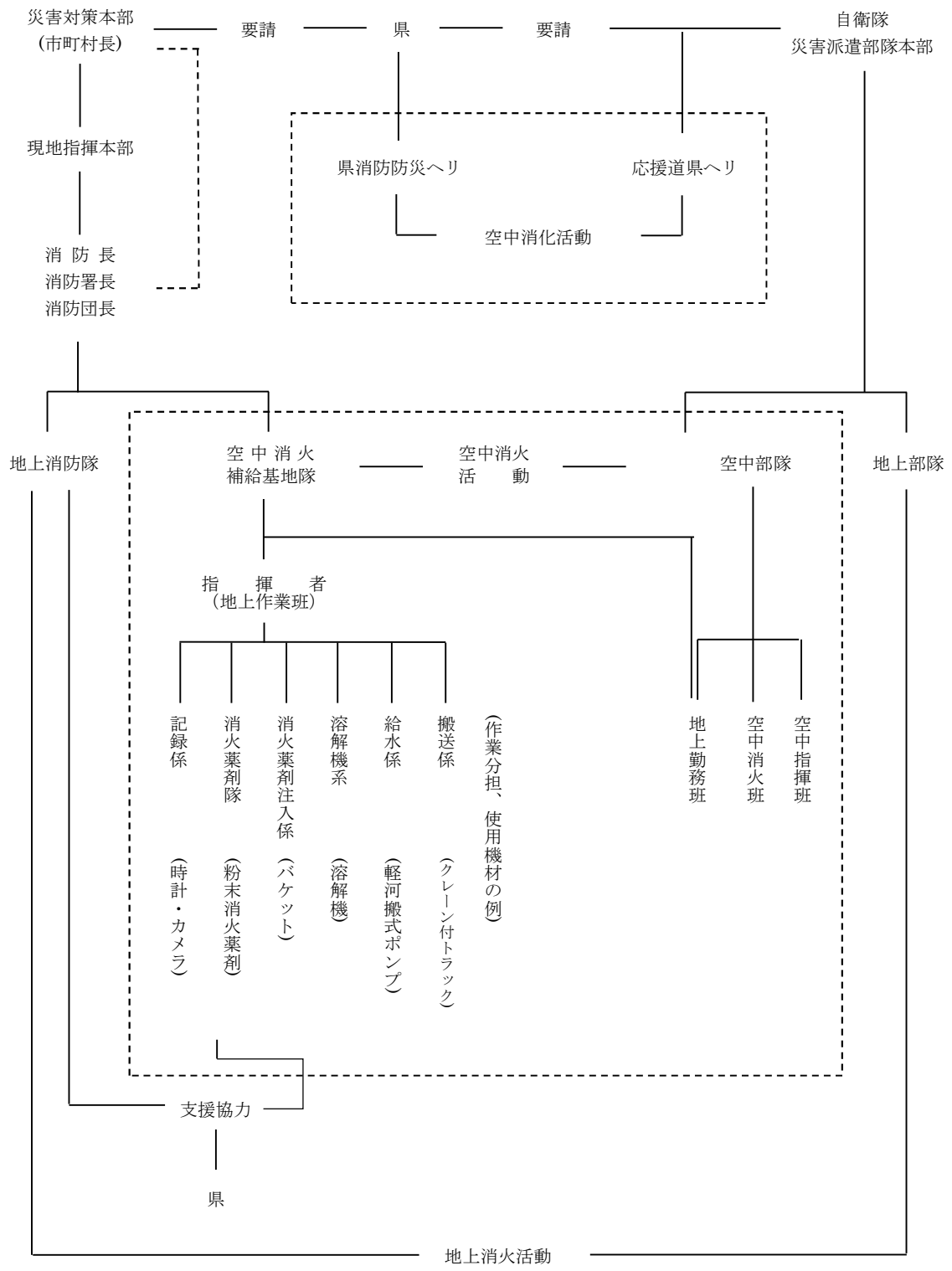
- 附則 この要領は、昭和54年11月21日から施行する。
 附則 この要領は、平成9年7月23日から施行する。
 附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
 附則 この要領は、平成23年1月19日から施行する。
 附則 この要領は、平成29年2月3日から施行する。

別表-1

林野火災発生連絡通報系統図



指揮体系



地上作業班の編成及び作業内容

名称	資機材	人員	任務	作業内容
指揮者		1	現地ヘリポート 指揮全般	消火基地から現地のヘリポートへ輸送された資機材について、現地ヘリポートの作業全般について指揮をする。
搬送係	クレーン付き トラック	5	消火資機材の搬送	消火薬剤、バケツ、溶解機、組立水槽、軽可搬式ポンプ、バッテリー等の資機材を消火基地へ搬送する。
給水係	軽可搬式 ポンプ	1	水源地から消火ポンプで溶解機に給水 (注水量の決定)	水源地から軽可搬式ポンプで溶解機に給水する。 (送水水圧 1.0Mpa)
溶解機係	溶解機	1	溶解機の運転	薬液の濃度をバルブで調整する。 注入開始・停止のバルブ操作をする。
消火薬剤 注入係	バケツ	1	消火剤水溶液を散布 装置(バケツ型)に 注入(注入量の決定)	溶解機よりホースを延ばし、専用ノズルを取り付ける。溶解機の濃度調整作業の水が止まり次第、組立水槽に専用ノズルを引っかける。 注入後、ノズルをはずし待機する。
消火薬剤係	粉末消火薬剤	3	粉末消火薬剤を溶解 機に投入	15 リットル缶より消火薬剤を取り出して投入の準備をし、溶解機、消火薬剤注入の準備を確認後、ホッパーから溢れないよう投入する。
記録係	時計 カメラ	1	ヘリコプターの飛行 回数、離着陸時間の 記録	ヘリコプターの飛行回数と離着陸時間の計測を行う。

10-4 主なる火災史

[本荘地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
享和2	上横町から出火	356
文化2.3	作事役所に放火したものあり、東風烈しく古雪まで延焼	不詳
嘉永4.3	桶屋町から出火、南西に向かい中町まで延焼	〃
明治12.10.1	桶屋町から出火	200
明治17.6.14	石脇上町から出火	280
明治23.6	石沢上野部落から出火	13
明治24.5.20	和泉町から出火、由利橋を焼き川口まで延焼	625
明治25.2	大町北側から出火	50
明治26	松ヶ崎字松ヶ崎及び神沢から出火	200
明治27.1	中横町から出火、大町、中横町、油小路、上横町焼失	150
明治28	松ヶ崎から出火	40
明治30	松ヶ崎から出火	50
明治35.4	芦川字下モ山折林部落から出火	25
明治35.4	松ヶ崎から出火	70
明治36.4	美倉町から出火、油小路、上横町、大町全部焼失	120
明治36.9	芦川部落から出火	11
明治36.9	鮎瀬部落から出火	18
明治42.9	裏尾崎町から出火	16
明治46.1	玉/池部落から出火	30
大正7.1	中堅町から出火	3
大正8.2	鮎瀬部落から出火	59
大正10.8	鍛冶町から出火	10
大正12.9	鮎瀬部落から出火	17
大正12.10	中島から出火（製材所）	1
大正15.9	石脇から出火（製材所）	1
昭和5.2	美倉町から出火（製材所）	1
昭和5.4	館部落から出火	47
昭和13.4	南内越、土谷字谷地部落から出火	13
昭和15.4	鳥田目部落から出火	22
昭和16.5.23	川口部落から出火	136
昭和16.7.8	古雪町から出火（製材所）	1
昭和17.10	中島から出火（製材所）	1
昭和18.8	親川部落から出火	9
昭和19.5	宮内部落から出火	21
昭和20.6.23	田町から出火	5
昭和24.12	万願寺から出火	10
昭和25.1.13	竜巻から出火（療養所）	3
昭和25.3	鳥田目部落から出火	14
昭和27.5.14	畑谷の飛火で、北内越地区平岡、中の目、赤田の一部焼失	27
昭和30.4.8	親川字二ツ釜から出火	18
昭和33.5.23	大浦部落から出火	19

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 34. 11. 7	大泉寺山から出火	1
昭和 39. 7. 2	裏尾崎町から出火	11
昭和 39. 9. 9	松ヶ崎から出火	10
昭和 40. 5. 3	石脇字下夕畑から出火（工場）	1
昭和 47. 1. 22	肴町から出火	5
昭和 48. 3. 30	湯沢から出火（寺院）	1
昭和 53. 9. 18	石脇字田尻から出火	6
平成 2. 8. 5	石脇字下長老沼から出火（旅館）	1
平成 6. 10. 13	出戸町字給人町から出火（寺院）	1
平成 10. 5. 12	石脇字田尻から出火	5
平成 11. 8. 11	二十六木字岡本から出火（工場）	1
平成 11. 12. 13	川口字高花から出火	10
平成 13. 11. 14	石脇字尾花沢から出火（遊技場）	1
平成 18. 8. 18	石脇字田尻から出火	4
平成 18. 8. 30	小防ヶ沢から出火（2人死亡）	3
平成 20. 6. 23	万願寺から出火（工場・ぼや）	315, 140 千円 （被害額）
平成 22. 2. 28	中町から出火（店舗）	6
平成 22. 12. 30	石脇字山ノ神から出火（改築中の学校体育館）	1
令和 2. 12. 16	松ヶ崎字松ヶ崎町から出火	8

[矢島地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 23. 4. 7	家中から出火	5
昭和 23. 8. 30	田沢から出火	7
昭和 30. 5. 15	七日町熊之堂から出火	26
昭和 31. 9. 12	濁川から出火	8
昭和 58. 2. 8	七日町字上山寺から出火（寺院）	3
昭和 62. 3. 25	立石字岩田表から出火（2人死亡）	1
平成 3. 2. 5	城内字桃野から出火（3人死亡）	1
平成 11. 8. 27	元町字新所から出火	6
平成 21. 2. 5	七日町字山寺から出火（1人死亡）	6

[岩城地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
嘉永 5. 3. 26	亀田から出火	136
明治 12. 10. 14	亀田から出火	250
明治 15. 9. 8	亀田から出火	150
明治 19. 3. 29	亀田から出火	200
昭和 39. 5. 1	亀田裏町から出火	19

[由利地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 24. 5. 5	山本から出火	60

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 25. 3. 11	前郷西小路から出火	8
昭和 26. 4. 27	吉沢から出火	20
昭和 29. 8. 18	前郷仲町から出火	10
平成 14. 4. 3	五十土字五十土から出火	5

[大内地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 23. 5. 28	岩谷麓から出火	62
昭和 39. 2. 25	新田から出火	14
昭和 53. 6. 27	松本から出火 (学校)	1
昭和 57. 3. 29	岩野目沢字大小屋から出火 (4人死亡)	2

[東由利地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 29. 5. 19	宿字大琴から出火	154
昭和 36. 4. 29	蔵字新田から出火	7
昭和 43. 5. 2	蔵字島から出火	13
昭和 60. 9. 18	老方字五升畑から出火 (学校)	1
平成 3. 8. 15	館合字家ノ下から出火 (製材所)	16
平成 20. 4. 23	館合字善徳 (林野火災)	620a (被害面積)

[西目地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
平成 20. 8. 11	出戸字堀切から出火 (1人死亡)	7
令和 2. 12. 20	西目字大平から出火 (発電用風車)	106, 482 千円 (被害額)

[鳥海地域]

年次	主なる出火	焼損棟数
昭和 31. 5. 10	平根から出火	80
昭和 45. 7. 5	笹子字中村から出火	5
昭和 49. 1. 27	下直根字栗出から出火 (4人死亡)	1
昭和 54. 5. 2	小川字村木から出火	4
昭和 58. 2. 18	中直根字前ノ沢から出火 (旅館等)	3

第 1 1 危険物等に関する資料

1 1 - 1 危険物規制対象施設数

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

現在施設合計	製造所	貯蔵所							取扱所					事業所数	備考
		小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外	小計	給油	第一種販売	第二種販売	一般		
404	1	275	35	31	7	116	79	7	128	50	1	1	76	156	

1 1 - 2 高圧ガス、都市ガス、LPガス

(1) 一般高圧ガス第一種製造所

(令和 5 年 3 月末現在)

事業所名	所在地	電話番号	備考
TDK エレクトロニクスファクトリーズ(株)大内工場	由利本荘市大内三川字弘川 146-1	0184-65-2197	
(株)秋田新電元大浦工場	由利本荘市大浦字上谷地 114-2	0184-22-2327	
(株)秋田新電元飛鳥工場	由利本荘市土谷字前田 39-1	0184-23-7641	
由利工業(株)	由利本荘市西目町沼田字新道下 2-659	0184-33-2140	
日本エア・リキード(同)秋田ガスセンター	由利本荘市万願寺 1-9	0184-27-2729	

(2) 高圧ガス第一種貯蔵所

(令和 5 年 3 月末現在)

事業所名	所在地	電話番号	備考
(株)相場商店本荘営業所	由利本荘市石脇字田尻野 2-52	0184-22-1002	
由利工業(株)	由利本荘市西目町沼田字新道下 2-659	0184-33-2140	
日本エア・リキード(同)秋田ガスセンター	由利本荘市万願寺 1-9	0184-27-2729	
TDK エレクトロニクスファクトリーズ(株)大内工場	由利本荘市大内三川字弘川 146-1	0184-65-2197	

(3) 都市ガス

(令和 5 年 3 月末現在)

事業所名	所在地	電話番号	備考
由利本荘市企業局	由利本荘市表尾町 5	0184-22-4375	

(4) 液化石油ガス第一種製造所、充てん所・輸送事業所

(令和 5 年 3 月末現在)

事業所名	所在地	電話番号	備考
荘内ガス(株)本荘営業所	由利本荘市石脇字田尻 3	0184-22-1050	

1 1 - 3 火薬類

(1) 火薬類販売店所有・占有火薬庫

(令和 5 年 3 月末現在)

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種別	棟	
(株)三尺堂商店	由利本荘市肴町 11	販売	地上 1 級	2	由利本荘市藤崎字寺ノ沢 88-1
秋田銃砲火薬(有)	秋田市八橋新川向 7-29	販売	実包	1	由利本荘市岩城道川字中沢 61-7 (秋田県総合射撃場内)

1 1 - 4 毒物・劇物

(1) 業務上取扱者

(令和 5 年 3 月末現在)

製造所・営業所等の名称	所在地	電話番号	備考
TDK エレクトロニクスファクトリーズ株式会社 岩城工場	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 16-2	0184-72-2248	
アルファ・エレクトロニクス(株) 秋田工場	由利本荘市中田代字板井沢 238-1	0184-67-2905	

第 1 2 公用負担に関する資料

1 2 - 1 公用負担

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続等については次のとおりである。

1 事前の手続

市町村長が行う応急公用負担は、現地における緊急性に富むものとの考えから、事前の手続きを要件としないが、知事、指定行政機関の長等の公用負担権はそれほど緊急性を要求していないものであり、かつ慎重な手続きを経るべきものであるから公用令書の交付が必要である。

2 知事・関係機関等

処分権者	条 件	範 囲	補償等	根拠法令
指定行政機関の長 指定地方行政機関の長	救助を行うため特に必要があると認めるとき	救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第 5 条第 1 項 〃 第 3 項
	災害が発生した場合において、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。		災害対策基本法 第 78 条 第 82 条
知事	救助を行うため特に必要があると認めるとき 内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるとき	病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第 9 条第 1 項 〃 第 2 項
	当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害対策基本法 第 71 条第 1 項 第 82 条
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第 59 条

3 市町村長等

処分権者	条 件	範 囲	補償等	根拠条項
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法第64条第1項第82条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(「工作物等」)の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法第64条第2項
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものたる土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法第29条第1項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものたる土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法第29条第2項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法第29条第3項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	水防法第28条

4 公用令書の記載事項及び様式

(1) 公用令書の記載事項(災害対策基本法第81条第2項)

- ① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ② 当該処分の根拠となった法律の規定
- ③ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあっては管理、使用または収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

(2) 公用令書の様式 (災害対策基本法施行規則第 7 条、別記様式第 5～第 7)

① 別記様式第 5

従事第	号	公 用 令 書	住所 氏名
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。			
処分権者 氏 名			Ⓜ
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			
備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする			

② 別記様式第 6

保管第	号	公 用 令 書	住所 氏名
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
年 月 日			処分権者 氏 名
			Ⓜ
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間
備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。			

③ 別記様式第 7

管理第	号	公 用 令 書						住所 氏名
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおりを						管理 使用 する。 収用
	年 月 日							処分権者 氏 名 ㊞
名 称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考	

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

5 公用変更又は解消

知事又は指定行政機関の長等（以下「処分権者」という。）が、公用令書を交付した後、変更を必要とする場合は処分の必要のなくなった場合は、遅滞なく公用変更令書又は公用取消令書を交付する。（災害対策基本法施行規則第 7 条、別記様式第 8・第 9）

①別記様式第 8

変更第	号	公 用 令 書						住所 氏名
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）						
に係る処分を次のとおり変更したので災害対策基本施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。								
	年 月 日							処分権者 氏 名 ㊞
変更した処分の内容								

備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。

②別記様式第 8

変更第	号	公 用 令 書		住所
				氏名
災害対策基本法	第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書 (年 月 日	第 号)
に係る処分を次のとおり変更したので災害対策基本施行令第 34 条第 1 項の規定により、 これを交付する。				
	年	月	日	
			処分権者 氏 名	Ⓔ
備考 用紙は、日本産業規格 A5 とする。				

6 公用令書の取扱い

- (1) 公用令書を受領した者は、ただちに受領書を提出し公用令書の記載事項に従い処分権者に物資の引渡し又は保管、管理、使用の指示に従わなければならない。
- (2) 物資の引渡しにあたって、引渡しを受けた官吏又は吏員は受領調書を作り所有者又は占有者に交付する。

7 損失補償の手続

公用令書を受領した場合、損失の補償を請求しようとする者は、次により損失補償請求書を処分権者に提出する。なお、この請求書には損失補填額算出明細書を添付するものとし、受領調書の交付を受けた場合は、その写を添付すること。

- (1) 保管、管理、使用の場合は、期間満了後を原則とするが 1 か月を経過する毎に、その経過した部分について提出しても差し支えないこと。
- (2) 収用の場合は、収用後 3 か月以内。

第13 清掃に関する資料

13-1 ごみ及びし尿処理施設

区分	施設名	施設所在地	着工 竣工 年月	処理 能力	処理 方式	関係 市町村
し尿	広域清掃センター 第1事業所	二十六木字 下鎌田野 33-1	H18.3 (改良竣工)	120 kl/日	好気性消化	由利本荘市 にかほ市
			S63.7 H2.9	100 kl/日	高負荷 脱窒素	
ごみ	本荘清掃センター	二十六木字 下鎌田野 39	H27.3 (改良竣工)	130 t/日	連続	由利本荘市
	リサイクル施設	東由利蔵 字根城 71				由利本荘市
	矢島鳥海 サテライトセンター	鳥海町下川内 字上原 13-2	H9.6 H29.12 (工事完了)		直接搬入ごみ ストックヤード	由利本荘市
最終 処分 場	本荘一般廃棄物 最終処分場	土谷字 下岩瀬地内				由利本荘市
	本荘由利広域 埋立処分地	土谷字 下岩瀬地内				由利本荘市 にかほ市
	由利一般廃棄物 最終処分場	黒沢字 東由利原 4-1				由利本荘市
	鳥海一般廃棄物 最終処分場	鳥海町 小川字八森				由利本荘市
	矢島鳥海 清掃センター 一般廃棄物 最終処分場	鳥海町下川内 字上原地内				由利本荘市

第14 避難に関する資料

14-1 指定緊急避難場所および指定避難所

避難所との兼用	緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水はん濫	火山現象	屋外		屋内
本 庄 地 域 (緊急避難場所60箇所(うち避難所31箇所))												
	由利本荘市消防庁舎				●	●				0	200	22-4282
	鶴舞球場	●		●	●	●	●	●	●	8,000	0	74-8038
	本荘公園	●	●	●	●	●	●	●	●	15,000	0	24-6399
	本荘公園前広場	●	●	●	●	●	●	●	●	2,500	0	24-6399
●	コミュニティ体育館		●		●		●	●	●	0	450	74-8038
●	鶴舞会館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	600	24-2911
●	本荘由利広域行政センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	120	23-2019
	羽後信用金庫(駐車場)				●	●				800	0	23-3000
	本荘グランドホテル				●	●				0	500	23-4511
	本荘由利総合運動公園			●	●	●	●	●	●	18,250	0	24-2410
●	鶴舞小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	22-1422
●	本荘南中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	15,000	750	22-7153
●	ボートプラザ「アクアパル」		●		●		●	●	●	1,500	450	22-5611
●	砂子下コミュニティセンター	●	●		●		●	●	●	0	80	24-6334
	ホテルアイリス				●	●				0	500	24-5115
	本荘合同庁舎				●	●				0	50	22-2335
	本荘高等学校グラウンド			●	●	●	●	●	●	16,000	0	22-0832
●	尾崎小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	24-1236
●	本荘東中学校	●	●		●		●	●	●	12,400	700	27-2311
●	文化交流館「カダール」		●	●	●	●	●	●	●	4,750	430	22-2500
●	市民交流学習センター		●		●		●	●	●	1,000	250	24-4344
	本荘ステーションホテル				●	●				110	0	23-3611
●	本荘南部コミュニティ防災センター		●	●	●	●	●	●	●	0	40	24-3855
	由利工業高校グラウンド			●	●	●	●	●	●	8,150	0	22-5520
●	由利本荘総合防災公園	●	●	●	●	●	●	●	●	20,000	3,000	22-0001
	石脇公園グラウンド			●	●	●	●	●	●	8,500	0	24-6399
●	新山小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	4,750	750	22-1420
●	本荘北中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	14,000	900	22-0321
●	石脇体育館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	500	74-8038
●	職業訓練センター	●	●	●	●	●	●	●	●	0	250	23-5502
	田尻野消防センター	●	●	●	●	●	●	●	●	50	0	—
	松ヶ崎八幡神社境内			●		●				500	0	28-2611
	光禅寺境内			●		●				160	0	—

避難所との兼用	緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水はん濫	火山現象	屋外		屋内
	神沢緑地広場			●		●				2,050	0	24-6355
	神沢配水池敷地			●		●				200	0	22-0453
	松ヶ崎運動広場			●	●	●	●	●	●	2,500	0	28-2001
	折林八幡神社境内			●		●				160	0	28-2611
	芦川配水池敷地			●		●				250	0	22-0453
	親川御嶽神社境内			●		●				1,150	0	28-2611
	深沢運動広場			●	●	●	●	●	●	280	0	-
	三川公民館前広場			●	●	●	●	●	●	330	0	23-6606
●	松ヶ崎公民館	●		●	●		●	●	●	1,000	100	28-2001
●	松ヶ崎体育館		●	●	●		●	●	●	0	360	28-2780
	北内越運動広場				●		●	●	●	9,000	0	-
●	北内越公民館	●	●		●		●	●	●	900	350	22-0319
	県立大学本荘キャンパス					●				13,500	0	27-2000
	南内越運動広場				●		●	●	●	2,500	0	22-0316
	由利高等学校グラウンド				●		●	●	●	18,000	0	22-3219
●	南内越公民館・体育館	●	●		●		●	●	●	0	620	22-0316
●	小友小学校	●	●		●		●	●	●	5,500	370	22-4017
●	小友公民館	●	●		●		●	●	●	1,150	450	22-0318
	石沢運動広場				●		●	●	●	5,000	0	29-2111
●	石沢体育館	●	●		●		●	●	●	0	310	29-2111
●	ウッディホールこだま	●	●		●		●	●	●	0	130	29-2501
●	石沢小学校	●	●		●		●	●	●	4,750	390	-
●	山内公民館	●	●		●		●	●	●	0	20	-
●	子吉小学校	●	●		●		●	●	●	6,400	360	24-2990
●	子吉公民館	●	●		●		●	●	●	700	260	22-0425
●	子吉地区コミュニティ防災センター	●	●		●		●	●	●	0	50	-
●	秋田県立ゆり支援学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	300	27-2630
矢島地域 (緊急避難場所11箇所(うち避難所5箇所))												
	矢島ふれあい公園				●		●	●	●	6,500	0	55-4951
	矢島多目的運動公園				●		●	●	●	7,350	0	56-2540
	矢島高等学校グラウンド				●		●	●		7,000	0	55-3031
	矢島ソフトボール場				●		●	●	●	6,400	0	56-2540
	消防署矢島分署				●		●	●		500	0	55-2111
●	矢島小学校	●			●		●	●	●	2,850	490	56-2069
●	矢島中学校	●	●		●		●	●		7,300	950	56-2062
●	矢島体育センター	●			●		●	●	●	1,000	550	56-2540
●	コミュニティセンター日新館	●	●		●		●	●	●	2,150	350	56-2203

避難所との兼用	緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水はん濫	火山現象	屋外		屋内
	矢島保育園	●	●		●		●	●	●	2750	0	27-5656
●	矢島福祉会館	●			●		●	●	●	0	120	56-2205
岩城地域 (緊急避難場所13箇所(うち避難所6箇所))												
	上新谷自治会グラウンド			●	●	●	●	●	●	1,450	0	-
	国立病院機構あきた病院			●	●	●	●	●	●	1,400	0	73-2002
	旧道川中学校グラウンド			●	●	●	●	●	●	2,150	0	73-2011
	岩城総合支所駐車場			●	●	●	●	●	●	1,450	0	73-2011
	二古自治会グラウンド			●	●	●	●	●	●	2,200	0	-
	岩城多目的グラウンド			●	●	●	●	●	●	5,000	0	73-2468
	旧道川小学校グラウンド			●	●		●	●	●	2,150	0	-
●	岩城小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	5,000	600	62-5030
●	岩城会館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	300	73-2468
●	亀田出張所	●	●	●	●		●	●	●	0	200	72-2001
●	岩城中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	9,000	650	73-2212
●	岩城総合体育館	●	●	●	●	●	●	●	●	0	700	73-2468
●	亀田体育館	●		●	●		●	●	●	0	350	73-2468
由利地域 (緊急避難場所10箇所(うち避難所5箇所))												
	旧前郷小学校グラウンド				●		●	●	●	6,000	0	-
	鳥海山 木のおもちや美術館駐車場				●		●	●	●	3,700	0	-
	旧西沢小グラウンド				●		●	●	●	6,300	0	-
	由利緑地公園多目的グラウンド				●		●	●	●	8,900	0	-
●	由利小学校	●	●		●		●	●	●	5,450	600	32-8171
●	由利中学校	●			●		●	●	●	10,200	600	53-2526
●	由利体育館	●	●		●		●	●	●	550	770	53-2879
●	B&G 由利海洋センター	●	●		●		●	●	●	0	450	53-3166
●	コミュニティセンター善隣館	●	●		●		●	●	●	0	360	53-2336
	西滝沢水辺プラザ		●		●		●	●	●	3,800	0	53-3939
大内地域 (緊急避難場所10箇所(うち避難所8箇所))												
●	岩谷小学校		●		●		●	●	●	5,850	400	65-2220
	旧下川大内小学校	●	●		●		●	●	●	5,300	0	-
	旧上川大内小学校	●			●		●	●	●	5,750	0	-
●	大内農村環境改善センター	●	●		●		●	●	●	0	380	65-2210
●	上川大内出張所	●	●		●		●	●	●	0	140	67-2301
●	下川大内出張所	●			●		●	●	●	0	80	66-2001
●	大内中学校	●	●		●		●	●	●	9,200	750	65-2105
●	由利本荘市総合体育館	●	●		●		●	●	●	10,000	1,200	62-0500

避難所との兼用	緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水はん濫	火山現象	屋外		屋内
●	大内小学校	●	●		●		●	●	●	5000	380	66-2010
●	岩谷体育館	●	●		●		●	●	●	0	330	65-2210
東 由 利 地 域 (緊急避難場所18箇所(うち避難所13箇所))												
	旧住吉小学校跡広場				●		●	●	●	1,750	0	69-2110
	東由利運動場				●		●	●	●	5,000	0	69-2310
	旧大琴生涯学習センター グラウンド				●		●	●	●	2,450	0	69-2310
	老方館グラウンド				●		●	●	●	1,150	0	69-2310
●	東由利小学校	●	●		●		●	●	●	4,350	350	69-2500
●	東由利中学校	●	●		●		●	●	●	3,600	550	69-2410
●	八塩生涯学習センター	●	●		●		●	●	●	1,450	370	69-2310
●	東由利体育館	●	●		●		●	●	●	0	210	69-2310
●	総合開発センター有鄰館	●	●		●		●	●	●	0	130	69-2310
●	八塩館	●			●		●	●	●	0	170	69-3606
●	住吉館	●	●		●		●	●	●	0	200	69-3508
●	玉米会館	●	●		●		●	●	●	0	140	69-2855
●	大蔵館	●	●		●		●	●	●	0	200	69-2864
●	高瀬館	●			●		●	●	●	0	210	69-3603
●	袖山館	●			●		●	●	●	0	120	69-3602
●	老方館	●	●		●		●	●	●	0	130	-
●	東由利克雪管理センター	●			●		●	●	●	0	170	69-3500
	「黄桜温泉」湯楽里(駐車場)	●	●		●		●	●	●	1,100	0	69-2611
西 目 地 域 (緊急避難場所11箇所(うち避難所4箇所))												
	特別養護老人ホーム 「ひまわり」駐車場			●		●				5,000	0	32-1133
	坊主森			●		●				140	0	-
	御月森グラウンド			●	●	●	●	●	●	5,000	0	-
	中高屋公民館広場			●	●	●	●	●	●	430	0	-
	出戸交流センター敷地内			●	●	●	●	●	●	600	0	-
	西目高等学校グラウンド			●	●		●	●	●	10,500	0	33-2203
●	西目小学校	●	●	●	●	●	●	●	●	10,000	650	33-2305
●	西目中学校	●	●	●	●	●	●	●	●	18,000	950	33-2304
●	西目公民館「シーガル」	●	●	●	●	●	●	●	●	0	450	33-2315
●	B&G 西目海洋センター	●	●	●	●		●	●	●	0	500	33-4128
	津波避難タワー	●	●	●	●	●	●	●	●	60	0	-
鳥 海 地 域 (緊急避難場所14箇所(うち避難所10箇所))												
	上田野グラウンド				●		●	●	●	9,000	0	57-2201

避難所との兼用	緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類							収容想定人数		電話番号	
		洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火災	内水はん濫	火山現象	屋外		屋内
	旧直根小学校グラウンド				●		●	●	●	11,000	0	57-2201
	旧笹子小学校グラウンド				●		●	●	●	6,000	0	57-2201
	健康広場				●		●	●		5,750	0	57-2205
●	紫水館	●	●		●		●	●		5,000	380	57-3020
●	直根公民館	●			●		●	●	●	1,050	130	58-2111
●	笹子公民館	●	●		●		●	●	●	1,050	160	59-2311
●	小川農村環境改善センター	●			●		●	●	●	420	170	57-2205
●	鳥海小学校	●	●		●		●	●	●	3,850	450	27-6311
●	鳥海中学校	●	●		●		●	●	●	6,000	1,050	57-2309
●	鳥海学習センター	●	●				●	●	●	3,900	100	57-2881
●	直根学習センター	●	●		●		●	●	●	5,000	550	58-2320
●	笹子学習センター	●	●		●		●	●	●	2,200	380	59-2311
●	鳥海トレーニングセンター	●	●		●		●	●		4,250	550	57-2205

14-2 震災時一時避難施設

※市の要請に基づき、随時開設する施設

施設名	住所	電話番号	備考
ホテルアイリス	肴町5番地	24-5115	3階以上へ避難
本荘合同庁舎	給人町17番地	22-2335 (※本荘税務署)	3階以上へ避難
本荘ステーションホテル	花畑町1-80	23-3611	3階以上へ避難
羽後信用金庫	本荘13	23-3001	駐車場へ避難
本荘グランドホテル	岩淵下254番地	23-4511	3階以上へ避難

※常時、解放されていて、避難が可能な建物

施設名	住所	電話番号	備考
市営伊勢堂住宅	本荘89	—	3階以上へ避難
市営砂子下団地	砂子下15-1	—	3階以上へ避難
市営本田仲団地	本田仲町84	—	
市営梵天団地	東梵天240-5	—	
鶴舞会館	瓦谷地1	24-2911	
文化交流館「カダーレ」	東町15	22-2500	
由利高等学校	川口字愛宕山1-1	22-3219	

14-3 福祉避難所

No.	種別	施設名	住所	電話番号
1	特別養護 老人ホーム	萬生苑	水林 284	24-3711
2		ふるさと学び舎	土谷字新谷地 157	28-1165
3		花ごよみ	土谷字新谷地 160	28-1187
4		あじさいの郷	水林 459-2	23-3553
5		夢うさぎ	石脇字石ノ花 194-230	74-3675
6		ふるさと矢島	矢島町城内字八森下 481-1	28-5711
7		広洋苑	内道川字上山 134	73-2245
8		白百合苑	前郷字家岸 79-17	53-2100
9		おおうち	岩谷町字ハケノ下 80-2	62-1133
10		東光苑	東由利蔵字蔵 83	69-2251
11		ひまわり	西目町海士剥字御月森 1	32-1133
12	介護老人 保健施設	鳥寿苑	鳥海町伏見字久保 77	57-2500
13		しょうわ	石脇字田尻 33	23-7100
14		ひまわりの里	浜三川字小山口 20	27-1133
15		あまさぎ園	岩城富田字根本 9-3	62-5001
16	障がい 者支援施設	グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下 2-6	32-1011
17		地域生活支援センターみずばやし	調練場 1-1	23-3551
18		和 (なごみ)	石脇字田尻 108	24-0753
19		はまなす園	内道川字鳥森 150-297	73-3447

14-4 指定福祉避難所

No.	施設名	住所	電話番号	受入れ対象
1	秋田県立ゆり支援学校	水林 456-3	27-2630	在校生、卒業生及び 事前に市が指定した者

14-5 鳥海山における避難促進施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	鳥海診療所	鳥海町伏見字久保 8-2	0184-57-2003
2	鳥海保育園	鳥海町伏見字久保 16-3	0184-57-2010
3	特別養護老人ホーム鳥寿苑	鳥海町伏見字久保 77	0184-57-2500
4	鳥海総合支所	鳥海町伏見字赤渋 28-1	0184-57-2201
5	鳥海公民館紫水館	鳥海町伏見字久保 193	0184-57-3020
6	鳥海トレーニングセンター	鳥海町伏見字折切 38-3	0184-57-3065
7	羽後信用金庫鳥海支店	鳥海町伏見字赤渋 32-2	0184-57-2320
8	鳥海郵便局	鳥海町伏見字久保 9-4	0184-57-2310
9	祓川ヒュッテ	矢島町城内字木境 鳥海国有林	0184-55-4953
10	矢島中学校	矢島町七日町字助の淵 1-4	0184-56-2062
11	矢島高等学校	矢島町七日町字助の淵 1-5	0184-55-3031
12	矢島斎場	矢島町坂之下字舟場川原 385-1	0184-55-4074

第15 広報例文

1 例文一覧表

分類	例文番号	タイトル
(1) 気象情報伝達時の広報		
	1	大雨警報若しくは、洪水警報が発表された場合
(2) 災害発生時の広報		
	2-1	地震発生直後の注意事項（震度5強以上の場合）
	2-2	地震発生30分後位の注意事項（震度5強以上の場合）
	3	被害状況
	4	火災発生の状況を知らせ・安全な避難の方向を指示する
	5	崖崩れ危険地区住民への避難指示等の伝達
	6	水災地区住民への緊急命令の伝達
	7	災害相談窓口の開設
	8	安否情報の伝達（幼稚園・保育所・学校等）
	9	道路状況と交通規制
	10	交通機関の運行状況
	11	避難所の開設状況
	12	救護所の開設状況
	13	応急給水の連絡
	14	水利用にあたっての住民への協力要請

(3)復旧時の広報		
	1 5	飲料水・食品等の供給状況
	1 6	学校の再開状況
	1 7	電気の復旧状況
	1 8	水道の復旧状況
	1 9	電話の復旧状況
	2 0	道路の復旧状況
	2 1	バスの運行状況
	2 2	ごみ、し尿の収集状況
	2 3	防犯・防火の広報
	2 4	防疫・保健衛生の広報

2 例文集

【例文 1】 大雨警報若しくは、洪水警報が発表された場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市役所です。 ●台風◇号の接近により、「大雨（洪水）警報」が発表されています。 今夜半にかけて大雨となるおそれがありますので、市民の皆さんは、十分警戒して下さい。 テレビやラジオからの情報にも注意して下さい。 ●崖崩れの危険がある地区の方は、にごり水の発生や湧水量の変化、落石、亀裂の有無などに注意して下さい。
【例文 2 - 1】 地震発生直後の注意事項（震度 5 強以上の場合）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市役所です。 ●ただ今、大きな地震がありました。市民の皆さん、まず落ち着いて下さい。 声をかけあって、まず火の始末をしましょう。 ●ただ今、大きな地震がありました。市民の皆さん、まず落ち着いて下さい。 海の近くにいる人は、津波のおそれが考えられますので、海のそばから離れてください。 ●先程の地震の震源地は、◇◇で、震源の深さは◇km と推定されます。 由利本荘市の震度は◇で、地震の規模はマグニチュード◇でした。 今後もテレビやラジオ、市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。
【例文 2 - 2】 地震発生 3 0 分後位の注意事項（震度 5 強以上の場合）	
	<ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 ●◇◇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されていますが（余震が続いていますが）、余震は本震程、強くはありません。落ち着いて行動して下さい。 火の消し忘れはありませんか。もう一度確認して下さい。 ●皆さん、先程のような強い揺れはもうありません。まず落ち着いて下さい。 自分勝手な行動は、混乱を招き危険です。市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動して下さい。

	<p>●〇〇地方の地震はおさまりました。車に乗っている方は、車を左に寄せて下さい。 エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。 道路の中央を、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。 また、ラジオをつけ、ラジオや市役所からの情報を待って下さい。</p>
<p>【例文3】 被害状況</p>	
	<p>●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。</p> <p>●これまでに分かった被害の状況をお知らせします。 亡くなった方及び重傷の方は◇人です。その内訳は、◇◇地域で◇人、△△地域で△人です。 半壊、全壊した家屋は○棟です。その内訳は、◇◇地域で◇棟、△△地域で△棟です。 テレビやラジオ、市役所からの情報に注意し、出所の分からない情報に惑わされないようにして下さい。</p> <p>●現在、市内の電気、水道は全て供給を停止しています。また、電話も不通となっています。 現在のところ復旧の見通しはたっていません。ラジオや市役所からの情報に十分注意して下さい。</p>
<p>【例文4】 火災発生の状況を知らせ・安全な避難の方向を指示する</p>	
	<p>●こちらは、由利本荘市役所です。</p> <p>●◇◇町付近で火災が発生しています。◇戸が消失し、現在も延焼中です。 ◇◇町付近の火災は△△方向へ燃え広がっています。 (◇◇町付近の火災は△△方向へ燃え広がる危険があります。) 飛び火に注意して下さい。 お年寄りや子供さん等がいる方は、□□小学校へ早めに避難させて下さい。</p> <p>●◇◇町付近で火災が発生しています。◇◇戸が消失し、現在も延焼中です。 ◇◇町付近の火災は△△方向へ燃え広がっています。 (◇◇町付近の火災は△△方向へ燃え広がる危険があります。) ◇◇地区の住民の方は、直ちに□□へ(□□方面へ)避難して下さい。</p>
<p>【例文5】 崖崩れ危険地区住民への避難指示等の伝達</p>	
	<p>●緊急放送、緊急放送、こちらは、由利本荘市災害対策本部です。</p> <p>●◇◇地区に避難指示が発令されました。 ◇◇地区は崖崩れの危険があります。 住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。 避難先は、□□(小学校、中学校、・・・、・・・、・・・等)です。</p>

	<p>【例文6】 水害被災地区住民への避難情報の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急放送、緊急放送、こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 ●避難の準備をして下さい、 現在、◇◇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。 お年寄りや子供さん等がいる方は、□□小学校へ早めに避難させて下さい。 その他の人も、いつでも避難できるように準備して下さい。 避難する際の荷物は、背負うなり、肩にかけられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、 両手をあけるようにしましょう。 ●緊急安全確保が発令されました。 現在、◇◇地域一体は、◇◇川の◇◇付近が決壊し、浸水しています。 (◇◇地域一帯は、◇◇川の◇◇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。) ◇◇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。 避難先は、□□(小学校、中学校等)です。
	<p>【例文7】 災害相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 ●災害相談窓口を、本庁舎の1Fフロア内に設置しました。 職員が各種相談に応じています。どんなことでも結構です。どうぞご利用下さい。
	<p>【例文8】 安否情報の伝達(幼稚園・保育所・学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 これまで分かった安否情報をお知らせします。 ●◇◇地区では、半壊以上の被害はありませんでした。 〇〇市立の保育所、小・中学校及び幼稚園の園児や児童・生徒及び職員については、現在、 全員無事との報告が入っています。 なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校等で保護しております。 ●◇◇学校、□□学校では、数人のけが人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状はありません。 児童・生徒は全員、各学校で保護されております。
	<p>【例文9】 道路状況と交通規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 道路状況についてお知らせします。 ●現在、県内の道路は地震のため◇◇道路と◇◇道路は全ての車の通行が禁止されています。 市内においても、現在◇◇道路と◇◇道路が、◇◇のため、通行が禁止されています。 ●現在、市内の道路は全ての車の通行が禁止されています。市民の皆さんは、車の使用はしないで下さい。

	<p>【例文10】 交通機関の運行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 交通機関の運行状況についてお知らせします。 ●現在、由利本荘管内の JR 及びバスなどは、地震のため、全て運行を中止しております。 各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ、運転の見通しは立っておりません。 今後の見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意してください。 ●現在、由利本荘管内の JR は、次の路線で運転が再開されています。 ◇◇線 全区間 ◇◇線 ◇◇・◇◇間 なお、災害のため、運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。 市民の皆さんは、今後のラジオ、テレビ、市役所からの情報に注意して下さい。
	<p>【例文11】 避難所の開設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 避難所の設置場所についてお知らせします。 ●市では、被災された方のために、◇◇小学校、◇◇中学校・・・に避難所を開設しました。 お困りの方は、直接避難所へおいで下さい。 なお、けがをされた方のために、◇◇小学校には、救護所を開設しております。 あわせてご利用下さい。
	<p>【例文12】 救護所の開設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 救護所の設置場所についてお知らせします。 ●市では、負傷された方のために、◇◇小学校、◇◇中学校・・・に臨時の医療救護所を開設しました。 自分たちで応急処置ができないケガの方は、◇◇小学校、◇◇中学校に設置された医療救護所へ連れていって下さい。
	<p>【例文13】 応急給水の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 ●現在、市内全域（◇◇地域、◇◇地区一帯）は地震のため、断水しております。 市では、◇◇小学校、◇◇中学校において飲み水を給水しておりますので、ご利用下さい。
	<p>【例文14】 水利用にあたっての住民への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 水の利用に関する皆さんへの協力をお願いします。次のことを守るよう、ぜひ、ご協力をお願い致します。 ●飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。 ●長い間汲み置きした水は、必ず沸かして飲んで下さい。 ●蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等に汲み置き、うわ水を沸かし利用して下さい。 ●底に残った濁り水や汲み替えた水は、掃除や洗濯等の生活用水として利用するなど、水の有効利用に努めましょう。

	<p>【例文15】 飲料水・食品等の供給状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 被災された方へ飲料水・食品等の供給についてお知らせします。 ●飲料水は、現在◇◇小学校、◇◇中学校において、給水しております。どうぞご利用下さい。 また、◇◇小学校、◇◇中学校に避難所を開設し、被災にあわれた方々のために、食品、毛布などをお配りしております。(被害にあわれた方々には、自主防災組織や自治会などを通じ食品・毛布等をお渡ししています。)
	<p>【例文16】 学校の再開状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 学校等の授業の再開についてお知らせします。 ●市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校については、(◇◇小学校、◇◇中学校を除き) ◇日から授業を再開します。 ●◇◇保育所、◇◇幼稚園については、◇◇日から、また、◇◇小学校、◇◇中学校については、◇日から授業を再開します。
	<p>【例文17】 電気の復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 電気の復旧状況についてお知らせします。 ●現在、市全域(◇◇地域、◇◇地区)が停電していますが、(◇◇地区、◇◇町を除き) ◇日◇時頃に復旧する見込みです。 ●現在、市全域(◇◇地域、◇◇地区)が停電していますが、(◇◇地区、◇◇町を除き) ◇◇地区については、◇◇日◇◇時頃、◇◇地区については、◇◇日◇◇時頃に復旧する見込みです。
	<p>【例文18】 水道の復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 水道の復旧状況についてお知らせします。 ●現在、市全域(◇◇地域、◇◇地区)が断水していますが、(◇◇地区、◇◇町を除き) ◇◇日◇◇時頃に復旧する見込みです。 ●現在、市全域(◇◇地域、◇◇地区)が停電していますが、(◇◇地区、◇◇町を除き) ◇◇地区については、◇◇日◇◇時頃、◇◇地区については、◇◇日◇◇時頃に復旧する見込みです。
	<p>【例文19】 電話の復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 電話の復旧状況についてお知らせします。 ●現在、市内全域(◇◇地域、◇◇地区)で電話が不通となっております。 現在NTTにより、全力を上げて復旧工事が行われていますが、復旧には、後◇◇日程度かかるものと思われ、◇◇日頃再開の見込みです。 なお、電話の不通地域については、◇◇避難所、◇◇中学校に臨時電話を設置しております。どうぞご利用ください。

	<p>【例文20】 道路の復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 道路の復旧状況についてお知らせします。 ●現在、◇◇通り、◇◇通り、・・・は、道路破損（崖崩れ・冠水・橋梁流出等）のため、一般車両の通行が禁止されております。 このうち◇◇通りについては、◇日頃、また◇◇通りについては、◇日頃には、開通する見込みです。 なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。
	<p>【例文21】 バスの運行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 バスの運行状況についてお知らせします。 ●現在、市内を運行しているバスは、 ◇◇通りを走っている羽後交通バスの◇◇行、◇◇行、・・・です。 なお、その他の路線では、運行の再開の見通しはたっておりません。 (なお、◇◇バスの◇◇行は、◇日頃、◇◇バスの◇◇行は、◇日頃にそれぞれ運行が再開される見込みです。)
	<p>【例文22】 ごみ、し尿の収集状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 ごみ(し尿)の収集についてお知らせします。 ●ごみ(し尿)については、◇日頃(◇◇地域については◇日頃、また◇◇地域については○○日頃・・・)に被害の甚大な地域から順に収集作業が開始される予定です。 なお、作業が開始されるまでは、自宅内に溜めおくなど、各家庭で適切に処理して下さい。
	<p>【例文23】 防犯・防火の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 由利本荘市災害対策本部から、市民の皆さんにお願いします。 ●現在、警察、消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。 市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行って下さい。 また、夜の外出はなるべく控えて下さい。
	<p>【例文24】 防疫・保健衛生の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こちらは、由利本荘市災害対策本部です。 由利本荘市災害対策本部から、市民の皆さんに願います。 ●飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。 ●食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。 ●発熱や、下痢など身体の異常のある方は、直ぐに医師の手当てを受けて下さい。 食中毒の症状のときは、避難所の職員、又は市役所に連絡して下さい。

第16 孤立集落に関する資料

16-1 孤立想定集落一覧表

令和4年11月調べ

地区名	番号	集落名	世帯数	備考
本荘地域	1	南ノ股	24	
	2	大中ノ沢	19	
	3	赤田字二タ又、大滝	10	
	4	大築	12	
	5	山内	24	
	6	滝ノ沢	18	
	7	宮沢	19	
大内地域	8	立寄	1	
	9	小羽広	1	
	10	岩野目沢	2	
	11	徳沢	4	
矢島地域	12	川辺沢内	10	
	13	木在	34	
	14	上新荘上村	3	
	15	上坂ノ下、下坂ノ下	41	
由利地域	16	土倉	18	
	17	米山	42	
	18	久保田	34	
	19	大水口	11	
	20	屋敷	19	
鳥海地域	21	村木	3	
	22	上ノ平	1	提鍋町内会の一部
	23	外山	8	
	24	高口	1	吉谷地町内会の一部
	25	末坂	2	下直根町内会の一部
	26	板平	4	猿倉町内会の一部
	27	上椿	5	
	28	下ノ宮	15	
	29	野宅	21	
	30	上野宅	28	
	31	平ノ沢	4	砂口町内会の一部
	32	針水	12	
	33	皿川	11	
	34	西久米	25	
合計			486	

第 17 福祉施設に関する資料

17-1 福祉施設一覧表

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

◎通所介護（デイサービス）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	ニチケアセンター本荘	川口字新田 90	0184-27-1850	0184-27-1853	25
2	デイサービスセンターてまり 指定通所介護事業所	水林 421 特別養護老人ホーム萬生苑	0184-24-3600	0184-22-3780	20
3	通所介護ほっと	石脇字田尻 28-802	0184-28-5525	0184-28-5526	25
4	デイサービスセンター マイ！！ともだち	大鍛町 162-1	0184-25-8282	0184-25-8283	35
5	デイサービスおてんとさん	東梵天 97-2	0184-22-1526	0184-74-5318	45
6	デイサービス楓	一番堰 128	0184-23-8811	0184-44-8814	35
7	J A 秋田しんせい デイサービスセンター ふれあい泉の里	三条字前田 75	0184-27-1698	0184-24-5963	30
8	由利本荘市社会福祉協議会 通所介護事業所高台苑	岩谷町字ハケノ下 58	0184-65-2053	0184-65-2054	25
9	由利本荘市社会福祉協議会 通所介護事業所さつき苑	中田代字上ノ山 163	0184-67-2195	0184-67-2295	20
10	由利本荘市社会福祉協議会 矢島通所介護事業所	矢島町城内字八森下 486-1	0184-56-2910	0184-56-2014	30
11	由利本荘市社会福祉協議会 岩城通所介護事業所	岩城内道川字馬道 43-1	0184-73-3300	0184-73-3301	30
12	デイサービス「わかば」	石脇字田尻野 7-3	0184-74-7626	0184-74-7627	35
13	デイサービス華	矢島町元町字新所 143	0184-29-5577	0184-29-5578	20
14	デイサービスセンター ケアステーションゆうゆう	一番堰 142-1	0184-28-1005	0184-28-1006	25
15	通所介護事業所鮎川	東鮎川字下山崎 8	0184-53-4300	0184-53-4333	25
16	デイサービスセンター ふるさと学び舎	土谷字新谷地 157	0184-28-1162	0184-28-1160	35
17	なかみちデイサービス	薬師堂字中道 257	0184-74-5320	0184-74-5321	30
18	デイサービスセンターだいち	岩谷町字ハケノ下 80-2	0184-62-0067	0184-65-3367	25
19	デイサービスともに	東梵天 109-3	0184-44-8857	0184-44-8854	30
20	通所介護夢うさぎ	石脇字石ノ花 194-230	0184-74-3653	0184-74-3676	20
21	デイサービスセンター たんぼぼプラザ	岩城赤平字長ヶ沢 18-1	0184-74-6351	0184-74-6352	20
22	鳥寿苑通所介護事業所	鳥海町伏見字久保 77	0184-57-2500	0184-57-3080	25
23	悠楽館通所介護事業所	鳥海町上笹子字堺台 105	0184-59-2700	0184-59-2701	25
24	東光苑通所介護事業所	東由利蔵字蔵 83	0184-69-3938	0184-69-2210	25
25	デイサービスセンターひまわり	西目町海士剥字御月森 1	0184-32-1133	0184-32-1136	20

◎通所リハビリテーション（デイケア）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	老人保健施設しょうわ	石脇字田尻 33	0184-23-7100	0184-23-7103	24
2	介護老人保健施設ひまわりの里	浜三川字小山口 20	0184-27-1133	0184-27-1136	30
3	老人保健施設 グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下 2-6	0184-32-1011	0184-33-2988	20
4	老人保健施設あまさぎ園	岩城富田字根本 9-3	0184-62-5001	0184-62-5010	30

◎認知症対応型通所介護（デイサービス）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	通所介護事業所きざくら	東由利老方字後田 70-3	0184-62-4788	0184-62-4777	3

◎短期入所生活介護（ショートステイ）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	萬生苑 指定短期入所生活介護事業所	水林 284	0184-24-3711	0184-22-3780	30
2	ショートステイ「わかば」	石脇字田尻野 7-3	0184-24-5601	0184-24-5617	70
3	ショートステイおてんとさん	東梵天 95-1	0184-23-7178	0184-23-7158	20
4	ショートステイ華	矢島町元町字新所 143	0184-29-5577	0184-29-5578	20
5	ショートステイ ケアステーションゆうゆう	一番堰 142-1	0184-28-1005	0184-28-1006	50
6	特別養護老人ホーム白百合苑 短期入所生活介護事業所	前郷字家岸 79-17	0184-53-2100	0184-53-2420	20
7	ふるさと学び舎 指定短期入所生活介護事業所	土谷字新谷地 157	0184-28-1165	0184-28-1160	20
8	ショートステイ夕陽の郷	石脇字田尻 10-2	0184-44-8770	0184-28-0155	21
9	ショートステイほほえみの里	鳥海町伏見字高平 92-1	0184-57-3330	0184-57-3880	20
10	ショートステイ花ごよみ	土谷字新谷地 160	0184-28-1187	0184-28-1188	30
11	短期入所生活介護施設 千寿苑	川口字八幡前 221-3	0184-23-7200	0184-23-7220	30
12	ショートステイなかみち	薬師堂字中道 272	0184-44-8932	0184-27-1377	20
13	アルメリアの里	浜三川字西大台 137-18	0184-44-8970	0184-44-8971	20
14	メディカルハウスゆう	鳥海町伏見字久保 19-4	0184-27-6541	0184-27-6542	12
15	ショートステイ椀	二十六木字岡本 3 6-3	0184-74-5516	0184-74-5518	20
16	ショートステイきずな	石脇字田尻野 7-343	0184-23-3188	0184-22-0055	40
17	ショートステイ いきいき ASOKO	大楯町 160-1	0184-23-1187	0184-23-8711	21
18	短期入所生活介護夢うさぎ	石脇字石ノ花 194-230	0184-74-3675	0184-74-3676	20
19	ショートステイあじさいの郷	水林 459-2	0184-23-5353	0184-23-5354	30
20	ケアステーション・愛	薬師堂谷地 287-2	0184-28-0222	0184-24-0223	34
21	ショートステイたんぽぽプラザ	岩城赤平字長ヶ沢 18-1	0184-74-6351	0184-74-6352	24
22	特別養護老人ホーム広洋苑 短期入所生活介護	岩城内道川字上山 134	0184-73-2245	0184-73-2818	8
23	鳥寿苑短期入所生活介護事業所	鳥海町伏見字久保 77	0184-57-2500	0184-57-3080	22
24	東光苑短期入所生活介護事業所	東由利蔵字蔵 83	0184-69-2251	0184-69-2202	15
25	みんなのまち岩城	岩城内道川字築防潟 51-4	0184-74-3166	0184-74-3167	36
26	大内さつき会 指定短期入所生活介護事業所	岩谷町字ハケノ下 80-2	0184-62-1133	0184-62-1134	20
27	ふるさと矢島 指定短期入所生活介護事業所	矢島町城内字八森下 481-1	0184-27-5711	0184-27-5712	35
28	ショートステイひまわり	西目町海士剥字御月森 1	0184-32-1133	0184-32-1136	35

◎短期入所療養介護（ショートステイ）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	老人保健施設しょうわ	石脇字田尻 33	0184-23-7100	0184-23-7103	空床型
2	介護老人保健施設ひまわりの里	浜三川字小山口 20	0184-27-1133	0184-27-1136	空床型
3	老人保健施設 グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下 2-6	0184-32-1011	0184-33-2988	空床型
4	老人保健施設あまさぎ園	岩城富田字根本 9-3	0184-62-5001	0184-62-5010	空床型

◎特定施設入居者生活介護

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	ケアハウスふるさと学び舎	土谷字新谷地 157	0184-28-1165	0184-28-1160	30
2	さらさ由利本荘	谷地町 110	0184-74-3082	0184-74-3083	40

◎地域密着型通所介護（定員 18 人以下のデイサービス）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	通所介護事業所 あした天気になあれ	石脇字田尻野 36-101	0184-28-0550	0184-74-3704	10
2	デイサービスセンターふたば	大門 13	0184-74-7807	0184-22-4222	10
3	デイサービスこみっと	薬師堂字中道 272	0184-44-8932	0184-27-1377	10
4	アルメリアの里	浜三川字西大台 137-18	0184-44-8970	0184-44-8971	10
5	ライフケアつむぎ	舘前字天神坂ノ下 35	0184-74-5467	0184-74-5468	10
6	通所介護事業所千寿苑	川口字八幡前 52-4	0184-74-5482	0184-74-5483	10
7	デイサービスセンター和	東鮎川字立井地 24-1	0184-53-2423	0184-53-2429	13
8	通所介護事業所白百合苑	前郷字家岸 79-17	0184-53-2100	0184-53-2420	15
9	デイサービスクローバー	石脇字山ノ神 11-424	0184-74-7477	0184-74-7476	15
10	リハマルシェ	中堅町 26-1	0184-74-7260	0184-74-7261	10
11	秋田歩行機能トレーニングデイサービス さくらクオーレプラス由利本荘	水林 317-1	0184-74-4198	0184-74-4199	18
12	メディカルハウスゆう 通所介護事業所	鳥海町伏見字久保 12-9	0184-27-6541	0184-57-3455	18

◎小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	小規模多機能型居宅介護 しょうぶの郷	石脇字尾花沢 57-22	0184-23-8880	0184-23-8881	25
2	小規模多機能ものがたりの家	岩谷町字西野 209	0184-62-0805	0184-62-0806	28
3	虹の街小規模多機能本荘	川口字下野 173-1	0184-74-6333	0184-24-6053	25

◎認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	安心サポート本荘	水林 281-4	0184-24-3711	0184-22-3780	9
2	グループホーム本荘やすらぎ苑	石脇字山ノ神 11-383	0184-25-8230	0184-25-8231	9
3	グループホーム望海の家	浜三川字小山口 20	0184-28-4855	0184-28-4877	18
4	グループホーム田園	岩城富田字根本 10-22	0184-62-5115	0184-62-5116	9
5	安心サポート矢島	矢島町城内字八森下 481-1	0184-27-5711	0184-27-5712	9
6	グループホーム鳥海	鳥海町下笹子字田中 61-2	0184-27-8211	0184-27-8212	9
7	グループホームたんぽぽ西目	西目町沼田字新道下 2-6	0184-32-1616	0184-32-1616	9
8	グループホームたいよう	岩谷町字ハケノ下 80-2	0184-65-2933	0184-65-2934	9
9	グループホームゆり	前郷字御伊勢下 4-21	0184-53-2051	0184-53-2072	9

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
10	グループホームきざくら	東由利老方字後田 70-3	0184-62-4788	0184-62-4777	18
11	グループホームしんざんの里	石脇字山ノ神 11-714	0184-44-8733	0184-44-8732	9
12	認知症対応型共同生活介護 しょうぶの郷	石脇字尾花沢 57-22	0184-23-8880	0184-23-8881	9
13	グループホームいなほ	大浦字八走 123-7	0184-74-3636	0184-74-3070	18
14	グループホームタなぎ	岩城内道川字水香場 28-30	0184-74-4073	0184-74-4013	9
15	虹の街グループホーム本荘	川口字下野 173-1	0184-74-7555	0184-24-6053	9
16	ピアホーム福ふく	岩谷町字西野 209	0184-62-0805	0184-62-0806	9
17	グループホームわかばイースト	荒町字真城 42-2	0184-74-3386	0184-74-3376	18

◎看護小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	看護小規模多機能わかばイースト	荒町字真城 42-2	0184-74-3385	0184-74-3376	29

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	特別養護老人ホーム萬生苑	水林 284	0184-24-3711	0184-22-3780	60
2	由利本荘市特別養護老人ホーム 「鳥寿苑」	鳥海町伏見字久保 77	0184-57-2500	0184-57-3080	50
3	由利本荘市特別養護老人ホーム 東光苑	東由利蔵字蔵 83	0184-69-2251	0184-69-2202	50
4	特別養護老人ホーム白百合苑	前郷字家岸 79-17	0184-53-2100	0184-53-2420	50
5	指定介護老人福祉施設 ふるさと学び舎	土谷字新谷地 157	0184-28-1165	0184-28-1160	50
6	指定介護老人福祉施設 花ごよみ	土谷字新谷地 160	0184-28-1187	0184-28-1188	100
7	特別養護老人ホーム あじさいの郷	水林 459-2	0184-23-5353	0184-23-5354	50
8	特別養護老人ホーム夢うさぎ	石脇字石ノ花 194-230	0184-74-3675	0184-74-3676	50
9	本荘由利広域市町村圏組合立 特別養護老人ホーム広洋苑	岩城内道川字上山 134	0184-73-2245	0184-73-2818	102
10	特別養護老人ホームおおうち	岩谷町字ハケノ下 80-2	0184-62-1133	0184-62-1134	50
11	特別養護老人ホーム ふるさと矢島	矢島町城内字八森下 481-1	0184-27-5711	0184-27-5712	50
12	特別養護老人ホームひまわり	西目町海士剥字御月森 1	0184-32-1133	0184-32-1136	50

◎地域密着型介護老人福祉施設

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	特別養護老人ホームわかば	石脇字田尻野 8-3	0184-74-3013	0184-74-3023	29
2	特別養護老人ホーム わかばイースト	荒町字真城 42-1	0184-74-6117	0184-74-6118	29

◎介護老人保健施設（老人保健施設）

No.	事業所名	住 所	電話番号	FAX 番号	定員
1	老人保健施設しょうわ	石脇字田尻 33	0184-23-7100	0184-23-7103	100
2	介護老人保健施設ひまわりの里	浜三川字小山口 20	0184-27-1133	0184-27-1136	100
3	老人保健施設 グランドファミリー西目	西目町沼田字新道下 2-6	0184-32-1011	0184-33-2988	100
4	老人保健施設あまさぎ園	岩城富田字根本 9-3	0184-62-5001	0184-62-5010	100

◎障がい福祉関係

No	事業所名	住所	電話番号	定員	備考（サービス種類）		
1	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	73-2002	-	短期入所		
				280	療養介護		
2	秋田県心身障害者コロニー	西目町出戸字孫七山 3-2	33-2255	-	短期入所		
				420	生活介護		
				70	就労継続支援 B 型		
				380	施設入所支援		
3	秋田県心身障害者コロニー 共同生活介護事業所	西目町沼田字新道下 679-8	32-0123	54	共同生活援助 (介護サービス包括型)		
4	由利本荘地域 生活支援センター	二番堰 25-1	25-7077	30	生活介護		
				10	児童発達支援		
				10	放課後等デイサービス		
		薬師堂字山崎 145-7	23-0205	67	共同生活援助 (介護サービス包括型)		
				調練場 1-1	23-3551	6	自立訓練(生活訓練)
						10	宿泊型自立訓練
14	就労継続支援 B 型						
5	障がい者支援事業所 逢い	薬師堂字中道 268-3	24-1109	15	生活介護		
				10	就労継続支援 B 型		
				6	共同生活援助 (外部サービス利用型)		
6	障がい者支援事業所 ぼぼろの家	大谷字大谷 170-1	65-2827	20	生活介護		
7	障害者支援施設 「はなます園」	岩城内道川字鳥森 150-297	73-3447	-	短期入所		
				20	生活介護		
				30	施設入所支援		
				20	就労継続支援 B 型		
8	水林新生園	水林 457-5	23-3575	60	生活介護		
9	社会福祉法人つるまい福祉会 グループホーム 花瀬・奏楽	古雪町 123-2	74-6350	10	共同生活援助 (介護サービス包括型)		
10	障害者自立支援センター「和」	石脇字田尻 108	24-0753	-	短期入所		
				20	就労継続支援 B 型		
			23-6777	14	共同生活援助 (介護サービス包括型)		
11	就労支援センター ホリデー	古雪町 3-2	22-2883	10	就労継続支援 A 型		
12	特定非営利法人 はなます会 ゆうゆう	西目町出戸字浜山 232	33-3005	20	就労継続支援 B 型		
13	特定非営利法人 あゆみの会	岩谷町字大宮田 283-1	62-0511	20	就労継続支援 B 型		
14	自立支援センターほのぼの岩城	岩城内道川字築防潟 51-4	74-7666	20	就労継続支援 B 型		
15	障がい者地域活動支援センター 「和」	石脇字田中 108	24-0753				
16	障がい者地域活動支援センター 「根分けの会」	給人町 87-1	23-7589				
17	障がい者地域活動支援センター 「くるみの里」	矢島町元町字郷内 15-61	73-3983				
18	障がい者地域活動支援センター 「あゆみの会」	岩谷町字大宮田 283-1	62-0511				

No	事業所名	住所	電話番号	定員	備考（サービス種類）
19	職業訓練スクール	給人町7-3	22-5328	20	就労移行支援
20	L e a d本荘	瓦谷地 21- 2	74-6515	20	就労継続支援B型
21	障がい者支援事業所 集いの家	畑谷字東畑谷 83- 1	74-8266	20	就労継続支援B型
22	障がい者支援事業所 ささのこ	鳥海町上笹子字下野 78- 6	74-3341	20	就労継続支援B型
23	障がい者支援事業所 くるみの里	矢島町元町字郷内 51-16	74-3983	20	就労継続支援B型
24	自立支援センターほのぼの本荘	石脇字田中 124- 1	24-1155	20	就労継続支援B型
25	放課後等デイサービス事業所 ぐんぐん	花畑町2丁目 28	74-8020	10	放課後等デイサービス
26	はなえみ学舎	八幡下 159	090-1064- 0684	10	放課後等デイサービス

1 7 - 2 社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会

本所・支所	所在地(由利本荘市)	電話番号	F A X 番号
本 所	瓦谷地 1 鶴舞会館 3階	23-5519	23-5529
本荘支所	瓦谷地 1 鶴舞会館 1階	24-3634	24-4470
矢島支所	矢島町城内字八森下 486- 1 デイサービスセンター福寿荘内	56-2910	56-2014
岩城支所	岩城内道川字馬道 43- 1 デイサービスセンター内	73-3300	73-3301
由利支所	前郷字御伊勢下 4- 1 由利福祉保健センター内	53-2757	53-4345
大内支所	岩谷町字日渡 124- 1	65-2808	62-1059
東由利支所	東由利老方字台山 36 有鄰館内	69-2135	69-2339
西目支所	西目町沼田字新道下 2 -548	33-2342	33-2361
鳥海支所	鳥海町伏見字赤浜 28- 1 由利本荘市鳥海総合支所内	57-3288	57-2100

第18 災害履歴

18-1 子吉川水系の洪水被害・渇水被害

(1) 主な洪水被害の実績

洪水発生年	気象状況 (出水要因)	流域平均 2日雨量 (mm)	実績流量 (二十六木橋) (m^3/s)	被害状況			
				床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	全半壊 (戸)	農地 (ha)
昭和22年7月21日～24日	前線及び低気圧	248.9	(2,430)	842	1,437	26	4,113
昭和30年6月24日～26日	梅雨前線	171.0	(2,250)	896	361	-	2,635
昭和44年7月29日～30日	梅雨前線	180.8	(1,420)	31	6	-	249
昭和47年7月5日～9日	断続した豪雨	204.5	1,570	326	197	1	1,827
昭和50年8月5日～7日	低気圧による豪雨	222.1	1,210	518	152	5	138
昭和55年4月6日	低気圧による 雨と融雪	65.8	1,940	134	68	-	4
昭和56年8月23日	前線及び低気圧	111.8	952	6	1	1	189
昭和59年9月2日	低気圧に伴う前線	151.5	1,260	147	61	2	-
昭和62年8月16日～18日	停滞前線による豪雨	137.6	1,390	24	-	2	226
平成2年6月26日～27日	梅雨前線	136.1	1,380	20	4	-	702
平成9年7月3日～6日	梅雨前線	97.1	1,210	8	2	-	-
平成10年8月6日～8日	梅雨前線	129.8	740	222	124	4	498
平成14年7月13日～16日	梅雨前線及び低気圧	133.5	1,350	7	1	-	84
平成19年8月21日～22日	前線及び低気圧	128.3	1,007	27	2	-	299
平成23年6月23日～24日	梅雨前線及び低気圧	207.2	1,820	50	26	-	257
平成25年7月11日～13日	梅雨前線	164.3	1,420	4	0	-	113

出典：国土交通省HP

(2) 渇水被害

主要渇水年月	取水制限延日数	被害等の状況
昭和21年		由利郡388町歩の水田に亀裂
昭和32年		本荘、由利地区で3町歩の地割れと47町歩の地表乾燥 (内訳：鳥海村川内で20町歩、大内村岩谷で30町歩)
昭和33年		大内村7.3町歩、由利村4.1町歩、本荘市0.7町歩で稲株が枯死
昭和45年		岩城町、大内町、由利町など約400haで灌漑用水不足や田んぼのひび割れ
昭和48年		本荘市、給水制限断水：8,930戸(33,000人)に影響
昭和60年		本荘市、取水停止(塩水)
昭和63年		節水呼びかけ：12,443戸(43,400人)
平成元年7月～8月	22日間取水中止	節水呼びかけ：12,607戸(43,511人)
平成6年7月～8月	35日間取水中止	節水呼びかけ市内全域：15,879戸(55,788人)
平成11年8月	16日間取水中止	塩水により取水中止
平成13年7月～8月	14日間取水中止	塩水により取水中止
平成18年8月	13日間取水中止	塩水により取水中止
平成19年8月	4日間取水中止	塩水により取水中止
平成20年8月	3日間取水中止	塩水により取水中止
平成23年7月～8月	28日間取水中止	塩水により取水中止 流量低下により取水中止。他系統用水の反復利用を実施
平成24年7月～10月	69日間取水中止	塩水により取水中止 流量低下により取水中止。他系統用水の反復利用を実施
平成27年5月～10月	79日間取水中止	塩水により取水中止
平成28年6月～8月	27日間取水中止	塩水により取水中止

出典：国土交通省HP

18-2 既往の一般災害

※市町村合併前(平成17年3月以前)の災害履歴

	本荘地域	矢島地域	岩城地域	由利地域
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ●平成2年8月26日 集中豪雨 住家の床上床下浸水 323棟 公共施設に被害 ●平成3年9月28日 台風19号 住家半壊：7棟 一部破損：1,406棟 その他：公共施設、農産物に被害 被害額：約9億円 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成3年9月28日 台風19号 負傷者：1名 住家、公共施設、農林業関係等被害 被害額：約6億5000万円 ●平成10年7月30日 集中豪雨 床上、床下浸水：10棟 城内字常陸沢地内の8世帯26人に避難勧告 被害額：約1億7000万円 ●平成10年8月8日 集中豪雨 床下浸水：9棟 川辺地区のため池決壊のおそれあり6世帯25人に避難体制 被害額：約1億4000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川の水位増大、集中豪雨による農作物の冠水をはじめ、住家の床上、床下浸水等の被害が発生 毎年秋季には台風の接近による影響が数度あり、特に農作物の被害が甚大 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成3年9月28日 台風19号 被害総額：3億9000万円 ●平成7年8月16日 集中豪雨 被害総額：4億1000万円
災害砂	●近年は大きな被害はでていない	●近年は大きな被害はでていない	●近年は大きな被害はでていない	●近年は、大きな被害はでていない
火山	●昭和49年3月1日 鳥海山噴火 人的被害なし	●昭和49年3月1日 鳥海山噴火 人的被害なし	—	●昭和49年3月1日 鳥海山噴火 人的被害なし
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和48年12月 豪雪 全県に豪雪、県下に災害融資法並びに災害激甚法が適用 ●昭和59年2月5日 本荘積雪深90cm ●平成10年11月19日 本荘大雪 災害対策本部設置 11月18日午前9時頃から降雪、19日午前10時には積雪深65cm 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成3年2月26日 豪雪対策本部を設置 農林業関係等被害 被害総額：1億3696万円 ●平成17年2月1日 雪害警戒部積雪96cm 2月21日雪害対策本部積雪120cm 	●積雪地帯ではないが、平成10年11月に、豪雪対策本部	●近年は、大きな被害はでていない
火災	●近年大火はみられない	●近年大火はみられない	●近年大火はみられない	●昭和58年の山林火災 焼損面積1,671a 損害額2,639万円 その後大火はみられない

	大内地域	東由利地域	西目地域	鳥海地域
風水害	<p>●平成7年11月8・9日 風害 非住家半壊：1棟</p> <p>●平成9年9月3日水害 全壊：1棟 床上浸水：39棟 床下浸水：62棟 水田(埋没)：59ha等 被害額：8億2681万円</p> <p>●平成10年 8月6日～7日集中豪雨 半壊：1棟 一部破損：4棟 床上浸水：112棟 床下浸水：102棟 水田(流出・埋没)：0.5ha等 被害額：8億9733万円</p>	<p>●昭和36年9月 台風18号 蔵小学校大破</p> <p>●昭和42年7月 豪雨 寺田部落家屋浸水等</p> <p>●昭和50年8月 豪雨 被害総額：7億円</p> <p>●昭和62年8月 豪雨被害総額：2億円</p> <p>●平成3年9月28日 台風19号 災害対策本部設置 被害額：約10億9000万円</p>	<p>●平成3年9月28日 台風19号 死者1名負傷者4名 家屋全壊4棟 家屋半壊9棟</p>	<p>●平成3年9月28日 台風19号 台風19号災害対策本部設置 住家一部破損：48棟 被害額：約5億5000万円</p> <p>●近年も集中豪雨、台風等の被害が頻繁にみられる。 H12.12.16～27 豪雨 H12.9.28～29 集中豪雨</p> <p>●強風による被害 H12.12.6 保育園屋根破損 H11.3.22 中学校体育館屋根破損等</p>
土砂災害	●近年は大きな被害はでない	●近年は大きな被害はでない	●近年は大きな被害はでない	●平成12年4月27日 地すべり 小川字酢々内内地内、町道下 小川酢々内線延長47.0mに おいて地すべり被害発生 被害総額：1億2000万円
火山	—	—	—	●昭和49年3月1日 鳥海山噴火 人的被害なし
雪害	●平成10年11月19・20日 豪雪 住家被害(一部破損3棟)・ 農地、農業用施設 (ビニールハウス全壊36棟・ 一部倒壊3棟) 被害総額：2億233万円	<p>●昭和49年2月 豪雪 豪雪対策本部を設置</p> <p>●昭和59年2月 豪雪 豪雪対策本部を設置</p> <p>●平成17年2月3日 豪雪警戒対策部 134cm 2月21日雪害警戒対策本部 178cm</p>	<p>●昭和56年10月 降雹 りんご園に大被害</p> <p>●平成10年11月 豪雪対策本部を設置</p>	<p>●平成12年3月2～5日雪害 豪雪対策本部を設置 住家全壊：1棟 非住家半壊：4棟</p> <p>●平成13年1月10日 融雪による山腹崩壊 住家一部破損：1棟 床下浸水：1棟</p> <p>●平成13年3月15日 降雨による融雪被害 豪雪対策本部設置 融雪のため蟻/沢川増水 床下浸水：1棟</p> <p>●平成17年2月2日 鳥海町豪雪対策本部 特別豪雪対策本部 川内135cm、笹子182cm 百宅276cm 2月21日特別豪雪対策本部 川内210cm、笹子207cm 百宅365cm</p>
火災	●近年大火はみられない	●昭和29年5月大琴火災 96世帯154棟焼失 災害対策本部設置	●近年大火はみられない	●近年大火はみられない
(その他 複合型被害)	—	<p>●昭和22年7月 豪雨、 河川大氾濫被害甚大 河川の木橋100%流失 (下郷村18橋、玉米村7橋)</p> <p>●平成5年2月6・7日 豪雨融雪洪水災害 被害総額：17億5800万円</p>	—	<p>●平成5年2月6・7日 豪雪融雪洪水災害 町内全域に異常気象による 豪雨融雪洪水災害が発生 豪雨、融雪、洪水災害対策本 部を設置 床上浸水1棟床下浸水7棟 被害額：約4億1000万円</p>

※市町村合併後の災害履歴(平成17年3月以降)

- 平成17年12月26日 由利本荘市雪害対策本部設置
 - ・積雪深 矢島74cm、小羽広72cm、老方75cm、笹子115cm、百宅183cm
 - ・平成18年1月6日 由利本荘市豪雪対策本部に格上げ
積雪深 矢島112cm、小羽広126cm、老方109cm、笹子168cm、百宅255cm
 - ・2月23日 雪害警戒対策部に格下げ
 - ・2月23日現在被害概要 人的被害 負傷者9人 住家被害 一部損壊5棟
非住家被害 全壊8棟、半壊3棟、一部破損5棟 計16棟
パイルハウス 全壊1棟、一部損壊1棟 計2棟 被害総額1,423千円
 - ・その他記事 2/14 岩城滝俣地内 住宅裏手斜面で雪崩発生 滝俣公民館に自主避難(7人)
 - ・3月2日 気象庁が「平成18年豪雪」と命名
 - ・平成18年4月17日 由利本荘市雪害警戒対策部廃止

- 平成19年8月20日～22日 集中豪雨被害
 - ・由利地域で午前6時から3時間の総雨量146ミリを記録
 - ・20日午前10時「集中豪雨災害対策本部」を設置
 - ・由利地域の一部住民に対して避難勧告を発令 ため池の決壊や土砂災害のおそれ
 - ・被害は市内全地域に渡っている
 - ・住家床上浸水2棟 住家床下浸水27棟 非住家浸水41棟
 - ・河川・道路被害(大規模) 河川被災箇所25箇所 道路被災箇所44箇所 推定被害額120,190千円
 - ・河川・道路被害(小規模) 河川被災箇所14箇所 道路被災箇所67箇所 推定被害額188,600千円
 - ・農作物の冠水等による被害状況
冠水面積159.79ha 浸水面積263.85ha 土砂流入面積2.38ha 被害推定額33,093千円
 - ・農地・農業施設災害状況
農地139箇所 76,540千円 農業用施設81箇所 148,174千円 総被害額224,714千円
 - ・林業施設災害状況(災害復旧申請)
林道決壊・路肩決壊・法面崩壊17路線 被害額75,000千円
 - ・林道等単独復旧箇所
林道35箇所 作業道12路線 森林公園1箇所 総被害額14,000千円

- 平成19年8月27日 集中豪雨被害
 - ・本荘地域で1時間の降水量77ミリに達する
 - ・住家床上浸水4棟 住家床下浸水54棟 非住家浸水35棟
 - ・宅地内に係る土砂崩れ42箇所
 - ・農作物被害 冠水18箇所 浸水33箇所 土砂流入7箇所 被害面積167.02ha 被害額10,340千円
 - ・農地農業用施設 農地35箇所 被害額21,910千円 農業用施設34箇所 36,211千円
 - ・林業被害 林道・作業道等58箇所 被害額40,379千円
 - ・河川・道路被害(大規模) 河川被災箇所9箇所 道路被災箇所8箇所 推定被害額76,639千円
 - ・河川・道路被害(小規模) 河川被災箇所7箇所 道路被災箇所72箇所 推定被害額23,036千円
 - ・その他 西目中学校グラウンド等、鳥海山ろく線6箇所、子吉浄水場導水管理設道1箇所等

- 平成21年7月19日 集中豪雨被害
 - ・18～19日で日雨量が108ミリを鳥海地域笹子で確認
 - ・19日13:00「由利本荘市災害警戒室」設置 室長：市民環境部長 21日8:30廃止
 - ・19日17:00 明法 はん濫危険水位(レベル4)に到達
 - ・水稻被害 鳥海地域計43ha(百宅31ha、笹子3ha、川内9ha)
矢島地域計7ha 由利地域計30ha 大内地域計21haで冠水
 - ・大豆被害 矢島地域1ha 由利地域5ha 西目地域5ha 本荘地域4ha
 - ・農作物被害額5,610千円
 - ・農地・農業用施設被害5箇所(笹子、上百宅等)被害額8,450千円
 - ・河川・道路被害 河川被災箇所7箇所 道路被災箇所18箇所

- 平成22年8月14日(土)～17日(火) 集中豪雨被害
 - ・14日17:00「由利本荘市災害警戒室」設置、19:00「由利本荘市災害対策部」へ格上げ 17日22:40廃止
 - ・中俣14～15日 累加雨量208ミリ 1時間最大雨量8/14 17:00-18:00 46.0ミリ
 - ・岩谷14～15日 累加雨量162ミリ 1時間最大雨量8/14 17:00-18:00 33.0ミリ
 - ・亀田14日 1日総雨量168.5ミリ 1時間最大雨量8/14 16:00-17:00 59.5ミリ
 - ・住家等被害 (住家) 床上浸水1棟 床下浸水12棟 土砂流入7棟
(非住家) 床下浸水11棟 土砂流入11棟
 - ・避難状況(自主避難) 岩城4世帯12人、大内1世帯2名
 - ・ライフライン被害(亀田地区簡易水道) 原水濁度高により濾過能力低下→応急給水対応 8/23復旧
 - ・道路被害(本荘、岩城、大内) 22箇所 小被害64箇所
 - ・河川被害(本荘、岩城、大内) 28箇所 小被害14箇所
 - ・文教施設(岩城) 2箇所

- ・農林水産関係被害 冠水面積 195.29ha (本荘、岩城、大内)
農地・農業用施設 111 施設 (岩城、大内、西目) 林野関係 18 箇所 (岩城、大内)
- ・概算被害額 688,939 千円

●平成23年1月 大雪

- ・11日12:00「由利本荘市雪害警戒室」設置、13日14:00「由利本荘市雪害対策部」、
20日13:00「由利本荘市豪雪対策本部」へ格上げ
- ・17日9:00「由利本荘市道路雪害対策本部設置」設置
- ・最大積雪深 (2/1) 本荘埋田 73 cm、矢島築館 177 cm、東由利老方 186 cm、鳥海川内 219 cm、大内葛岡 105 cm、
岩城亀田 83 cm、由利前郷 98 cm、西目支所 88 cm、(参考)鳥海笹子 231 cm、鳥海百宅 305 cm、
- ・雪害の状況 人的被害 死者1人 重傷者15人 軽傷者8人 計24人
住家等被害 (住家) 一部破損53棟 床上浸水1棟 床下浸水1棟 計55棟
(非住家) 全壊31棟 半壊10棟 一部破損14棟 浸水5棟 計60棟
農業被害等 (ビニールハウス) 全壊79棟 半壊26棟 一部破損2棟
その他の被害 倒木2件 公共施設80件 県管理道路3件 市管理道路10件
- ・被害額概算 住家・非住家被害56,000千円 農業施設被害42,900千円 公共施設被害12,747千円
計111,647千円
- ・空家等倒損壊防止対策 矢島5棟 鳥海2棟

●平成23年3月 「平成23年東北地方太平洋沖地震」

・地震の概要

1. 発生日時	平成23年3月11日(金)14時46分
2. 県内震度	最大震度5強 (秋田市雄和妙法、大仙市大曲花園町、大仙市高梨)
3. 市内震度	西目地域震度5弱、本荘地域震度4
4. 津波情報	平成23年3月11日16時08分 秋田県沿岸に津波注意報→12日13時50分 解除

- ・市の体制 11日14:46「由利本荘市災害対策部」設置、11日20:00「由利本荘市災害対策本部」へ格上げ
22日13:00「由利本荘市被災者支援本部」設置
- ・職員動員体制 11日(金)夜間566人 12日(土)428人 13日(日)331人
- ・被害状況 人的被害 軽傷1名
住家・非住家被害 (住家) 部分焼1棟 (非住家) 一部破損1棟 (その他) ホームタンク倒壊
- ・ライフライン等の被害 停電被害 全域約30,000世帯で停電
→3/12(土) 21:14に市内全域停電解消(約31時間の停電)
水道被害 市内340世帯で水道管破裂等により断水発生
→一部水源濁りをのぞき3/14復旧
道路被害 日沿道 通行止め→3/12 13:30解除
市道9路線、県道1路線等で道路の陥没、路面の亀裂が発生
- ・避難所開設 3/11(金)～13(日) 市内12箇所に避難所開設 延べ避難者数248人
- ・その他 3/17(木)から地震被災、福島第1・2原発事故のため避難者が本市に入る。
3/22(火)県外被災者の受入・生活支援をするために「由利本荘市被災者支援本部」を設置。
(3/25(金)時点で33世帯122名が本市へ。)

●「平成24年4月3日から4日にかけての暴風と高波による災害」について

- ・3日14:06 暴風警報 4日04:11 暴風雪警報 (最大風速が観測史上1位を更新)
本荘 最大瞬間風速 40.0m/s(南西) 4日00:56 最大風速 27.7m/s(南西) 4日01:03
矢島 最大瞬間風速 36.9m/s(南西) 4日01:04 最大風速 15.3m/s(南西) 4日02:17
- ・3日(火)16:00「市災害警戒室」設置 4日(水) 1:30「市災害対策部」同9:00「市災害対策本部」に格上げ
13日(金)14:30 廃止
- ・被害状況 人的被害 (本荘・矢島) 重傷者1人 軽傷者2人
住家等被害 (住家) 一部破損560棟 (非住家) 全壊9棟半壊3棟一部破損820棟
停電被害 4日(水)～市内13,600世帯で停電 21:25全面復旧 (※停電戸数は非住家を含む)
- ・概算被害総額 875,534千円
- ・応急活動状況等 消防本部 被害対応291件 危険防止対応115件 危険物対応(漏油)1件
消防団 (市内各分団)
管轄区域巡回点検、障害物除去、道路上の障害物・瓦礫除去等 4日(水)1:00～14:00 計647名

●平成25年7月11日～13日梅雨前線による大雨

- ・12日2:00大雨警報 12日7:42洪水警報 12日7:45土砂災害警戒情報(内陸)
降り始め(9日18:00)から15日7:00までの総雨量 矢島261ミリ本荘225ミリ
10日昼頃から13日にかけて断続的に長時間降雨13日(15:00時点)大清水658ミリ笹子200ミリ山内219ミリ
(子吉川)明法水観測所 12日19:20ピーク5.02m 二十六木水観測所 12日22:20ピーク5.78m
(石沢川)鮎瀬水観測所 12日21:40ピーク5.17m
- ・12日(金)9:00「由利本荘市災害警戒室」設置 20:00「由利本荘市災害対策部」へ格上げ
27日(金)15:00 廃止
- ・避難等の状況 避難指示 本荘1世帯2人 由利2世帯8人 避難勧告 本荘5世帯24人 由利1世帯3人
自主避難 大内1世帯2人

- ・被害状況 人的被害なし 建物被害等 (住家) 床下浸水3棟 (非住家) 浸水1棟
道路被害 市道36箇所で崩落、決壊棟が発生(本荘、矢島、岩城、東由利、鳥海)
河川被害 河岸決壊等11箇所(本荘、矢島、岩城、大内、鳥海) 公園等冠水3箇所
水稻等冠水面積(市内全域)34,471.2a 農地・農業用施設被害(市内全域)35箇所
林地被害 32箇所 山地被害(崩落、地すべり等)9箇所 概算被害総額167,204千円
- ・災害応急活動等 市道28路線冠水等により通行止め 県道、国道3路線土砂崩れ、冠水等により通行止め
各水防団活動(河川監視・土嚢積み)計471人

●平成25年11月21日市道猿倉花立線土砂崩落災害

- ・市道猿倉花立線災害防除工事の切土(段切)完了後の工程において、法尻の水路への濁水の流入を防ぐ作業などを行っていた作業員8人が土砂崩れの発生により、作業員5名(男性4名、女性1名)が土砂に埋まり行方不明となる。土砂の崩落は幅40m長さ40mで、崩落土砂量は、およそ5,000m³と推察される。
- ・21日17:00「市道猿倉花立線」土砂崩落災害対策本部設置
- ・被害状況 人的被害 死亡5人 負傷者1人
- ・救出救助活動・行方不明捜索活動
出動人員：自衛隊、機動隊、警察職員、消防職員、消防団員、DMAT隊、建設業者、国土交通省職員、
県職員、市職員等
出動延べ人数：2,264人(11月21日～11月26日)

●平成26年8月21日からの大雨

- ・21日5:26大雨(土砂災害)警報発表 21日7:34土砂災害警戒情報(沿岸)8:05土砂災害警戒情報(内陸)
降り始め(8月19日23時)から21日16時までの総雨量 本荘120.5ミリ
最大1時間雨量 本荘(43.5ミリ)※21日6:50
河川水位情報(芋川)松本水位観測所 21日13:00ピーク5.31m
- ・21日8:15「由利本荘市災害警戒室」設置
- ・避難状況 自主避難 本荘3世帯5人 大内1世帯1人
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害等(住家)床下浸水7棟(非住家)14棟 道路被害42箇所 河川被害 27箇所
橋梁被害 1箇所 公園被害1箇所 水稻等冠水・浸水被害面積621ha
農地・農業用施設被害 65箇所 林地施設被害33箇所 山地被害 5箇所
- ・災害応急活動 市道交通規制等 10箇所 県道交通規制等 2箇所 国道等交通規制2箇所
水防団活動(河川監視・土嚢積み) 105人(本荘、大内、西目)
- ・はん濫防止のための強制排水 大内地域岩谷地区の桂川では、芋川の増水に伴う水の逆流が発生し、合流地点に水があふれる事態となった。桂川沿いの住宅地へのはん濫を防止するため、国土交通省荒町防災ステーションに配備されている排水ポンプ車の出動を要請し、芋川への排水作業を実施した。
(出動車両：排水ポンプ車1台、投光車1台 21日(木)18:41～22:05 排水時間：3時間24分)

●平成27年3月10日からの低気圧による暴風雪

- ・被害状況 人的被害 軽傷2名 建物被害 (住家)一部破損3棟(非住家)一部破損8棟 公共施設等10棟
屋根トタン剥離等 21件 道路公園等被害 4箇所 水稻、野菜等被害 2箇所
農地・農業用施設被害 5箇所 概算被害額 4,613千円
- ・その他被害 停電等 1,449世帯(岩城、西目) 停電によるCATV通信障害 34世帯(本荘、岩城)
- ・市道交通規制等 市道3箇所通行止め(倒木等) JR東日本、由利高原鉄道 強風のため運休
- ・貨物船の座礁 10日正午に秋田港を出港したパナマ船籍の貨物船(CSE CLIPPER EXPRESS号 16,962t 乗組員20名)が、秋田沖で風や波に流され航行不能になり、11日13:30頃、岩城内道川の砂浜で座礁。

●平成28年8月21日の大雨

- ・22日(月)16:00「由利本荘市災害警戒室」設置 23日(火)9:00廃止
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害等(住家)床下浸水1棟 道路被害8箇所 河川被害2箇所
農地・農業用施設被害 17箇所 林地施設被害3箇所 公共施設1箇所
概算被害額 12,296千円
- ・消防団活動 「土砂災害警戒情報」が発表されたことに対する警戒のため巡回 15人

●平成29年4月19日笹子地内土砂崩落災害

- ・19日(水)18:00頃旧笹子小学校グラウンド北側法面土砂が崩落し、同字中台の住家を雪混じりの土砂が直撃した。崩落土砂については、幅60m、長さ約80m、厚さ約10m、約48,000m³と推測されるが、残雪が土砂中にあるため、崩落土砂数量については、正確な数値の把握はできていない。
- ・19日(水)19:30「由利本荘市災害対策部」設置。同時に「鳥海総合支所災害対策部」設置 12/28(木)9:00廃止
- ・避難状況 19:00付近住民44世帯に対して避難勧告発令。20:10 避難勧告44世帯のうち、危険度の高い9世帯25名に直接避難指示を発令。
20日(木)16:00一部を除き避難指示、避難勧告解除。
- ・避難所開設 住民10世帯31名(笹子公民館5世帯17名・親戚5世帯14名)が避難
20日16:45避難所(笹子公民館)閉鎖(1世帯は市営住宅へ入居)

●平成29年7月22日からの大雨

- ・気象状況 7/22 (土) 12:42 大雨(土砂災害・浸水害)警報発表 12:42 洪水警報
12:55 土砂災害警戒情報発表 20:17 記録的短時間大雨情報
7/23 (日) 15:26 土砂災害警戒情報 解除 7/23 20:23 洪水警報 解除
7/24 (月) 11:13 大雨警報(土砂災害・浸水害) 解除
- ・東北地方に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、秋田県では、記録的な大雨となった。
秋田県では22日から雨が降り始め、23日朝にかけて激しい雨が降った。局地的には非常に激しい雨が降り、解析雨量では22日20時までの一時間に本市北部付近で約100ミリの猛烈な雨となった。
また、大雨により、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒対象地域では、土砂災害の危険度が高まった。
- ・22日14:10「由利本荘市災害警戒室」設置 20:00「由利本荘市災害対策部」
翌23日7:00「由利本荘市災害対策本部」へ格上げ
- ・雨量実績 7月22日0時～7月23日24時までの降水量
総降水量 小栗山観測所 237.0ミリ(最大1時間雨量 22日20時 93ミリ) 大清水観測所 338.0ミリ
日最大降水量(22日) 東由利115.0ミリ 笹子148.5ミリ 最大1時間雨量 笹子45.5ミリ(22日19時37分)
- ・河川水位情報 芋川松本水位観測所7/2224:00ピーク6.11m 芋川館前水位観測所7/23 6:00ピーク6.62m
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害等(住家)一部破損1棟 床上浸水18棟 床下浸水58棟
(非住家)一部破損1棟 浸水51棟
道路被害(路肩決壊等)231箇所 河川被害(河岸決壊等)112箇所 橋梁被害2箇所
水稲等冠水被害(冠水等)総被害面積312.57ha 浸冠水面積510.44ha
家畜被害(比内地鶏)928羽 パイプハウス等3棟 農地・農業用施設被害394箇所
水路147箇所 揚水機54箇所 ため池11箇所 農道84箇所
林道施設被害157箇所 山地被害27箇所 公共施設等10箇所
概算被害額1,727,844千円
- ・ライフライン等被害 浄水場等配管被害 10箇所 23日～断水(岩城)955世帯2,410人 28日17:00復旧
- ・避難状況 避難指示(本荘、大内、岩城、鳥海)1,093世帯3,045人 避難勧告(東由利)788世帯2,106人
- ・避難所開設状況 指定避難所11箇所(避難者数120世帯291人) 自主避難所7箇所(避難者数34世帯75人)
- ・災害応急活動 市道交通規制等 土砂崩れ等による通行止め25箇所
県道交通規制等 土砂崩れ等による通行止め6箇所
国道交通規制等 路面崩落・土砂崩れによる通行止め4箇所 日沿道 7/23一時通行止め
水防団活動(市内各団)巡回・警戒・浸水家屋の土砂撤去等 出動延べ人員772人
- ・災害廃棄物受け入れ(本荘清掃センター) 受入期間:7/24～8/18 ごみ搬入量34,340kg 127台
- ・はん濫防止のための強制排水
大内地域岩谷地区の桂川では、大雨に伴う増水により、地区内で氾濫し避難指示が出された。
国土交通省荒町防災ステーションに配備されている排水ポンプ車の出動を要請し、芋川への排水作業を実施した。
出動車両:排水ポンプ車1台 排水開始:7月23日(土) 6:50 排水完了:7月23日(土) 11:10
排水時間:4時間20分

●平成29年8月24日からの大雨

- ・24日(木)13:17大雨(土砂災害)警報発表 21:39洪水警報 23:12大雨(土砂災害・浸水害)警報
25日(金)4:40土砂災害警戒情報
- ・雨量実績 8月24日12時～8月25日12時までの降水量 小栗山観測所122.0ミリ 中俣観測所144.0ミリ
山内観測所 111.0ミリ 赤田観測所 111.0ミリ 祓川観測所 227.0ミリ
最大1時間雨量 中俣31.0ミリ(25日4時00分) 老方30.0ミリ(25日2時00分)
花立61.0ミリ(25日2時00分)
- ・河川水位情報(芋川) 松本水位観測所 8/25(金)4:50ピーク4.61m
- ・8/25(金)0:20「由利本荘市災害警戒室」設置 16:30廃止
- ・被害状況 人的被害なし 崖崩れ等4箇所(本荘、大内、由利、東由利)
道路被害 路肩決壊等64箇所 河川被害 河岸決壊等19箇所
水稲等冠水被害 浸冠水面積277.79ha
農地・農業用施設被害 農地崩落等30箇所 水路12箇所 揚水機5箇所 ため池2箇所 農道2箇所
林道施設被害 土砂流入等38箇所 山地被害2箇所 概算被害額255,308千円
- ・交通規制等 市道冠水等8箇所 県道1箇所
- ・避難状況 避難勧告 8/25(金)4:00松本(大内)69世帯225人 13:00解除
避難所開設状況 下川大内出張所8/25(金)4:15 11:00閉鎖 自主避難所 羽広公民館等2箇所
避難者数 6世帯8人
- ・水防団活動 大内支団14名 8/25(金)0:20～7:30巡回・警戒
- ・はん濫防止のための強制排水
(大内)岩谷桂川 排水ポンプ車1台 排水期間:25日(金)10:15～17:00 排水時間:6時間45分

●平成30年5月18日からの大雨

- ・警戒体制 18日(土)13:00「由利本荘市災害警戒室」設置 19日(日)11:00 廃止
- ・雨量実績 17日(金)18時~5月19日9時までの降水量 本荘観測所100.0ミリ 矢島観測所99.5ミリ
東由利観測所85.5ミリ 笹子観測所99.5ミリ
最大1時間雨量 本荘28.5ミリ(18日16:00) 矢島18.5ミリ(18日16:30)
東由利14.5ミリ(18日16:30)
- ・警報・注意報 18日9:18 大雨警報(土砂災害) 18日12:33 洪水警報
18日16:00 大雨警報(浸水害) 20日10:38 大雨注意報解除
- ・避難状況 避難勧告 5/18(土)21:10 松本(大内)69世帯222人 5/19(日)8:00 解除
避難所開設状況 松本公民館 5/18(土)21:10 8/19 8:00 閉鎖
自主避難所 芦川公民館、徳沢公民館 2箇所
避難者数 3世帯7人
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害等(住家)床下浸水1棟 道路被害120箇所 河川被害61箇所
水稻等冠水被害29箇所 農作物等被害6戸 農地38箇所 水路19箇所 揚水機3箇所
農道8箇所 農業用機械1機 林道施設68箇所 山林6箇所
概算被害額 445,355千円
- ・水防団活動 本荘支団74名 岩城支団27名 大内支団38名 東由利支団7名 鳥海支団8名
警戒巡視・土のう積み

●令和元年6月18日発生の地震(山形県沖地震)

- ・警戒体制 6/18(火)22:22 災害対策部設置(市域震度5弱観測による自動設置)
6/26(木)9:00 災害警戒室廃止
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害一部破損(非住家)1件 公共施設8件
概算被害額 1,608千円
- ・災害応急活動 市道御門7号 御門232-3のブロック塀1.34m×9.44m 倒壊(バリケード設置)
日沿道 岩城IC~象潟IC間上下線全線通行止め
由利高原鉄道 6/18 最終便(羽後本荘駅22:00 発)は地震により前郷駅付近で緊急停車、最徐行により矢島駅まで運行し、到着十数分の遅れ、乗客3名。6/19は始発から通常運行。始発前に線路等の点検を実施済み。

●令和元年10月12日からの台風19号

- ・警戒体制 10/12(土)17:00 災害警戒室設置 10/13(日)11:30 廃止
- ・雨量実績 10/12(土)本荘観測所61.5ミリ、矢島観測所73.0ミリ、東由利観測所68.5ミリ
10/13(日)本荘観測所40.0ミリ、矢島観測所43.5ミリ、東由利観測所51.0ミリ
- ・警報・注意報 10/12(土)14:40 暴風警報 10/12(土)22:20 大雨警報(土砂災害)
10/13(日)0:49 洪水警報
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害 浸水(非住家)1件 崖崩れ等1件
農作物等28箇所 農地・農業用施設8箇所 林道16箇所
概算被害額 120,629千円
- ・避難状況 避難指示(緊急) 10/13(日)6:11 石沢鮎瀬新田 39世帯132人
石沢鮎瀬本田 49世帯133人
10/13(日)10:30 解除
- ・避難所開設状況

地域名	避難所名	開設時刻	閉鎖時刻	世帯数	人数
本荘	本荘由利広域行政センター	10/12 17:30	10/13 8:30	1	2
矢島	コミュニティーセンター日新館	10/12 17:30	10/13 9:00		
岩城	岩城会館	10/12 16:45	10/13 8:00		
由利	コミュニティーセンター善隣館	10/12 17:30	10/13 8:00		
大内	大内農村環境改善センター	10/12 17:00	10/13 8:30		
東由利	有隣館	10/12 17:30	10/13 8:00		
西目	西目公民館シーガル	10/12 17:30	10/13 8:15		
鳥海	紫水館	10/12 17:40	10/13 10:00		
本荘	ウッドィホールこだま	10/13 6:10	10/13 10:00		
本荘	鮎瀬多目的研修集会施設	10/13 6:10	10/13 10:30	1	2
計	10			2	4

- ・水防団活動 本荘支団72名 由利支団2名 東由利支団15名 鳥海支団3名

●令和2年7月27日からの大雨

- ・警戒体制 7/28 (火) 5:20 災害警戒室設置 7/29 (水) 12:00 廃止
- ・被害状況 人的被害なし 建物被害 一部破損 (住家) 1件 床上浸水 2件 床下浸水 9件
浸水 (非住家) 14件 崖崩れ等 12件
道路 139件 河川 51箇所 農作物等被害 浸水 73.87ha、冠水 195.41ha、土砂流入 1.19ha
農地 174箇所、水路 66箇所、農道 39箇所、揚水機 4箇所、農業用施設 6箇所 計 289箇所
林道 120箇所 山地施設 16箇所
概算被害額 705,829千円
- ・避難状況 小友北ノ股 (竜ヶ沢地内) 28日 9:30 避難指示 (緊急) 発令 道路崩落による孤立のため
小友北ノ股 小友南ノ股 28日 13:30 避難指示 (緊急) 発令 土砂災害の危険性のため

地域名	避難所名	開設時刻	閉鎖時刻	世帯数	人数
本荘	小友公民館	7/28 6:00	7/29 8:00	9世帯	24名
本荘	北内越公民館	7/28 6:00	7/28 17:15	2世帯	4名
本荘	宝円寺 (自主)	7/28 8:00	7/28 12:00	2世帯	8名
本荘	赤田上公民館 (自主)	7/28 8:30	7/28 12:30	1世帯	3名
矢島	矢島九日町会館 (自主)	7/28 8:30	7/28 12:00	4世帯	5名
岩城	岩城会館	7/28 6:00	7/28 17:15		
岩城	君ヶ野会館 (自主)	7/28 6:00	7/28 10:40	1世帯	2名
計				19世帯	46名

- ・災害応急活動
通行止め状況

地域名	施設名	状況
本荘	国 日本海沿岸自動車道	本荘IC～大内IC 土砂災害の為
〃	県 国道105号線	赤沼アンダー冠水の為
〃	県 横手東由利線	事前通行規制
〃	県 国道341号線	事前通行規制
〃	県 本荘大内線	橋の手前崩落 土砂崩れ
〃	県 本荘大内線	北ノ股字北ノ股～岩ノ目沢字大小屋 法面崩落
〃	県 本荘岩城線	道路決壊
〃	県 本荘岩城線	南ノ又字大原田～赤田字土本 路肩崩落
〃	長者屋敷線	福山～長者屋敷 長者川氾濫の為
〃	柴野内越線	畑谷公民館前 長者川氾濫の為
〃	本荘北部線	深沢～内黒瀬 法面崩落の為
〃	下蒲池線	土谷～最終処分場 5カ所 法面崩落の為
〃	金山6号線	流木により
大内	平岫・小又線	冠水により
〃	三川・北福田・金崎線	冠水により
〃	及位・長坂線	冠水により
〃	加賀沢・新沢線	冠水により

- ・公共交通機関

由利高原鉄道 7/28 (火) 矢島発 7:46・本荘発 8:40 から運休。矢島発 13:50・本荘発 14:46 から運行再開。

- ・水防団活動 本荘支団 123名 大内支団 3名 東由利支団 24名 計 150名

●令和3年7月11日(日)からの大雨

1. 警戒体制 7月12日(月) 1:30 由利本荘市災害警戒室 設置
7月12日(月) 9:15 由利本荘市災害対策部 設置 (改組)
7月19日(月) 11:00 由利本荘市災害警戒室 設置 (改組)
7月26日(月) 9:00 由利本荘市災害警戒室 廃止
2. 人的被害 なし
3. 建物被害等 住家被害 一部破損 1件 (本荘市街部)、床上浸水 29件 (本荘市街部)
床下浸水 72件 (本荘市街部 70件、岩城 1件、鳥海 1件)、
非住家被害 (棟) 全壊 1件、一部破損 5件、浸水 69件、公共施設 2箇所、土砂+崩落等 3件

4. 避難指示発令

地域名	地区名	発令・解除日時	世帯数	人数	指定避難先	原因
岩城	内道川 宇風平	発令 03.07.12 09:30 解除 03.07.12 19:00	50	118	岩城会館	道路冠水による孤立状態が想定されるため
本荘	[小友地区] 館前・大沢 金山 南ノ股 北ノ股	発令 03.07.12 11:00 解除 03.07.12 19:00	133	347	小友公民館	道路冠水による孤立状態と土砂災害が想定されるため

5. 避難所開設

地域名	地区名	開設・退去日時	世帯数	人数	避難所	原因
岩城	内道川	開設 03.07.12 09:30 退去 避難者なし	0	0	岩城会館	避難指示
本荘	全域	開設 03.07.12 10:30 退去 03.07.12 14:15	3	3	広域行政センター	避難所確保
大内	全域	開設 03.07.12 10:50 退去 避難者なし	0	0	大内農村環境改善センター	避難所確保
本荘	小友	開設 03.07.12 11:00 退去 03.07.12 15:50	6	10	小友公民館	避難指示

18-3 雪害履歴

(平成22年度～)

年度	被害種別	応急体制 (★は改組) 設置年月日	最大 積雪深 観測地名 (cm)	人的被害(人)				建物被害(棟)								農業被害(棟)		
				死亡	行方不明	負傷		住家				非住家				ビニールハウス等※		
						重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部損壊	浸水	全壊	半壊
平成22年度 (2010)	豪雪対策 本部★ 平成23年1月20日	本荘 73 築館 173 老方 186 川内 219	1	0	15	8	0	0	53	1	1	31	10	14	5	79	26	2
平成23年度 (2011)	雪害 警戒室 平成24年1月13日	本荘 66 築館 132 老方 132 川内 167	2	0	9	10	0	0	1	0	0	5	3	0	0	5	1	0
平成24年度 (2012)	雪害 警戒室 平成25年1月8日	本荘 54 築館 137 老方 180 川内 218	3	0	4	3	0	0	1	0	0	2	0	0	0	8	3	1
平成25年度 (2013)	雪害 警戒室 平成26年1月14日	本荘 46 築館 122 老方 158 川内 232	0	0	5	4	0	0	0	0	0	2	1	2	0	1	0	1
平成26年度 (2014)	雪害 警戒室 平成27年1月9日	本荘 30 築館 98 老方 137 川内 155	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度 (2015)	雪害 警戒室 平成28年2月1日	本荘 24 築館 91 老方 114 川内 135	0	0	2	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
平成28年度 (2016)	雪害 警戒室 平成29年1月14日	本荘 42 築館 90 老方 94 川内 126	0	0	2	4	0	0	1	0	0	5	2	2	0	38	30	1
平成29年度 (2017)	豪雪対策 本部★ 平成30年2月1日	本荘 33 築館 122 老方 162 川内 214	2	0	7	7	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0
平成30年度 (2018)	雪害 警戒室 平成31年1月18日	本荘 18 築館 102 老方 120 川内 156	0	0	4	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0
平成30年度 (2019)	設置なし	本荘 13 築館 30 老方 46 川内 53	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度 (2020)	豪雪対策 本部★ 令和3年1月5日	本荘 36 築館 148 老方 170 川内 180	1	0	8	11	0	1	92	0	0	6	6	40	0	97	30	34
令和3年度 (2021)	雪害 対策部 令和4年2月7日	本荘 57 築館 151 老方 158 川内 187	1	0	2	9	0	1	18	0	0	7	4	10	0	0	0	1

※ パイプハウス、果樹用支柱、ガラス温室、ぶどう棚を含む